落差　二百八十尺
水量　九十立方尺

本所は菊池川に於ける第三發電所にして第一第二は其上流永山附近に計畫せんと目下設計に着手中なり。

三二、菊池軌道株式會社

明治四十四年菊池軌道株式會社を起し、十月一日菊田南千反畑間の一哩五分を始めて開通し、大正二年三月高江隈府間五哩五分開通大正二年八月廣町高江間九哩六分開通し、始めて全線の開通を見るに至れり現今資本金參拾萬圓なり、熊本市隈府間の交通に便宜を與へつゝあること甚だ大なり、停留場左の如し。

隈府、深川、廣瀬、花房、黒木、富、高江、辻久保、大池、御代志、黒石、須屋、堀川、龜井、室園、立町、廣町、内坪井、射馬坂、池田

第三編　史蹟名勝

第一章　菊池氏

第一代　則隆

後三條天皇の延久二年(紀元一七三〇)藤原則隆肥後國菊池郡に下向し深川村に居城し氏を菊池と稱しゝより子孫相繼ぎ二十四代四百六十餘年の久しきに迨び光彩ある菊池歴史の端緒を開けり。

菊池氏の祖先は中關白藤原道隆より出づ、道隆の子隆家太宰權帥となりしが後一條天皇寛仁三年(紀元一六七九)刀伊の賊對馬●壹岐を略して筑前の沿岸を侵す、隆家戰略を運らして之を擊退する事を得たり、其子政則勇武にして父に從ひ功あり、政則の子は則ち菊池家の始祖則隆なり。

菊池入部前の則隆の官途は武朝申狀には大夫將監とあり普通の系圖には太宰少監とある、これは始め近衛府の將監に任ぜられ後に太宰少監に任ぜられて居たものだそうで近衛將監は從五位で大夫とは五位の異名だから大夫將監と稱したと云ふ、太宰少監は太宰府の判官で當時の府官は多く府中に緣のある人から採用して居つたといふ。

第二代　經隆

經隆は則隆の子なり、兵藤警固太郎と稱す、菊池郡花房村の村社若宮神社は經隆を祀れるものなり

經隆が兵藤を苗字としたのは豐後津江の兵藤村の名を負ふたものである、都て其頃の所知所領を有した有樣は後世の大小名

が土地を統一的に集中して居つたのと違つて所々に飛び散つた領地を有し其各所に一族を土着せしめて屯田的に地盤を固めたものだといふ、經隆の子經政は山鹿大夫、同經明は合志五郎、孫經長は天草兵藤大夫、同經遠は託磨四郎、同經益が井芹六郎と稱して居るが如き其一例である、尙ほ宇土の住吉社、玉名の高瀬天滿宮、同肥猪八幡宮、山鹿の久原靈仙寺、熊本の山崎天滿宮、飽田の高橋聖德寺、合志の弘生天滿宮等は初代則隆の建立だと傳へられて居るから是等の地が菊池氏に關係があつた事が判る。

經隆の母は葉室親道の女だといふ、葉室氏は南北朝の頃まで終始菊池氏と行動を共にして居る事は葉室親善申狀を見ても判る、經隆の弟政隆は西郷太郎と稱し同保隆は小島次郎と稱した、一說に經隆は實は則隆の三男で保隆の弟であつたといふ。

第三代　經　頼

經頼は經隆の子なり、兵藤四郎と稱す。

第四代　經　宗

經宗は經頼の長子なり、鳥羽院武者所に任ぜらる。

第五代　經　直

經直は經宗の長子なり、菊池七郎と稱し鳥羽院武者所となる、當時源爲朝九州に來つて諸方を侵掠す、爲に經直は防戰累歲に及びしといふ。

源氏の族宇野七郎親治保元の亂に敗れ肥後に來つて菊池氏に臣屬す、隈部氏の始祖これなり。

第六代　隆　直

隆直は經直の子なり、菊池九郎と稱し肥後守に任ぜらる。治承四年源頼朝以仁王の令旨を奉じて兵を起す、五年二月隆直は阿蘇大宮司惟安●木原次郎盛實等を具して頼朝に應じ太宰權少貳原田種直を筑前に擊つ壽永元年平貞能隆直を菊池雲上城に攻むる事數月、拔く事能はず、貞能糧道を絶つに及んで城遂に陷る。

二年六月隆直上洛す、七月平宗盛、安德天皇を奉じ源義仲の兵を避けて西國に赴く隆直劒璽を守つて扈從す。八月車駕太宰府に至る、菊池●臼杵●戸次●松浦等之を護衛す。天皇讃岐に幸し給ふや菊池一族は阿波の材を運んで行宮を屋島に造營す、文治二年二月源義經平氏を屋島に破り三月進んで壇浦に戰ふ。隆直等兵船を列ね連矢之を射る源兵やゝ沮む、平氏大に敗るゝに及び安德天皇海に入りて崩じ給ひ諸平亡ぶ、隆直の子永野太郎隆長、砥川三郎秀直以下數輩之に死す、十一月隆直は義經の爲に殺さる。

東鑑曰、治承五年二月二十九日丙午於鎭西有兵革是肥後國住人菊池九郎隆直、豊後國住人緒方三郎惟能等反平家故也、隆直之聟木原次郎盛實、南郷大宮司惟安、相具惟能者大野六郎家基、高田次郎隆澄等也、此外長野太郎、山崎六郎、同次郎、野中次

郎、合志太郎、並太郎貧泰已下六百餘騎精兵固關止海陸往還仍平家方人原田大夫種直相催九州軍士二千騎遂合戰、隆直等郎從多以被疵云々。

玉海曰、頭辨經房暫談雜事其中有鎭西之事等菊池高直之使給國司全無謀反之儀云々其後退出了。

又曰、鎭西謀反殊甚菊池與原田元雖怨敵已和平同心欲防貞能之逗留云々。

東鑑曰、養和二年四月十一日貞能爲平家使者此間坂鎭西而申下官使相副數輩私使稱兵糧廻國郡威水火之實庶民悉以爲之費仍肥後國住人菊池九郎隆直爲去當時之難令歸服之由申之云々。

源平盛衰記曰、貞能菊池高直が雲上の城を攻むる間官兵二千餘人、高直がために討取られければ貞能合戰はやめて、城をかたく守つて、かての盡るをあひまちければ、西國運上の米穀、國衙莊園をいはず、兵糧米のために貞能點定しけり云々

菊池氏の事蹟が文書に見え出したのは此頃からで頼朝の手紙にも隆直の名が見えて居る。尙平貞能が菊池隆直を雲上城に攻めた事について右の東鑑と源平盛衰記との二書の記事を考へて見ると貞能は雲上城を陷る事が出來ないで兵糧攻の策を取り且つ奇計を案出し官憲の名義で役所と言はず民家と言はず一々之を臨檢し米穀を貯ふる者があるとドシ〳〵之を沒收したので隆直は庶民の離散には替へ難いと涙を揮つて貞能に降つたものと思はれる、かくて隆直が上洛し安德天皇西狩の駕に扈從してから菊池氏の皇室中心主義の旗幟が一層の鮮明を加へる事になつたと思ふ。尙ほ右の源平盛衰記に雲上の城とあるのは頗る注意すべきてあると思ふ、世に雲上城とは征西將軍宮の御在城に因して稱するが如くいふも其時代以前の著述てある源平盛衰記に見えて居る上は右の說は破壞せられて來る、言ふ迄も無く源平盛衰記は保元、平治、平家の各物語と共に鎌倉文學の異彩として提出すべきもので作者は不詳であるが鎌倉時代の著作である事は疑ふの餘地はない、此書に雲上の城と云ふ名が出て居るばかりて其後約五百年間は誰も菊池の城を雲上城と稱したものは無かつたらしい、何となれば南北朝頃の古文書はいふも更なり室町時代から德川時代の初期にかけて雲上城といふ名を記した何等の根本史料を見當らぬからである、盛衰記が世に出てから約五百年を經過して菊池溫故といふ記錄が見はれた、これが雲上城と書いた第二の著述であると思ふ、此の書は今から百八十餘年即ち享保十七年（紀元二三九二）隈府町の宋四郎兵衞と云ふものが六十歲の時祖父善右衞門重次の手錄及び談話か綴つた珍書である、この書の隈府古城境內之事と云ふ記事の中に『武朝申狀に守山城に楯籠るとあるは此城也、城迹麓の村を守山と云ふも此名の殘りたると可知、又雲上の城と云ふも此城の事也、故は征西將軍宮入らせ給ふ城なればかく右の名有と云」と記して居る、次に古いのは肥後國志てあるがこれは森本一瑞が君命を蒙つて寶曆十一年十一月朔日から新編肥後國志（成瀨久敬著）の進考をしたもので明和二年（紀元二四三二）六十一歲の時までは淸書が出來て居なかつたといふ、此の書には雲上城は深川の城だと斷定して居る、其の次には菊地風土記てあるが此の書は隈府の澁江松石が寬政六年（紀元二五五四）五十二歲の時の著述てある、これには菊池溫故と同一の意見を書いてある、其次になると新探事蹟通考て入木田桃水が天保十一年（紀元二五〇〇）六十二歲で脫稿した大著て比較的新らしいものてあるが此の書には雲上城の地點を示しては居らぬ、德川時代の著述て雲上城の名を出した權威ある書はざつと右の四書てあると思ふ、或は雲上城と云ふのは深川の城の事で發發した米穀を收容する運上（納稅）の城てはなかつたかといふ。序に南北朝時代の根本史料に菊池氏の城名を書いたものを見ると阿蘇文書の「隈部城」『菊池陣城」小鹿島文書の「隈部城」『城野城」深堀文書の「隈部城」『菊善申狀の「守山城」小代文書の「寺尾城」『盤闍久城」『虎口城」『穴河城」『託磨文書の「渡山」『菊池山城」深堀文書の「染土城」今川了俊書狀の「陣の城」『くま目の城」『木野城」『水島の古城」等が即ち是てある、この中て隈部城、くま目の城、熊耳城、守山城とあるのが隈府城の事てある、守山城に就いては異說がある。それは武朝の條下に辯ずる。

第七代　隆定

隆定は隆直の次子なり、菊池次郎と稱す、後鳥羽院武者所となる。

承久の亂に菊池能隆の叔父二人（氏名不詳、隆定の子）が宇治、勢多に奮鬪した事は武朝申狀に明てあるが七代隆定も勅に隨ふて戰功を勵んだ事は葉室親善申狀に曩祖修理太夫善賢及菊池隆定不敢與東夷隨勅勵戰功とあるので判る、隆定が次男て襲封

したのは兄太郎隆長が弟三郎秀直等と壇浦で安德天皇に殉死したからである、武朝申狀に嫡子隆長三男秀直以下數輩致命畢とある以下數輩とは家臣數輩といふ事では無くて一族數輩といふ意であらうと思はれるが其氏名が列らぬのは殘念である、尙ほ隆定の弟には秀直の外に合志四郎直方、八代五郎隆俊、菊池六郎賢秀といふのがある、右の隆俊は黑木氏の祖となつたと系圖に見えて居る。

第八代　能隆

能隆は隆繼の子にして隆定の孫なり、父早世せしに依り家を繼ぐ、彌次郎と稱す、右京大夫に補せられ大番役となり叔父二人をして京都の勤番たらしめ承久三年院宣を奉じて北條義時の軍を宇治勢多に防ぐ、京師陷るに及び義時は能隆の領地數箇所を削る。

承久の亂に奮戰した能隆の叔父二人の名は列らぬ、系圖を見ると能隆の叔父には片角三郎隆親、江良四郎定基、大夫五郎家隆、伊倉七郎定直、九條十郎隆元、林原與三隆益の六人がある、叔父二人といふのは或は大夫五郎家隆、九條十郎隆元ではなかつたかと考へる、この九條十郎は小野崎家の祖となつたと傳へられ、片角三郎は小山家の祖、伊倉七郎は藤田家の祖、林原與三は林原、蛇塚、方保田、平山、小野、中山等數家の祖となつたと傳へられて居る、承久の亂後義時は官軍に屬した人々の食邑三千餘所を沒倒したとあるから無論能隆の所領數箇所も其中にある譯である、亂後に於ける菊池領に關して田中十壘は『鎌倉より一旦は其咎にて所領を沒倒したれども幾程なく舊領に安堵せしと見えて建久二年三月閑院殿造られし時御家人の雜掌の交名を鎌倉より京都に注申されたる中築地八十八本の中四本菊池入道跡と東鑑に見えて此菊池入道は年代を推考ふるに承久に所領を奪はれし能隆が後に入道したるにて能隆此前に所領を返し附せられたりしが造閑院殿の頃は既に身まかりて其子隆泰が世なりし故入道跡とは記されたる也』と言ふて居る。

第九代　隆泰

隆泰は能隆の長子なり、又次郎と稱す。

隆泰の弟に西郷三郎隆政、加惠九郎隆時、城越前守隆經、本郷四郎左衞門實照、中山式部少輔秀周、城六郎隆頼の六人がある、此中て隆政、隆經、隆頼は明武房、有隆、康成等と元寇役に從軍した事が文書に見えて居る、隆經は後年菊池家の三老の一と稱せられた城氏の始祖で隆頼は兄隆經の養子となつたものてある、加惠、本郷、中山等の名も後年の文書に見えて居る、

第十代　武房　贈從三位

武房は隆泰の子にして次郎と、稱す、母は託磨能秀の女なり、文永十一年十月元主忽必烈二萬九千の兵を遣はし對馬に寇す、尋いて壹岐を掠め此月二十日筑前に上陸す、時に武房大に元兵と戰ひ斬首五百級に及ぶ、朝廷其功を賞し甲冑を賜ふ。武房の叔父西郷隆政、城隆經、同隆頼、弟赤星有隆、菊池康成及び葉室高善等皆功あり、此日有隆は元の部將を捕へしといふ、有隆は赤星氏の始祖なり。弘安四年元兵十四萬二千人九州近海に來る、我兵屢之を海上に奇襲す閏七月一日颱風大に起りて海水簸蕩し賊船悉く漂溺す、武房は此役にも功あり。

竹崎季長繪詞曰、博多の陣を打出て肥後の國には竹崎五郎兵衞季長一番と存じ住吉の鳥居の前を過ぎ小松原を打通りて赤坂に馳せ向ふ所に葦毛なる馬に紫さかおもだかの鎧に紅の幌懸けたる武者、其勢百騎計と見えて囚徒の陣を破り賊徒を追ひ落し首

二つ太刀と薙刀の先に貫きて左右に持たせて誠由々敷見えしに、『誰にて渡らせ給ひ候ぞ、凉しくこそ見え候へ』と申すに『肥後の國菊池の次郎武房と申すものに候、かく仰せられ候は誰ぞ』と問ふ、『同しき内竹崎の五郎兵衛季長賜け候、御覽候へ』と申して聽せ向ふ。

八幡愚童記曰、文永十一年十月二十日、蒙古船より下り馬に乘旗を擧げて貫かゝる（中略）蒙古次第に强く勝に乘して責來り赤坂の松原の中に陣を取居たりけり（中略）こゝに菊池次郎武房思ひ切つて百騎ばかりを二手に分ち押寄せて散々にかけ散らし、上になり下になり勝負を決し家の子郎黨多く討たれにけり、如何にしたりけん、菊池ばかり討漏されて、死人の中より起上り、頸數多取りつけて、御方の陣に入りしこそ勇ましかりし。

竹内中佐曰菊池武房は元寇戰第一の殊勳者で今日ならば破格の金鵄勳章を戴くべきである。日東曰武房が戰後鎌倉幕府から恩賞に預らなかつたのは承久亂以來北條系の人々と不和であつた爲であらう、然るに却つて朝廷から甲冑を戴いて居るのは注意すべきである。巽川曰武朝申狀に「文永弘安兩度蒙古來襲之時高祖武房勵勇敢於戰場施佳名於異朝既抽日本之爲日本之大功之由顯天下之歌謠畢」とあるから當時武房の勇敢であつた事を賞揚した俗謠が流行した事と思はれる。是等の言は何れも味ふべき事であると思ふ。

均日、蔭田本系圖に菊池武房が弘安八年三月廿六日に死んだとあるのは誤りであらう。武房の子隆盛は父に先だつて死し孫時隆が菊池第十一代を襲封したが變死した爲時隆の弟武時跡を繼いで第十二代の頭領となつたことは系圖に見えて居る、然るに武時の弟に二郎三郎入道といふのがあつて三十六で兄武時と共に博多で戰死して居る、二郎三郎入道が武時の弟であつたことと元弘三年博多で戰死したこととは博多日記が之を證明し三十六で戰死したことは限府東福寺の墓碑銘が之れを證明する、元弘三年に三十六であつたとすると永仁六年に生れた事となる、永仁六年は弘安八年よりも十三年後である、二郎三郎は祖父武房よりも先に死んだ隆盛の子であるから永仁六年には武房は生存して居つた譯になる、尙ほ武房は弘安四年に三十七であつた事は竹崎季長繪詞が證明して居るから二郎三郎が生れた時は五十四歳であつた事が判る。序に言ふが武時が四十二で戰死した事は犬日本史等が採用して居る、則ち武時は正應五年に生れた事になるから其年祖父武房は四十八であつた事となる、四十八で二番孫を擧げる事は當然有り得べき事である、然るに一說に云ふ如く武時を六十二で戰死したとすると武時は文永九年に生れた事となるから武房が二十八の時である、人間社會に二十八のお祖父さんのある筈は無い、若し武時を武房の子とすると武時六十二歳迄だけは受取られるが弟の二郎三郎が三十六であつたのに對して年齡の差が餘りに甚だしい、矢張武時は武房の孫で四十二で戰死したといふのが眞實を得て居るものだと思ふ。

武房は實は隆泰の第三子である、隆泰には八人の子がある、長は刑部允貞隆で早世し次子輔隆は出家して覺佛と稱し輪足山東福寺の院主となつて居る、次が武房で次が赤星三郎有隆、若宮四郎隆顯、須屋五郎隆冬、菊池八郎康成、林原與三郎重宗である、康成は元寇戰に重創を蒙つて居る。

第十一代　時　隆

時隆は隆盛の子にして武房の孫なり、太郎と稱す、父隆盛早世の故を以て封を襲げり。

系圖を見ると隆盛の弟に堀川三郎道武、甲斐六郎武本、長瀨七郎武成、島崎左馬之功武經、迫門十郎武門、惟武、重富與一武村がある、武本、武經の兩人は甥時隆と家督を爭ひ遂に鎌倉に抵りて上訴し時隆勝訴となるや武經は時隆と相鬪して死んだ、時に時隆は僅に十七であつたといふ。武村は遁れて甲斐に奔つた、有名な甲斐宗運は其後裔である。重富與一武村は建武三年正月足利尊氏が京師に侵入した時之を大渡橋上に迎へ戰ふて討死した、墓は限府の東福寺にある、武村は別格官幣社菊池神社祭神中の一柱である。

第十二代　武　時　贈從一位

武時は隆盛の子にして時隆の弟なり、次郎と稱す、兄の横死により家を嗣ぎ後薙髮して眞空寂阿

と號す。元弘三年三月義兵を擧げ阿蘇惟直と共に鎭西探題北條英時を討たんとして博多に向ふ、箭を阿蘇社に献じて曰く、

武士の上矢の鏑一筋に思ふ心は神ぞ知るらん

武時少貳貞經、大友貞宗に告げ力を戮せん事を謀る、貞宗願望して答へず、貞經疑懼自ら安んぜず、遂に其の使者を斬り首を英時に送る、三月十三日武時博多に火を放ち北條英時を攻む、兵皆殊死して戰ふ、貞經、貞宗英時を援く、武時克つ可らざるを度り長子武重を召し誡めて曰く『我今義に赴き命を捨つ固より其分なり、汝速に國に還り城を完ふし兵を聚め以て君家の恢復を期し乃父の讎を報ずべし』と武重固く與に死せん事を請ふ、武時重ねて『小信を守り大義を忘るゝは良將勇士の所業に非ず』と敎訓せしかば武重涙を揮つて袖ヶ浦を去る、其際故郷に形見を贈るに添へて一首の歌を記して曰く

故郷に今宵ばかりの命とも知らてや人の我を待つらん

武時進んで、犬射馬場に戰死し弟二郎三郎入道等は探題の邸内に闖入して死せり。別格官幣社菊池神社は武時を主神として祀る。

武朝申狀曰、後醍醐天皇御時、元弘三年、曾祖父武時入道寂阿、恭奉勅詔、同三月十三日打入凶徒將平英時之陣、父子一族以下無所殘令討死畢、然者元弘一統之頃、義貞正成長年令出仕之日、如正成言上者、元弘忠烈者勞功之輩雖惟多、何存身命者也、

彌依勅諚聽一命者、武時入道也、忠厚尤爲第一歟云々、此條遽叡聽之由、世以無其隱者也。

親善申狀曰、後醍醐帝御宇、元弘三年正月十五日、高善與菊池寂阿令同心、奉勅諚、同年三月十三日發向博多、爲平英時、寂阿父子高善一族百三十騎遂戰死。

博多日記曰、正慶二年（元弘三年）三月十一日、肥後國菊池二郎入道寂阿、博多ニ付畢。同十二日、出仕之時遲參候間、不可付着到之由、侍所下廣田新左衞門尉問答之間、及口論畢。同十三日寅時、博多申所々ニ、付火燒拂、寂阿カ筑州江州ニ立使者、申云、宣旨使ニ罷向候、允可有御向之由觸廻ル。筑後入道殿ハ、堅粕ニテ、此使二人カ頸ヲ切、三日夕方被進匠作方。江州ハ可打止之由被仰之間、被使逐電畢。サテ菊池捧錦旗、松原口辻堂ヨリ、御所ニ押寄之處、辻堂　在家ニ火付タル間、不及押寄シテ、早良小路ヲ下リニチメイテ懸、宣旨ノ御使ヒ、人々參テ可府着到之由ノヽシリテ、櫛田濱口ニ打出、錦旗一旗、菊池旗并一門等旗アマタ捧テヒカヘタリ。爰筑州祇候人驛場兵庫允相向、尋申事子細之處即兵庫允并若黨一人被討畢。次武藏四郎殿、武田八郎以下、燒矢ハ菊池所行トテ、相向息濱菊池宿之處、早ク菊池打出タル間、息濱ノスサキヨリ廻テ、櫛田濱口ニ、菊池引ヘタル處ニ追懸タリ。即及合戰。武田八郎ハ負手、竹井孫七、同舍弟孫八、并安富左近將監等被討畢。サテ御所ニ打寄、及合戰。菊池入道、子息三郎、二人ハ犬射馬場ニテ被討。菊池舍弟二郎三郎入道覺勝以下若黨等、打入御所中、既ニ御壺ニ貴入、致合戰之間、敵七十餘人被打止畢。菊池嫡子二郎並阿蘇大宮司ハ落畢。匠作御方モ、或討死、或數輩負手畢。サテ合戰過テ、筑州江州以下鎭西人々被參御所。即菊池入道、子息三郎、寂阿舍弟覺勝頸以下、若黨等頸、被懸犬射馬場。寂阿、三郎、覺勝三人カ頸ハ、始四五百ハ不被懸、後ニ被懸之。寂阿並子息三郎、覺勝頸ハ、別ニ被懸之。夜ハ取テ被置御所。十ヶ日計アテ以釘被打打。札銘ニ云。

謀叛人等頸事

菊池二郎入道寂阿、子息三郎、寂阿舍弟二郎三郎入道覺勝云々。

菊池方手負人等落行之處、國々ヨリ博多ニ馳上ル勢共、行向打取之、頸ヲ取進之間、犬射馬場ニ三重ニ被懸之。五所ニ木ヲユイヲタシテ被懸。其後亦追々ニ、自所々取進落人頸二百餘也。糸田殿即御所ニ御入、參州殿十三日御登アル處ニ、筑後國横岳

ニテ、菊池孫子兒童并若衆十人行合奉ル間、即被討畢。類ハ師持參アリ。

均日武時が詠出したと云ふ『もの丶ふ』の歌は大同小異のものが幾つもある、阿蘇宮に献詠した事を傳へて居る天正本太平記には『武士の上矢の鏑一筋に思ふ心は神ぞ知るらん』として居る、其他は多く櫛田社前で詠んだやうに傳へて居るが金勝院本太平記には『武夫の上矢の鏑一筋に思ひきるとは神も知るらん』とし九州軍記及び菊池傳記には『武士のやたけ心の一筋におもひきるとは神ぱ知らずや』とし櫛田社鑑は『武士の矢猛心の一筋に思ひいるとは神や知るらむ』とし菊池野乘には『武士の箙の上矢一筋に思ふ心は神ぞ知るらむ』として居る。

寄る波の音うちそふる川風に錦の旗手また靡きつゝ　三條實美
千代かけて人の袖こそぬらしけれ今宵ばかりの君か言の葉　小出粲
古郷のかたみにおくる直垂の袖のみなとに名をとゞめつゝ　長田穂積
といまるもかへるも同じ君か爲め心つくしの道をこそふめ　加屋霽堅

第十三代　武重　贈從三位

武重は武時の子なり、次郎と稱す、元弘三年三月博多袖ヶ浦にて父武時の遺訓を奉じて歸國し建武中興成るや肥後守に補せられ徴に因り京都に詣る、建武二年十月足利尊氏兄弟鎌倉に在りて叛するや武重新田義貞に從ひ先鋒となりて直義を函根に破る、此際士卒に命じて竹を截らしめ着くるに短刀を以て伏して敵を待ち敵兵突進し來るや之を以て突擊して奇勝を得たり、菊池千本槍は之に因して作れるものなり、

延元元年（建武三年）正月尊氏大兵を率ゐて京畿を犯す、武重武村等大渡に迎へ戰ふ、官軍利あらず、尊氏遂に京師に入る、二月尊氏遁れて九州に來り宗像大宮司の館に入る、時に武重の弟掃部助武敏は筑前有智山城に少貳貞經を攻めて之を殺し勢に乘じて進軍し尊氏兄弟と多々良濱に戰ふ、會〻北風砂を揚げ石を飛ばし白日昏瞑なり、直義之に乘じ追ふて博多に至る、武敏兵を返して決戰し勢甚だ鋭し、直義使を尊氏の陣に遣はし謂て曰く『直義此に死す早く周防長門に赴き再擧を圖るべし』と衣袖を截ちて之を贈る、士卒皆殊死して戰ふ、時に松浦神田の兵叛きて賊に降り我軍を擊つ武敏遂に敗れて菊池に退けり、武敏の軍にありたる阿蘇大宮司惟直及び弟惟成は肥前小城に奔り天山に自刃せり、足利氏の軍肥後に來つて諸城を陷れた國風を望んで尊氏に服す、尊氏乃ち一色範氏を留めて九州を守らしめ四月大軍を率ゐて京都に嚮へり。

是より先き武重は宇都宮公綱等と白旗城を攻め尋いで新田義貞は弟義助及び武重、公綱等をして船地城の賊を攻めしむ、未だ幾くならずして尊氏大擧して東上するを聞き兵を引いて三石に退く、賊兵尾擊するを武重之を擊破し兵庫に軍す。

尊氏兵庫に逼る、武重、新田義貞の陣に在つて敵を禦ぐ、其際弟武吉をして湊川の戰狀を覘はしむ、武吉湊川に抵り將に正成の自刃せんとするに會ふ、武吉を見て曰く『正成力盡きて死に就く、子幸

に還りて之を報ぜよ』と武吉悵恨し『丈夫此際に當り豈生還するに忍びんや』と、俱に腹を屠つて死す。義貞も利あらずして京師に還り尋いで武重は諸將と駕を奉じて延暦寺に抵る。十月天皇京師に還幸し花山院に幽せられ給ふ、武重駕に從ふて拘はれ守兵の間を窺ひ肥後に歸り弟武敏と菊池寺尾野城に旗を擧げ勢威甚だ振ふ。延元二年四月古重は一色範氏と犬塚原(上益城郡豊秋村)に會戰し大に之を破る、是月尊氏書を贈つて武重を招く、武重却つて尊氏を辱かしむ、七月武重は阿蘇惟澄と兵を合せ合志城を攻む、範氏陷志城を救はんとして來り未だ着せざるに城陷る、三年正月武重筑後に進出し石垣山城に入り三月三日より十數日間少貳頼尚と戰ふ、武重歸國し三月廿七日菊池鳳儀山聖護寺に寺領を寄進したり、寄進狀の一に曰く、

四至、東限る兵藤の大道、南限る馬見野の前の大道、西限る穴川の在家の西の大川、北限るかせむにたけのせん、ちやう津江堺山を限る、皷の洞の下の早瀬、悉しくは別紙にあり。

右寄進し奉る心ざしは、大智上人深願仙跡の地に於て、佛祖の正法を紹隆し給ふ心願深重に在します間、武重清淨堅固の信心を起して、當山の事は盡未來際、大智上人に寄附し奉る所なり、當寺の住持所化、大小公私の事、武重か子々孫々、長く相倚ら可らず、開山上人の正法正傳の門弟、代々法頭を證驗して、彌勤下生の旦に至るまで、斷絶せしめざらんが爲なり、伏して願くば佛祖加持護念し給ひて家門久しく盛りに子孫廷臣として武略を天道に守り永く本朝の鎮將たらん、依て忠を朝家に致し正法を護持し奉らん爲に寄進狀如件。

延元三年三月廿七日　　藤原武重判

七月寄合内談衆を置き軍國の事を議し家憲制令を定む、其文言に曰く

一　天下の御大事はなひたんのぎぢやうありといふともらつきよのたんは武重がしよそんにおとしつくへし

一　こくむのせひだうはなひだんのぎをしやうすべし武重すくれたるぎをいだすといふともくわんれいいげのないだんしゆ一統せずば武重がぎをすてらるべし

一　なひだんしゆ一とふしてきくちのこをりにおひてかたくはたをきんせいしやまをしやうしてもしやうのきをましかもんしやうほふとともにりうげのあかつきにおよばんことをねんぐわんすへしつゝしんてはちはん大ぼさつのみやうせうをあほぎたてまつる

延元四年八月十六日、後醍醐天皇崩ず、十一月武重、先帝の爲に佛事を營む。

伊藤公爵が大日本帝國憲法を起草した際武重の家憲を見て大に喜ばれたといふ事を井上毅氏が菊池男爵に話されたそうてある

尙ほ家憲の第三條は菊池傳記著者井澤長秀は『内談衆一統して堅く空言を禁じ五常を守り家門末代に傳はらん事を願ふべし』と

歸出して居る。

玉名の廣福寺にある左の武重筆は大かたは延元三年の物にて宮三位中將への返書であらう、すると現存する武重筆の最終のものである

御文長まりて承はり候、仰の如く御かたき事の外にあはて驚ぎひきて候事目出たく候、又兵藤山まいりて候事重々喜び入存候、やがて參り候べく處に、さして人々に申談ずる事候、夕方參り候べく候、今日は參らず候事恐入存候、恐しくはしやくしんの御房へ申候、恐惶謹言。

十一月十九日　　武重花押（寫眞版參照）

武重が先帝の佛事を營んだ事が本朝通鑑に傳へられてから其後一切の文書に武重の名が見えぬ。系圖に據ると武重の卒去は興國二年八月三日に卒去したとある。

第十四代　武士

武士は武時の第十一子にして武重の弟なり、武重の跡を繼ぎ肥後守に任じ從五位下に叙せらる、武士父兄の遺訓を守り屢々肥筑の間に往來して賊を討ちしが、多病の故を以て家を武光に讓り薙髪して祖禪寂照と稱し諸國を周遊したりと云ふ。或年菊池寺尾野大圓寺の櫻花を見て詠出して曰く、

神ふれし花も昔を忘れずば我が墨染をあはれとは見よ。

武朝申狀曰　厥後武士令相彼武名、馳廻肥後筑後、致度々合戰、令護持遠近之官軍訖。

德永文書曰　菊池武士武敏已下四輩等事、爲退治來月四日所令被向肥後國也、當日以前令上府、可被相向、於不參之輩者、任御數書之旨、可注進交名候仍執達如件

曆應四年（興國二年）六月三日

德永源五郎殿　　太宰少貳（花押）（註、少貳賴尙也）

右の德永文書を見ると興國二年六月には武士は既に菊地家の當主となり武敏一方の將であつた事が考へられる、さて武重の弟で武士よりも年長であつたものが九人ある、其中で賴隆、隆寂は父武時と博多に戰死し武吉は湊川で自刄したが尙ほ木野對馬守武茂、肥前守武澄、八郎武豊、掃部助武敏、豊田十郎武光、餘一武隆の六人がある、此人々をさしおいて武士が幼歳で家を繼いだのは武士が嫡腹であつたのか或は其他に何等かの事情があつたかも知れぬ。

興國三年八月十日武士が政道に關して家憲を尊奉すべき誓書が今も廣福寺に殘つて居る、曰く

天罰起請文の事

一、政道の事は衆人の議區々なりと雖も正道の議を本とすべく假令武士勝れたる議を申すといふとも對馬殿、林原殿、島崎殿、須屋殿の一統なくは我議を捨てらる可く候、此人々一統して定められて餘議をば敢て破る可らず候。

一、對馬殿の申され候といふとし人々の一統なくば用ひ奉るべからず候。

一、大城殿、片保田殿も寄合はれ候はん時は此の人數に入れ奉るべく候、此人々は皆正直の議を守られ候間政道の事に於ては萬事任せ奉り候、此條僞申候者八幡大菩薩の御罰を蒙るべく候

興國三年八月十日　　藤原武士血判

右にいふ對馬殿とは武士の兄本野對馬守武茂で林原殿とは武房の弟林原與三郎重宗の子孫なるべく島崎殿とは武時の兄峰隆と家督を爭ふた島崎左馬之助武經の子孫であろふか、須屋殿とは武房の弟須屋五郎隆冬の子孫なるべく大城殿とは龍造寺文書に征西將軍宮の先發中院義定が康永二年（興國四年）菊池武茂、大城藤次と筑後に進出した事を書いたのが現存して居るから右の大城藤次に違なからう。片保田殿とは武士の兄武隆の子に片保田三郎武明といふのもあるが第八代能隆の叔父林原與三隆益の

孫に片保田與三郎重兼といふのがあるから多分其子孫であらう。

第十五代　武光　贈從三位

武光は武時の第十子にして武重の弟なり、始め益城郡豐田を知行して豐田十郎と稱す、武士の讓を受けて封を襲ぎ從四位下に叙し肥後守に任ぜらる、興國五年菊池に能耳山正觀禪寺を建立し後年郡内に五山を選定せり。

正平三年正月二日征西將軍官懐良親王肥後の宇土津に着御せらる、延元元年九州御下向の途に就かせ給ひしより實に十三年目なり、同十四日親王は宇土津を發し途上御船城に一兩日御逗留の後直に御船を發し菊池一族の保護を受けさせられて菊池の本城に入りこの所を九州鎮定の御本營と定め給ひき。

當時九州に於ては少貳頼尚は一色範氏と反目排擠をなしつゝありしが正平四年九月足利直冬が九州に侵入するに及び之に從ふて範氏と戰鬪を交へ一進一退兩者共に衰へ同七年十一月直冬は九州を去り頼尚は官軍に降るに至れり、此間武光が潛勢力を養成するを得たるは實に自ら求むるとも得べからざる所にして此後一色氏の勢力は次第に失墜し中央の幕府亦混亂して九州官軍の全盛期は就に遠くこゝに胚胎するを見るなり。

正平八年正月武光は懐良親王に奉じて筑後に進出せり、時に一色直氏は少貳頼尚を古浦城に圍む頼尚防禦利あらず援を武光に請ふ、武光直ちに城、赤星、城野及び鹿子木、安富等の兵を率ゐて頼尚を援ひ敵を追擊して二月二日太宰府の南針摺原に達し大に一色軍と戰ひ敵の勇將田原貞廣其子氏直以下多數の將卒を屠り直氏辛ふじて肥前に遁れたり、これ武光の目覺ましき活動を兩筑の野に見ることを得たる最初の戰なり、一色氏の此の敗戰は影響する所頗る大にして遠く薩摩にも及び同地の官軍また一時に起りて島津氏を窘しめ氏久は爲に京都に書を呈して幕府の援兵を請ふに至り、また京都にてもこの報道の達するや誤つて鎮西にては兵衛佐の兵勢大に振ひ勝に乘じて將に上京せんとすとの説行はれ洛中爲に震駭し人心恟々たる有樣なりき、以て此の一戰がいかに一色氏にとりて大打擊なりしかを知るべく、また菊池氏の勢愈々振興する狀を察するに足るべし。

針摺原の戰後武光は一たび菊池に還りて南肥後の經略を遂げ尋いて武光の兄武澄は懐良親王を奉じて北征し爲に一色氏は海を越えて長門に遁走するに至れり、かくて菊池氏の一族は同心協力して南征北伐着々功を擧げ島津氏大友氏も歸順し少貳、松浦、阿蘇、草野の諸族も皆官軍に屬し正平十三年の頃はたゞ僅に日向の畠山直顯の穆佐城に在りてなほ武家方を標榜し殘骸を維持せるのみなりき。

されば武光は今や直顯を征し愈々全く九州を平定せんと欲し十三年十一月武光自ら兵を率ゐて菊

池を發し日向に入り山を踰え谷を渉り穆佐城に着し之を圍むこと急なり直顯支ふる能はず城を棄てゝ其子重隆の據れる三股城に走れり、因りて武光進みて之を攻撃し前後十七箇日にして城遂に沒落したり、武光は十二月二日志布志に來り大慈寺に制札を掲げ兵を收めて肥後に凱旋せり。（武光が犬慈寺に掲げたる制札は男爵菊池武臣氏所藏す。）

抑も九州に根據を有する諸豪族の多くは由來武家方にて宮方たるべき性質を有するものにあらず之を古に逆るも大友、少貳、島津の如きは何れも鎌倉幕府恩顧の臣たるのみならず、足利氏が多年の恩を施し威を加へて是等の諸族を懷柔せるものなれば宮方が一朝の勝利によりて之を根抵より覆へすは到底不可能の事たり、されば此等の諸豪族が宮方に降服せるは自己の計策より打算せる一時の權謀に出でたるものにて早晩これが反覆を來たすは蓋し免るべからざる所なりとす、而して其先鋒として現はれしを大友氏時となす、氏時は武光の日向を征するや機乘ずべしとなし直に旗を揚げて豐後高崎城に據れり、是に於て菊池にては親王自ら豐後に赴きて之を攻め給ひ武光も日向より歸り來り十四年の春には武光、武澄等親王を奉じて志賀氏の城を攻め、また氏時を高崎城に圍みたり然るに少貳頼尚叛して太宰府より菊池の御在城を襲はんとする形勢ありしを以て豐後の攻撃を中止して肥後に歸る事となれり、是時に當り阿蘇氏にては惟時の死後惟村大宮司となりしが少貳頼尚と共に謀を合せ官軍に叛き豐後に在る親王及び武光が歸路を絶ちて之を要撃せん事を謀り小國に几々所の城を構へて待ち受けたり、武光歸途順次之を拔き且つ其兵三百餘人を撃破したり、爲に惟村は菊池氏の通路を妨ぐるが如き事は思ひも寄らず、竊に遁れ去り武光は無事に菊池に歸陣せり。

少貳氏は鎌倉時代以來大友氏と相並びて鎮西の政務に與かり筑前豐前肥前の三ヶ國を領し九州政治の中心たる太宰府に居を占め根據頗る確乎たるものあり、菊池氏また之に匹敵し得べしと雖も蓋し恐るべき大敵なり、今や少貳頼尚が忽ち豹變して官軍に抵抗する事に至りしかば武光は戰鬪準備を整へ正平十四年七月初旬懐良親王を奉じ其一族及び親王に扈從せる五條氏其他の諸卿、新田一族及び九州の官軍となれる諸族の兵を率ゐて肥後を發し筑後に入りて筑後川の平野に出て高良山、柳坂、水縄山の三所に布陣したり、其兵數實に四萬を算し士氣頗る旺盛なり、頼尚は筑前肥前の間に兵を募り一族及び肥前の松浦黨、龍造寺、深堀の諸氏其他九州武家方等の大軍六萬を率ゐて南下し來り味坂庄に陣をすゑたり、こゝに兩軍の貔貅筑後川を挾みて相對峙し筑後の平野に今や龍驤虎鬪の大血戰を見んとするに至りぬ。今陸軍歩兵中佐岩田五郎氏の記述せられたる大原戰史を抄錄すれば左の如し。

高良山對陣並筑後川渡河

北軍の費作は兵力の優勢を利用し猛烈に敵を攻撃し一大打撃を加ふる爲味坂庄に前進し南軍が筑後川を渡河するを待其半渡に乘じ決戰を求めん爲太宰出雲守頼光をして秋月、原田、高木、松浦、三原等の兵を率ひ下四味坂の線にありて先陣となり其他

を以て上西味坂東味坂の線に主力を以て古飯用丸附近に集團せしめ南軍の渡河するを見て其陣形の未だ整はざるに乘じ先頭部隊に向ひ猛然逆襲に轉じ以て打勝打擊を與へんとするにあり。

南軍は七月十五日行軍縱隊の先頭を以て高良山に達し北軍の味坂附近に止陣しあるを偵知し先づ高良山、水縄山の線に停止し士卒を休養し此間を利用して敵狀及地形を偵察し攻擊計畫を立つることに決し諸隊を左の如く住置せしむ。

國府には懐良親王の統率し賜ふ六千人を駐め、府中及東光寺南方高地、吉見が嶽に武光の手兵八千人其他の部隊は阿志岐、鷲城、下野村南方高地谷山城、高良山、毘沙門嶽、柳坂並其南方兜山水縄山に位置せしめ尙各部隊より筑後川の渡場に監視兵を出し警戒を嚴にせり

七月十六日夕刻までに北軍の止陣の狀態に關し稍詳密なる情報に接したる武光は攻擊の容易ならざるを察し翌十七日敵に戰を挑み彼の渡河攻擊し來るを待ち半渡に乘じ之れを擊破せんと欲し五千人を以て神代及大杜の渡場附近に潛伏せしめ尙を緩にし敵の出擊を待ちたるも北軍は相戒めて出てず、武光此狀を見て斷然我より攻勢を取るに決し自ら筑後川上下流を偵察せしに古北附近は渡渉比較的容易なるのみならず敵の警戒も亦疎なるを偵知し陣地に歸還し翌十八日再び一萬の兵を各渡場に出し嚴重に警戒せしめ諸將を高良山に會合し地形及び情況を指示しつゝ左の如き攻擊計畫を立て之れに關する訓令を下せり。

決死隊を撰拔し夜に乘じ筑後川を渡河し拂曉前に味坂の敵に向ひ大夜襲を行ひ其擾亂に乘じて主力を以て筑後川を渡り正面より味坂に向つて攻擊を取らんとす

訓　令

一、南軍は決死隊五千人を以て明十九日午後十時（亥の刻）頃より運動を開始し何町深澤黒木等の地理に悉しきものを嚮導とし古北より渡河し對岸に集合し攻擊部署を定め午前四時（寅の刻）を期し味坂の敵に對し猛烈なる大夜襲を行ふべし。

二、國府にある本營及高良山以東の各陣地にあるものは夜を利用し國府にあるものは下多智附近に殘餘の諸隊は神代附近に集合し決死隊が拂曉前に於てする夜襲を偵知せば直に筑後川を渡河し猛烈に敵の正面下西味坂に向て攻擊を實施すべし。

斯くて五千の精兵は武光之を指揮し七月十九日月明に乘じて運動を開始し古北附近より敵の抵抗を受くることなく渡河を完了し一斥候を下西味坂に派遣し敵情を搜索せしめ渡河部隊は隊伍を整頓し直に夜襲に關する部署をなし肅々として前進を起せり。

是より先き味坂より古飯用丸に充滿せる北軍は南軍が十七日挑戰の後武光自ら渡河點を偵察せるを知り諸將を本營に會合し南軍の渡河し來るに際し採る可き行動に縛き軍議を開けり、原田、松浦、秋月、三原等の諸將進言して曰く『菊池等一族の戰鬪は野猪豺狼の如し故に彼一たび筑後川を渡らば我は宜しく要害の地に據り弓矢の威力を以て彼等を射倒するに非らざれば戰勝期し難かるべし然るに現在の陣地附近は只一面の平地にして賴むべき地障據點なし寧ろ大原に退き各所に散在せる池沼と高地とに占據し敵を待つに如かず原田三原の諸將は特に大原附近の地理に暗じあるを以て故ら此良策を獻ず』と首將賴尙之れを聽き意將に此進言に傾かんとす、賴尙の長子筑後少貳忠資朋の太宰筑後守頼泰等固く此說を不可なりとせしも遂に大原に據り敵を防止し機を見て攻擊し輙ずすに如かずとなし十九日午後急に退却に關し左の要旨の訓令を下せり。

訓　令

一、古飯及東味坂にある大友氏の諸部隊は黄昏に至らば山隈原に退却すべし。

二、用丸及上西味坂にある主力は大保原に退却し下西味坂及各渡場にある諸部隊は日沒まで現在の地にありて警戒し夜暗に至らば小郡野に向て退却し一部を福童原に殘置して敵の行動を監視せしむべし。

主將の訓令は電氣の如く極めて迅速に諸軍に傳達せられ主力は黄昏なも待たずして退却を始め各渡場にある監視部隊も亦混亂退却するに至れり。

先に武光の夜襲部隊が渡河後出せる斥候は二十日午前三時頃（丑の刻）下西味坂に至り北軍の陣營を候ふに寂として聲なし翌東味坂附近を見るも一兵なし斥候馳せ歸りて此情況を報告するや武光嗟嘆して曰く『孺子何ぞ退却の速なるや』と直に兵を進めて古飯附近に達したる頃天漸く明く南軍の先頭部隊は古飯沼を渡りて前進せんとしたるも沼中に通ずる道路は三ヶ所斷斷せられ

續て前進するを得ず武光も亦沼邊に來り沼を隔てゝ敵陣を望見すれば堂島（御原村下岩田）より高樋に亘る高地線には旌旗天を覆ひ敵の陣形稍整頓し陣地前には所々に沼澤を控へ容易に近く可らず、西北遙に大保方向を見れば數萬の敵兵陣地を占領しあり、依て再び地形と敵狀を偵察するに非されば爾後の攻擊容易ならざるを察し先づ古閑以南に止まるに決せり。

下弓削及び神代に集合し渡河の期を待ちたる南軍の主力は天明に至り北軍の退却せるを知り直に渡河し上下味坂の線に進出したるも敵狀地形不明の爲前進を中止し互に相對峙せり翌二十一日に至り南軍は第一線の警戒線を岩田左より福堂原に亘らしめ本營は後退して宮瀬に位置し爰に兩軍の滯陣となり互に斥候を出して敵情地形を搜索しつゝ月を踰ゆるに至れり。

二、南軍の攻擊計畫及戰鬪開始

南軍が八月四日頃までに得たる諸情報を綜合すれば「敵の主力は小郡野道保原一帶に止陣し各陣地前には堆土を設けありて其部署は小郡野附近には新少貳忠資少貳武藤等原田三原秋月高木松浦等の兵凡そ一萬七八千を以て前進隊とし四島南方高池には太宰頼光太宰頼泰等二萬人力武南方高地線には少貳頼尙自ら日下部山鹿島津澁谷等の兵二萬人を以て止陣し山隈原には大友の兵一萬餘人を以て陣地を占領しあり此兩部隊間は寶滿川に依り分斷せられ其兩岸警戒運絡極めて不充分なり」と武光之を聞き大に悅んで曰く『敵の先陣は原田三原秋月等の弱卒なり寶滿川は障碍をなし東四互に相應援する能はず且兩岸の警戒疎なれば以て奇兵を放つべし我此戰に於て天祐を得たり一戰にして敗るべきなり』と攻擊の爲策案を立つること左の如し。

八月六日先づ夜襲部隊を以て大保原小郡の方面の敵を驚援せしめ主力を以て福堂原方向より小郡附近の前進部隊を夜襲し之を驅逐窮迫して第二陣に迫り之を東北方に擊退し次に本陣を攻擊するにあり此間山隈原の敵をして相應援せしめざる爲此方面には有力なる牽制部隊を出すことに決し左の如き軍隊區分をなせり。

一、夜襲部隊三百人菊池武政

一、右翼部隊五千五百人名和大野溝口

一、左翼部隊一千人新田一族

一、本隊一萬三千人（菊池孫四郎武明二千人、菊池武信赤星武貫千五百人、菊池武光四千五百人、懐良親王三千人、新田一族二千人）

一、東方部隊一萬三千五百人（島津上總四郎、牛蒡越前守八千人、絹脇、土持五千五百人）

以上の部署に依り各部隊に與へたる訓令の要旨左の如し。

訓　令

一、夜襲部隊は八月六日夜半より運動を開始し岩田庄にある我警戒線を經て寶滿川を辿り横隈南近より西南に進み敵の背後に潛し本隊が夜暗に乘じ敵の前進隊に接近し聲を揚ぐるを聞かば直に起て火を敵陣に放て喊聲を揚げつゝ驍突縱横以て大騷擾を起せしめよ、

二、東方部隊は七日拂曉より大友勢に向て猛烈に攻擊し之を北方に擊退せば直に旋回して力武南方にある頼尙の本陣に向て攻擊せよ

三、本隊の右翼隊先陣及左翼隊は拂曉までに小郡附近にある敵の前進隊の第一線に對し包圍的に按近し喊聲を發し先つ敵を脅威し我夜襲部隊が攻擊を開始し敵の本陣騷擾するを聞かば直に激烈なる攻擊を始むべし、

南軍の夜襲部隊三百人は八月六日夜半より岩田庄の警戒線を發し寶滿川を辿り前進したるも暗夜なりし爲敵に發見せらるゝことなく横隈附近に達し爰に百騎宛の三隊に分れ所在の地物に潛匿し我本隊の喊聲起るを待てり。

本隊は八月六日午後十一時頃より菊池武明を先陣大將として最先頭に金銀を以て日月を打たる旗を高く捧げ旗の蟬本に往年頼尙が古浦城危難の際武光に救援せられ武光に對し熊野牛王の札に子孫七代まで菊池に對し弓を彎き矢を放つことあるべからずとの起請文を呈したるものを付し其後方より二千餘人の士卒鎧袖相摩しつゝ前進を起せり。

第二陣は菊池武信赤星武貫の千五百人第三陣は菊池武光の四千人第四陣は懐良親王の三千餘人第五陣は新田一族二千人右翼隊

は三陣となりて五千五百人左翼隊は二陣となり一千人肅々として小郡野にある敵の第一線を包圍する如く前進せり。

夜襲の隊は潛に我先陣の近づくを待ちつゝありしが未だ其時機に達せざるに其一部を早くも敵の巡邏に發見せられ今は止むを得ず俄に起て鬨聲を揚げ火を敵陣に放ち猛烈に突喊せり然るに敵陣地内部は兵員に比較し著しく狹小なりし爲各所の陣地忽ち大混亂を起し同志互に喚叫しつゝ格鬪を始めたり夜襲部隊は爰に其目的を達し徐々に敵の陣地を縱斷し南方に進み我第一線部隊に合せり、少貳等の諸軍は混亂其極度に達し、同志格鬪の爲三百餘人戰死するに至れり、北軍が此大騒亂中南軍の主力は隊伍を五段に備へ其先頭列は夜暗に北軍の原田高木松浦等七千餘人を以て止軍せる第一線に接近し突如として喊聲を發したるを以て既に同志の格鬪に疲れたる先陣部隊は度を失ひ一矢を放たずして退却を始めたり、就中松浦神田の陣地の後方には一つの沼澤を控へたるを淺くして渡渉容易なるを偵知せる南軍右翼隊の先陣は此沼を渡り側背より攻擊せるを以て松浦神田等は周章狼狽なす所を知らず數多の死傷者を遺棄し本陣地に向つて混亂退却中方位を失し各所に散在せる深沼に陷り死するもの頗る多し暫くして拂曉に達し朧ろげに彼我の旌旗を認むるを以て武明は二千餘人を提げて沼澤を迂回し直に敵の前進隊の本陣に突入せんとせり少貳武藤之を見て島津牛糞等の兵六千を三隊に分ち武明の軍を包圍したるも武明毫も屈することなく其主力に肉薄したるを以て六千の敵兵は其勢に恐れて敗走せり、前進隊の本陣にある新少貳忠資は之を見て大に怒り兵二千餘人を以て馳來り武明の軍に衝突したるも軍頗る急にして備を立つる遑あらず陣形次第に亂れ來り遂に武明の軍に紛碎せられ松浦吉稱、佐志將監第菊池方の城井隆房の爲に討たれたるを始とし士卒多く戰死し餘衆は潮の退くが如く退却を初めたり忠資其狀を見て大に怒て曰く『汝等少數の敵を見て怖れて退くは何事ぞ速に我と共に奮戰せよ』と駿馬に一鞭して進むも左右に從ふものは總に宗徒決死の士三十人に過ぎず、衆寡の勢敵し難く遂に又城久隆房の爲に斬らる、前進隊は主將既に戰死せるを以て餘衆又戰ふの氣なく第二陣に向て潰亂せり、朝井將監胤信、肥前刑部等北軍の大事來らんとするを見て三千餘人を提て武明が軍の側背に向て突入し奮戰突擊して死す、菊池の一族も亦十一人近臣百餘人戰死し武明も亦爰に壯烈なる戰死を遂ぐるに至れり、之れが爲め南軍先陣の猛烈なる追擊は一頓挫を來せり、先陣が戰鬪中第二陣にありし菊池肥前二郎武信、赤星掃部助武貫の一千五百人は西島南方高地にある敵の陣地を攻擊する爲前進せり、此方面の北軍は太宰賴泰同賴光之を指揮し二萬餘人を十八隊に分ち魚鱗に備へたり、武貫は手兵六百を以て先づ進み武信は九百を以て其後方より前進し電光の激する如く大軍中に突入せり賴泰は送兵五千餘人を以て武信と戰ふ武信が乳人岡上在馬助賴泰と角し遂に之を生擒せり、其他驛庭右衛門藏人山井三郎相馬小太郎、木綿將監等百餘人を討たし南軍は結城右馬頭加藤判官以下三百餘人戰死したるも僅に千五百の兵を以て二萬の大軍を東北方に擊退し力武南方にある賴尙の本營に向て壓迫せるも爰に亦二萬餘の大軍止陣しあるを見て士氣稍沮喪し爲に動搖を來さんとす、時恰も武明戰沒し先陣部隊の追擊に一頓挫を來せしの時機なりとす。

三、南軍總攻擊

懷良親王遙に此兩部隊の狀況を見て事容易ならざるを察し武光の軍と合し七千餘人を提げ沼澤の障害も意とせず賴尙の本陣に突入し其中堅を擣く、賴尙の本陣にある諸將は親王の出戰を見るや皆曰く『將軍出たり將軍出たり射て落せ』と呼ばりつゝ反擊し來る、少貳賴尙も亦士卒を激勵して曰く『今や將軍は鎧甲の魚陷罠の虎なり、今にして之れを討たずんば何れの時にか期すべけんや』と采配を振て陣頭に立ち少貳松浦日下部山鹿島津澁谷の兵二萬餘人左右に分れ親王及び武光の軍を包圍し流矢注ぐが如し、敵將城井常隆之助冬綱二千五百の士卒を以て善く戰ふ、冬綱の臣芳賀五郎房則、親王を射る矢堀の脇に中る暫くして遂に三創を蒙られ鮮血淋漓然かも屈撓せず益々奮戰せられしが乘馬又射倒さる、敵兵此狀を見るや士氣頓に百倍し皆親王を獲へよと蝟集し來り親王の運命頗る危し、敵將冬綱の弟隆房此戰に於て親王に從ひ兄の軍と惡戰して死す、親王の左右にある諸將朝宮は必死となりて防戰し死するもの頗る多く親王の身邊にある士卒次第に僅少となり加るに疲勞其極に達し最早武器を手にして戰ふ能はず、皆親王を圍繞し鎧袖を翳し僅に流矢を防ぎ弱を以て白刃を支ふるに止まり將軍の運命は恰も風前の燈火も啻ならず、武光も亦大軍に沮せられ將軍を援ふこと能はず、忽ち聞く西方千餘の人馬殺倒して來るあり衆疑懼して思ふらく賊軍增加し來れり將軍の運命愛に盡きたりと將軍も亦自裁せられんとす然るに何ぞ計らん此一群の人馬は南軍の左翼部隊たる一千餘人にして敵の右翼部隊の殘敵を北方に驅逐中將軍の危さを見て俄に方向を轉じ來り北軍の背後に突入せる新田の一族なり

んとは、然るに事頗る急にして白刃を以て戰ふ遑なく徒手親王を包圍せる賊軍と角し互に鞭刺するもの多く世良田大膳大夫田中彈正大蹟岩杉相模守桃井右京亮堀口三郎江田丹後守山名播磨守等爰に壯烈なる戰死を遂ぐるに至るも將軍は僅に一道の血路を開き一時福堂原に退却せられ猶疾を包み谷山右馬介義修親王を守護し近臣數人と谷山城に入らる。

四、決戰

菊池武光武政の父子は親王が重傷を負て退却せられ左右諸將朝官多く戰沒し新田の一族も亦多く殪れたるを憤き奮激して曰く『吾輩等は最早一兵も生還すべからず君に忠なる士は我に伴て死せよ』と呼りつゝ己れ先づ士卒の先頭に立ち群がる敵中に突入し四千餘の精兵も亦必死となりて奮戰せり、北軍此狀を見て曰く『既に親王を獲る能はず今は武光父子を生擒せよ若し彼を生還せしむれば虎を野に放つと等し』と一齊に猛射し叢矢雨の如し然れども武光の着せる鎧は固くして强弩と雖も之を穿つ能はず乘馬は射倒せらるゝも武光は身に一創も蒙らざるを以て他人の馬に乘換へて進み馳突縱横血戰十七合皆勝利を得向ふ所敵なし暫くして武光が被れる所の兜を射落され髻切れて被髪面を掩ひ四面より群り來る敵と格鬪し髮に二刀を受け鮮血面に濺ぐ左右の士卒も亦殆んど戰死するに至れり少貳武藤遙に之を見て武光を擒ふるは此時にありと單騎肉迫し來り馬上互に相搏ち俱に墜つ、武光忽ち其首を斫り鋒矢に貫き武藤の蒙る兜を取て着し其乘る所の駿馬を奪ひて之に跨り大聲呼て曰く『菊池肥後守武光は少貳新左衞門武藤に天誅を加へたり主將の爲に弔戰せんと欲するものは速に來り勝負を決せよ』と忽ち馬を躍らして賴尙の陣地に向つて突入せり、南軍の士卒之を見て勇氣頓に百倍し益々奮戰す、賴尙此狀を望見し大に驚き先つ花立山に據るに決し馬首を東に向くるや四萬餘の大軍は主將退却するものと誤認し爰に總敗軍となり潮の退くが如く退却を始め其の混雜名狀すべからず、其の先頭に退くものは後方より退却する友軍を敵の追擊し來るものと爲し周章狼狽沼中に陷り死するもの算なし。

五、追擊

武光武政は南軍諸隊を集結し追擊に移り北軍の大集團を馬市方向に潰亂し賴尙此大渦にありて僅に二十四騎を左右に從へ寶滿山に向て退却せり。

大友と相對峙せる島津牛籠等の東方部隊は南軍の戰況有利なるを見るや爰に始めて猛烈に大友軍に向て攻擊を開始し逐次北軍を花立山方向に壓迫中武光等の諸軍は既に賴尙等の大軍を擊退し續て東南に旋回し來り大友軍の右側背に向て攻擊し大友軍は前後に敵を受け大敗して東方に退却せり武光之を追擊し山隈原に貫流する小川に至り血刀を洗ひ莞爾ととして笑て曰く『少貳の鼠輩何ぞ夫退却の速なるや』と時既に巳の下刻なり武光等猶追擊を續行せんとするも部下の損害多大なるを以て爰に追擊を止め即ち諸軍を收めて高良山に歸陣し尋て根據地隈府に凱旋せり。

正平十六年四月武光は筑前に進出し大に賊を破り翌五月には軍を旋らして薩摩を討ち七月には再び筑前に出て翌八月には賴尙を追うて太宰府を占領するに至れり、かくて親王の御在所を太宰府に移す事を得たり、十七年八月には豐前豐後に進出し同九月には新探題斯波氏經の軍を筑前長者原に破り同十一月には筑前筵打にて少貳冬資(賴尙の子)を擊破し翌十二月には豐後に進出し遂に大友氏を服し九州には官軍に抗するものなきに至れり。かくて後村上天皇の皇子良成親王の御下向となれり、これ懷良親王御東上御計畫につき後顧の憂を絶たれんが爲なりしが如し、世に良成親王を後征西將軍宮と申す。

抑も九州の地勢は自ら三區劃をなす、卽前三國後三國及奥三國とす、而して奥三國は肥薩の間大山高嶺横りて全く別世界の觀あるを以て九州の大局面に關係すること比較的少し、後三國は肥後を中心とし前三國は筑前を中心とす、然して太宰府は古來鎭西の最中心にして九州の統治者の正に在

所たるべき地なり、故に此の地を占領するは行政上軍事上最も重大なる關係を有す、故に菊池氏は少貳氏を退け之を占領せんことは多年の希望にして今實に其の素志を遂ぐるを得たるなり、回顧すれば延元元年菊池武敏が太宰府を襲擊以來菊池氏が此の地に入らんとして兵を進めしこと一再ならず、しかも多く失敗に終りたり、これ少貳氏の根抵固くして容易に拔く能はざりしによるなり、而して正平十四年の大原合戰たるや實に少貳氏の致命傷にして爾後其勢力地に墜ち其後の掃除戰の爲に北九州は悉く菊池氏の爲に掃蕩せられ官軍の號令は悉く太宰府より出づる事となりたるなり、かくて官軍は九州に覇を稱し正平、建德を經て文中元年今川了俊の九州侵入に至るまで九州官軍最盛の時期を現出せり。

武光の墓は隈府町熊耳山正觀寺にあり、四丈餘の樟樹蓊鬱として天を遮ぎる、現今の墓碑は安永年中の建設にして碑銘は藪孤山の撰なり。

第十六代　武　政　贈從三位

武政は武光の長子なり、次郎と稱す、從四位下に叙し肥後守に任ぜらる。

建德元年九月足利義滿は今川貞世入道了俊を九州探題となし了俊は翌二年二月京師を發し十二月豐前門司に上陸し漸次南進して太宰府に逼れり。

當時太宰府には親王を初とし武光も在城し、新鋭の今川軍に對する防戰を講じつゝあり、了俊の計畫は已れ中軍として豐前より入り、子義範をして豐後より、大友氏と共に菊池氏の背後を攻めし め、弟仲秋をして肥前松浦黨と結ひて、西方より太宰府を衝かんとし、卽三面より之を攻擊し、一舉之を拔かんとの方針を定めたり。而して了俊は飽くまで愼重の態度を採りて敢て輕擧せず、四隣の形勢を窺ひ、中國九州の諸將を誘致して太宰府の北方なる佐野山に陣し、時々小戰を行ひ漸次之を攻圍するに至れり。武光はこの攻圍の强敵を擊退するには、正面より攻擊するの愚なることを察し、敵をして自ら去らしむるの方法を採らんとし、了俊が佐野山に陣を移すや、筑前及肥前の東方に於ける官軍を蜂起せしめたり、然れども了俊は自ら之に赴く能はず仲秋をして此の方面に向はしめぬ、了俊田原氏能に命じ、大友氏の兵と共に肥前に入らしめ、官軍據る所の横大路城の對壘として城を綾部に築かしむ。仲秋は深堀時廣等の兵を率ゐて綾部に出て、直に本折横大路の官軍を攻め尋て筑後に入り、楢林本郷に進めり。然るに仲秋は官軍に支へられ、山名義尹と共に酒見城に據れり。是より先菊池武澄の子武安は、專ら肥前筑後の間に在りて此の方面の警備に當り、太宰府に應ぜしが、今や太宰府は今川軍の爲に圍まれ、仲秋肥前筑後の間を侵し來りしかば、武安起りて先仲秋を酒見城に攻め、合戰連日頗苦戰せしも、武安遂に敗れて筑後に走り、有知山城に入れり、かくて仲秋は武安を逐ひつゝ筑前に入り、遂に了俊の軍に合せり。了俊は其勢を以て文中元年八月十日

太宰府の本攻擊を行へり。攻擊頗激甚を極めしかば間もなく天山城陷り、十一日有智山城の軍も敗れ、十二日には哀れ太宰府も支ふる能はずして、遂に今川軍の手に落ち、武光親王を奉じて高良山に走るの已むなきに至れり。

高良山は標高僅に五百尺の小峯に過ぎざれども、筑後川流城下游の平野に隆起し、筑豐肥六州四通の交衝に當り、最要害とする所たり、親王は此の地に牙營を設けて官軍の策戰地とせられ、武光以下祗候して太宰府恢復の策を講せり。其方略は敵が筑後川を越えて南下せんとするを沮止し、一面には豐後肥後の連絡を固くし、主として肥前方面に向つて運動を開始し、今川軍の侵入をとめ、此の方面の力を殺きて後太宰府を衝かんとの計畫なり。

二年二月武政及武安は夜陰に乘じて、筑後川大雲津を渡り、肥前本折城を襲へり。時に仲秋は田原氏能等を隨へ、日隅の津より高上に移り、武政及武安の進擊に應じて兵を綾部に出せしが、遂に戰に及ばず、了俊も城山を出て中國の毛利長井等の兵を率ゐ、宮浦より由比雲上等に陣を移せり。然るに武政及武安の軍肥前に於て漸く勢を得たれば、了俊も筑後川を渡る能はず、菊池の軍も了俊に肉薄する能はず、互に對陣して戰機の熟するを待てり。

大友氏に於ては氏時既に歿し、其子氏繼親世相和せず。氏經は早く官軍に降り、武家方に抵抗して一方に雄視し、菊池氏と連絡を通せり。斯くの如く豐肥の形勢は頗る錯綜し、未た俄に了俊のものにあらず、親王は依然高良山に在しまして、武光專ら之を擁護し奉り、其一族皆出陣して勢頗旺盛なり。然るに不幸にして武光卒去し、官軍爲に大打擊を被れり。

武政は此の難局を受け、專ら阿蘇惟武を依頼し、自ら陣頭に立ちて奮戰せしも、將士は日に離散し勢次第に蹙れり、武政年三十を踰え、攻城野戰は已に練磨せしと雖、策を惟幄の中に盡するは未十分の經驗に乏しく、且又父に代りて全責任を負ふに至り、其心勞蓋し尋常ならざるべく、父を送りて間もなく卒せり、時に文中三年五月二十六日なり。

菊池傳記其他の書に文中三年(北朝應安七年)に將軍足利義滿が自ら細川頼之を初めとし十數萬の大兵を率ゐ九州に下向して高良山を攻め菊池武政は爲に和を請ふたとあるのは甚だしい謬說で當時義滿も頼之も京都にあつた事は當時の史料に詳細に記されてある、即ち義滿の如きは一回も九州に來た事のないのは當時室町幕府にあつて記錄したる花營三代記、後愚昧記等が立證する、足利治亂記といふ俗書は武政が應安七年九月に義滿に降參したと記して居る、武政が其年の五月に死んだ事は花營三代記六月廿三日の條に『菊池次郎武政去月廿六日他界之由鎭西註進到來』とあるので列つて居る、五月に死んだ武政が九月に降參した等記述して居るのは噴飯の極である。

第十七代　武　朝　贈從三位

第十七代武朝は武政の長子なり、初め加賀丸と呼ひ、次に武興と稱し、後武朝に改む、文中三年肥後守護とをり、從四位下に叙し、右京權大夫となる、年僅かに十二、後左京大夫に遷る、父祖の

志を繼き親王に奉事し、專ら王事を以て己が任とす。

三年九月十七日、前將軍宮を奉して菊池に歸れり、是より先父武政卒し形勢日々に非なるを以て高良山の陣を撤して歸國せしなり。

天授元年三月今川貞世入道了俊筑後を發し、新附の黑木等を率ゐ、邊春越より山路を迂りて山鹿に出て、地形を察して四月八日日の岡に陣し、七月十二日軍を進めて菊池水島の附近に至る。武朝之と壘を對して未た戰はす、八月十一日島津氏久少貳冬資水島陣に來り會す、了俊冬資の異志あるを疑ひ之を誘殺す、氏久之を憤り了俊と絕ちて國に歸り官軍に應せり、九月武朝敵を破りて大に之に克つ了俊走りて肥前國府に退く。

今茲懷良親王將軍職を良成親王に讓らせ給へり。

二年夏武朝將軍宮を奉し陣を肥前國府に進め興復を籌る、了俊弟仲秋及ひ松浦以下の兵數萬を以て博多に陣す、武朝守護武國を遣はし之を代伐たしむ、大に大綱に戰ふて之を破る、仲秋等狼狽逃れ去る。

三年正月十三日、大內義弘等二豐の兵三萬を以て來り犯す、武朝大に蜷打に戰ふ、我軍利あらす武義武安及ひ阿蘇大宮司惟武花山院重任以下百餘人之に死す。

六月了俊復た肥後に入り山鹿志々岐原に陣す、武朝書を島津伊久に贈りて出兵を促せり。是より先き天授元年了俊の肥後水島に來り陣するや、肥前を一統し筑後を破ふり、新勝の鋒當るへからす、我國人亦多く彼か威風に靡けり、然れとも了俊了貴を謀殺せしより、將士互に狐疑し士氣亦屈し遂に我に抗する能はす。肥前に退却したり、而して今復た來襲せしも、島津少貳既に宮方に歸順して彼の兵力亦往年の如くならす、而して國人皆心を安くして、我に協力するあり、遂に再ひ筑後に退けたり。

八月十二日武朝亦今川仲秋と玉名郡臼間野大水山關に戰ふて敗績せしかは、廿五日仲秋は進みて合志郡板井村にて陣せり、九月朔日了俊亦來りて仲秋に會し、兵を我に觀し敢て迫らす、尋て了俊は山鹿に退き、十月十一月の交博多に歸陣せり、仲秋も亦玉名郡米野村に退き越年せり。

天授四年八月武朝阿蘇北の宮を菊池郡北宮村に勸請し社殿を建立せり、菊池氏は代々阿蘇神社崇敬の念深かりけれは、祖先の志を成せるなり。

後圓融帝の永和四年八月、武政北宮を勸請すと社記にあるも、永和四年は卽ち天授四年に當り武政の死後なれは正に武朝の代に屬すへし。

四年九月、了俊、義弘少貳秋月等の兵數千を合せて來りて犯し河尻に至る、大友親世豐後日向の兵を帥ひ、阿蘇を經て之に會し益城に至る。二十九日武朝葉室親善等と親王を奉し出て、託磨原に軍し、先つ三伏を作る。一は健軍社の森に伏せて親世に當り、一は原の西に伏せて了俊義弘に當り

一は其中央に伏す、了俊等軍議決せす、義弘獨り進み戰ひ餘賊之に從ふ、時に晴旭方に登り、朝霧漸く消えて兩軍始めて相見る、武朝年少氣鋭士卒に先つて勇進し、寡兵を以て大敵の中を馳突す、氏族戰死する者十餘人、武朝亦創を蒙り、氣益す加はる、戰酣にして良成親王生兵を以て親ら挺て戰ひ給ふ、官軍の散匿するもの其族を望んて復た集る、遂に擊て之を破る、親世東に遁る。健軍社の伏發す、了俊等西に奔る、二伏復た發る、賊軍踉蹌敗走す、首を斬ること算なし、時に武朝年十六なり。

五年六月仲秋筑後より肥後に入り、南關なる丸山を攻め東向して菊池に進み、合志の竹迫城を取れり、而も菊池の根據は容易に動くへくもあらされば、八月十八日復び板井に陣し、屢〻我に兵勢を觀すのみにて交戰せす。滯陣十月に至り陣を撤して肥前に退けり。

六年十月仲秋復た肥後に來り、合志に入りて我を伺ひ水島城を攻めたり。

弘和元年、了俊仲秋等復た菊池に來攻し、四月廿六日城野城を陷る、我兵進擊利を失ふ、五月廿二日陣内寺尾野を攻め、六月十八日轉して板井に陣し、尋て陣を熊部松尾に移し、廿二日丑の刻我本據隈府城に薄る、城遂に陷る、翌廿三日了俊の子義範兵を率ゐて後征西將軍宮良成親王を染土城に攻む、宮も亦支ふること能はす風雨に乘して逃れ給ふ、是に於て武朝は將軍宮を奉して敵を避けたり了俊等勝に乘し、廿六日飽田郡立田に南進し、直に白川を渡り廿九日上益城郡木山津森の二城を攻めけるに、宮方又敗れ部將龜山三郎敵に降れり。

二年武朝將軍宮を奉じて豐後に至る、族人等叛きて守山の險に據り武朝を除かんとす、武朝之を聞き直に馳せ歸り擊て之を平ぐ。

三年二月廿七日前征西大將軍一品式部卿懐良親王薨じ給ふ。親王西海に在すこと四十四年、薨ずる時御年五十五歳、八代郡宮地村に葬る。

三年了俊飯田山に陣す。是より先き了俊菊池の本城陷落の後、南進木山津守に在陣し、又蛭隈に三ヶ年を經過し、今又飯田山に出陣して、南郡平定の策を講じ、又益城郡吉野山に進軍せり。後飽田郡藤崎に移り、滯陣數年に及べり。

時に菊池氏及び親王を譏する者あり、天皇使を遣し之を責む。秋七月武朝上書（武朝申狀これなり）して奕世の忠勤を疎し、且つ曰く、臣が家忠を　天朝に盡すもの十七世、賞と罰と宜しく忠の淺深に從ふべし、何爲そ三百餘歳の忠義を棄て、新進阿黨の所望に從ひ給はんや。將軍宮の如きは正平の勅を受け積勞年あり、理運違ふこと無くば、勅裁豈異議に渉るべけんや、と朝議之を嘉納し給ふ。

武朝申狀

菊池右京權大夫武朝申代々家業之事

右今度勅使如被申　將軍宮者　當家之忠功者　不可過元弘忠士歟　因是難被閣群黨愬云云　謹檢

當家忠貞之案內　中關白道隆四代後胤太祖大夫將監則隆　後三條院御宇延久年中　始而從下菊池郡以降　至武朝十七代　不與凶徒　奉仕朝家者也　然壽永元曆之頃者　曩祖肥後守隆直　不與東夷等之逆謀　奉守劍璽　受安德天皇之勅命　數年勵忠勇　嫡子隆長三秀直以下數輩致命畢　後鳥羽院御代　承久合戰之時　先祖能隆爲大番役　依進置叔父兩人　隨院宣進戰畢　就夫當家本領數箇所　爲平義時被沒倒畢　文永弘安兩度蒙古襲來之時者　高祖武房勵勇敢於戰場　施佳名於異朝　既抽日本之爲日本之大切之由　顯天下之歌謠畢　後醍醐天皇御時元弘三年者　曾祖武時入道寂阿忝奉勅詔　同三月十三日　打入凶徒將平英時之陣　父子一族以下無所殘令討死畢　然者元弘一統之頃　義貞正成長年令出仕之日　如正成言上者　元弘忠烈者　勞功之輩雖惟多　何存身命者也　獨依勅定墜一命者　武時入道也　忠厚尤爲第一歟云云　此條達叡聽之由　世以無其隱者也　建武二年尊氏謀叛以來者　武重令參洛　直獻忠讜之間　宸翰以下御感　特絕比類者也　於鎮西者在國之一族等　致妙惠誅伐之大功　尊氏下向之時　於多々良濱合戰　勵武節畢　延元年中　武重下向之後者　致度々合戰　蒙都鄙之善譽歟　厥後武士令相續彼武名　馳廻肥後筑後　致度々之合戰令護持遠近之官軍訖　興國以後者　武光奉成故大王入御　最初於八代城　自令對治一色入道々猷父子之後　申沙汰大小之籌策　令服大友少貳等御方　二十餘年之陣　鎮西一統之大功者也　武政者令相承彼忠功　致度々合戰　運種々計略分　令早世之間　武朝自十二歲之時　令參勤筑州大王之御陣　守父祖行跡　從令荷擔　鎮西御大事以來者　文中之比　了俊寄來肥後之時　數月勵防戰之武略　於水島陣　成了俊追落之功　鎮西致兩度靜謐訖　其刻武朝奉屬將軍宮　令在陣肥前國府運諸方計策之處　今川仲秋相率松浦以下之凶徒　打出博多之間　指遣肥後守護代武國　致大綱合戰　追散仲秋畢　又大內義弘　豐前豐後兩國之凶徒　相共罷出之間　於蜷打陣致合戰　武光舍弟武義入道自關並武安令討死畢　然而後了俊一類　大友少貳大內兄弟數千騎　寄來肥後國之間　於託磨原　天授四年九月　武朝十六歲之時　任運於天道　忘命於公儀　雖爲無勢　馳入多勢陣　抽戰伐之勇　一族以下銳卒數十人令討死　自身被疵　攻戰最中　將軍宮有出陣　而被馳向了俊　及御合戰之間　散在之官軍　少々依馳參御旗下　凶徒令退散畢　弘和二年之比者　武朝守叡旨　奉仕將軍宮之間　一族以下扶持人等　受彼明黨語　楯籠分領守山之要害　擬黜武朝之條　弗廻時日自馳向　各令追落畢　是則雖爲私計策　偏所存公平也　且度々勅使被見知者也　加之元弘以後者以當家武略　致九州每度之合戰　至于今相支了俊多勢陣畢　就中自元弘三年　至今稔弘和四年者　五十二年之星霜也　此間正平十三年以後二十七年者　顯與入道紹覺　憑武光以來之武功　令居住當家分國之上者　功勳之次第　皆宜存知者也　然則就忠之淺深　可有御成敗者　何被閣當家代々三百餘歲忠義　被賞近年奉公阿黨之所望乎　亦任理非可有御沙汰者也　將軍宮御事　被受正平之勅裁　爲故大王御大官　年來被積勞功　御理運無相違上者　勅裁豈可亘餘儀乎　仍言上如件

弘和四年七月　日

元中七年九月了俊軍を川尻宇土に進む。時に宮方兵氣漸く衰へ攻勢に出る能はず。只防禦に全力を注ぐのみなれば、今又防戰術盡き支ゆる能はず、遂に八代に退けり。

八年五月一日了俊八代に向ひ、篠尾大川岡城等を陷れ、六月六日杭瀨なる名和顯興の館を破る顯興八町嶽城を守る、又了俊の爲めに破らる、時に良成親王は武朝及び其一族と共に球磨川を隔てたる南方高田の御所を據守し給ふ、然るに了俊は川を渡りて南進する能はず、九月陣を撤して退く。

九年閏十月、天皇神器を後小松天皇に傳へ給ひ、兩朝初めて和平す。而も九州にては武朝、良成親王の旨を承け阿蘇、五條氏等と再興を圖りしもらず、應永十四年三月卒す。年四十五。法名を玄微常朝と稱す。三子あり、長子兼朝襲封す。次子を武楯といひ、次を英朝といふ。

均日、武朝申狀に守山要害と云ひ親善申狀に守山城とあるのは隈部城即ち隈府城の事であると思ふ。然るに肥後藩醫田中元勝は其著梯元問答及び征四大將軍宮譜に武朝申狀及び親善申狀にある守山とは八代郡守山莊即ち現今の下益城郡小野部田村であると稱して居るが其通りだとすると種々の障碍が生ずる。申狀を按ずるに弘和二年に武朝親善等が後征西將軍宮良成親王を奉じて豊後に進發して居る際に一族以下扶持人等が守山城に楯籠つて武朝を排斥せんと圖つたので武朝親善は時日を廻らさずして驅せ向ひ守山城を攻め落したとある。武朝等が豊後から時日を廻らさず驅せ向ふた守山を菊池の守山城だとすると當時の情勢上から見て誠に合理的であるが益城の守山まで驅せ向ふたとすると其頃今川了俊の大軍が充塞して居る地を通過せねばならぬ。今菊池城陷落後に於ける了俊の行動を見ると弘和元年六月廿二日菊池隈部城を陷れ翌廿三日染土城が陷れてから同月廿六日立田（日留隈又は蛭隈）に陣し此に本營を置いて根據地となし益城六箇莊津森城を攻めて龜山三郎を降し八月六日には龜崎城を取り九月十三日から腰尾城（木山）を拔き附近を攻掠して其威勢いよ〳〵盛となり三年九月八日立田の根據地を撤して飯田山に移り尋いで八代の吉野山城に移つた事は左の古文書が之を證する。

△橘大崎又四郎公安申軍忠事（小鹿島文書）

去自三月板井御陣參以來同四月廿二日城野に對城被召時供奉仕、其後吾平河内同城野城沒落之時御共仕、同六月廿二日夜、隈部城菊池武興以下兒徒沒落刻致宿直、同廿六日、南郡至日留隈御陣、而宿直〻固候之條、無其隱者哉、然則爲備下賜御判、子々孫々弓箭龜鏡、粗言上如件、

永德元年七月　日

△肥前國彼杵庄深堀高濱伊賀權守時弘申軍忠事（深堀記錄證文）

右去五月十日、馳參肥後國板井原御陣之處、同十二日、被攻菊池館城之間、於城に致宿直之處、同六月十八日、被召隈部城攻陣之間、日夜致合戰之刻、同廿二日夜丑刻武興以下兒徒等令沒落訖、翌日廿三日、菊池清染土城に五郎御曹司御發向之間新宮御所退散訖、同廿六日、同國立田御陣御移之間、致宿直之處、同廿九日、南郡六箇庄御勢仕之間、龜山三郎令向參訖、同八月六日、龜崎城取之時、御共仕訖、同九月十三日、腰尾城取之時、御共仕、五箇日之間、致宿直訖、然早下賜御判、彌爲成弓箭之軍忠、粗言上如件、

永德元年九月　日

△安富下總入道了心軍忠狀（深江文書）

（前略）六月廿二日、菊池次郎武朝要害熊耳城沒落□同六日、爲□□□□御對治御發向之間、於蛭隈之御陣、爾三ヶ年越年仕、致宿直警固（下切れ）

一、永德三年九月八日、飯田山に御移之時、御共仕以來、迄于當御陣吉野山致宿直、所々向城之勤番役、抽忠節□□然早下

賜御判、爲備後證、粗言上如件、

至德元年九月　日

右の深堀記錄證文及び小鹿島文書にある武興とあるのは無論武朝の事で武朝は隈部落城までは武興と稱し其後武朝と改名したのである、右の小鹿島、深堀の兩文書は隈部落城の弘和元年即ち北朝の永德元年に認めたものだから武興と記し梁江文書はそれから四年目の元中元年即ち北朝の至德元年に認めたものだから武朝と記して居る、

右の如く弘和二年には今川了俊は立田に本營を構へ南郡一帶は今川軍の跳梁に任せて居つた時である、當時武朝の行動を見ると弘和元年六月隈府及染土落城の際後征西將軍宮はたけの御所(田中元勝はうけの御所と訓んで居る)に遁れ給ひ武朝も親王御在所附近に奉仕して居つた證據がある、右たけの御所とは今日の飽託郡芳野村大字嶽であらうといふ學者もあるがそれは恐らく誤であらうと思ふ、何となれば隈府及び染土から金峰山方面に遁るゝとすれば菊池の大手口たる西南方面を通過したと見るのが至當であらう、然るに當時今川軍は菊池の西南方面即ち合志の板井原を中心として其方面から大擧攻擊したもので其方面には敵の大軍が充塞し所謂蟻の這ひ出る隙もなかつたに相違ない、加ふるに展望容易の地であるからそれを冒して嶽方面に行く可き筈はないと思ふ、元來菊池氏は菊池城が支へ切れない場合は裏手の東北方面の山谷に遁るゝのが例で一たび其山谷に身を隱すと幾ら敵が搜索しても及ぶ事ではない、かくて時期を見て突出したもので延元元年足利尊氏の兵が菊池を陷れた場合にも菊池武敏は山間に姿を晦まして敵を持て餘させた事がある、それで武朝が隱れて居たたけといふのは菊池の山奥であつたと思ふ、或は水源村竹牧あたりであつたかも知れぬ、たけが菊池の山間であつた事は弘和元年九月の頃阿蘇と往復した一件書類が殘つて居るのでも判り弘和二年に豐後に進發した事でも判る、親善申狀に弘和二年奉將軍宮進發豐後といふ一節が見えて居る、武朝親善等が金峰山方面にあつたとすれば親王を奉じて豐後に進發するといふのは可笑しいではないか、金峰山方面からとすれば其附近に今川軍が監視して居る譯である、これを搦いて敵軍中を通り拔けて遠く豐後まで進發する事は當時の情勢上出來る事ではあるまいと思ふ。かたゝたけの御所或はうけの御所といふのは菊池の山間であらう、田中元勝はうけの御所とは玉名であらうと言つたのも是亦當時の事情に合はぬ話である、武朝等が豐後に出掛けたのは大友氏時の長子氏繼が早くから宮方となつて居るから之を語らふて興復の軍を擧げんとの運動であつたかと思はれる、其虚に乘じて武朝反對の菊池一族末裔が守山城に楯籠つて武朝を排斥せんとしたので武朝は時日を廻らさず守山城に馳せ向つて之を追落したのである、事情斯の如きものがあるから守山城といふのは隈府城に違ないと思ふ、益城の守山だとすると其方面に今川軍の跳梁せる眞只中である、其眞只中に菊池一族が內訌を起して城に楯籠つたり武朝が態々豐後から馳向ひ敵軍中を通り拔けて一族を退治する等は實際行はれる事ではないと思ふ。實際田中元勝翁は將軍宮はうけの御所に在しましたが武朝は其頃は本城に居たものだと考へて居り其他當時の情勢を知らなかつたと見えて『託摩原の合戰以後は今川大友いづくにありしか、すべて此間の事諸家の文書ども多くは散り失せたりと見えて傾りたるはいと〳〵稀なれば考ふるに由なし遺憾多かる事也』と慨言し又『隈部は菊池の本城にて武朝が常の居所なるべきを末々の一族扶持人等が分際にていかでしかたやすくは入替つて楯籠るべき申狀を案ずるに當時武朝は外にありて其留守をうかゞひたる事も見えず、武朝其時は本より菊池の本城にありしが云々』と稱して居るから菊池城落城、武朝の避難、豐後進發、了俊の南郡跋扈等の事を一切知らなかつたと見える、かゝる立場から田中翁は守山城を益城の守山と稱したものであるから取るに足らぬものだと思ふ、矢張り守山城は隈府城の事を指すものに違ないと思ふ。尙ほ天文五年に相良洞然が記述したる長狀には隈府の事を隈部と記し菊池守護家の事を守山と記して居る、是は菊池氏が守山城に居城したからであらう。

書武朝申狀後

木下梅里

王綱末解紐　百蠻仰烈光　桓々相家子　始受此封疆　使之藩王室　以鎭撫海方　爾來三百歲　無世不忠良　白旆拂天國劃傷　海內戰爭沸如湯　終歲辛苦護劍璽　遺恨二兒遂國殤　乾坤瘡痍無極

止　十萬辨髮凌浩洋　家有兄弟揮戈起　殪血飽膏我鋒鋩　鞭聲肅々指博多　誓心一箭死是常　遺子
起軍顏平原　裹瘡出陣張睢陽　刀折矢磬笑劃腸　熱血散作十五腔　以狼易虎彼何物　又傷廟堂誤
否臧　函嶺奮戰功名藏　西朝且奉　正統皇　赤壁當年走阿瞞　天下始知有周郎　胸中韜略拉鬼勇
顧託　征西護親王　親王戎衣兵馬際　縱橫塵戰勢堂々　大勳尤見筑川役　剪人如草血淋浪　天壤
寥々誰命節　繼世渾是百練剛　孤城前後三百戰　一常當百氣趨々　蠢虜幾十萬　圍我高良岡　伴
和亦兵意　將星落彼蒼　孤臣字武朝　祖業敢墜荒　此時僅十二　常在懿親傍　坎軻馳肥筑　攻代
莫或遑　十三克水島　十四戰大綱　十六詫磨役　身被幾多創　臣家如此十七世　讎我者誰舌如簧
不吐鐵心明寃憾　士氣依何更激揚　一封且奏吉野殿　告訴歷々血千行　聽命於天是耶否　東向再
拜日色黃　朝斬千賊夕萬賊　難奈皇運不恢復　廢興髣髴不可索　手澤有人匱而藏　稜々神筆世所
少　塵煤蠹魚幾星霜　字々精神字々血　使人讀之座斷腸　却懷金蕩爲荒野　二十五世夢一場　較
山如馳筈山怒　瀑泉鳴鼓響鏗々　路傍斷碣無人掃　杜鵑夜鳴月凄涼

第十八代　兼朝

兼朝は武朝の長子なり。應永十四年封を紹ぎ、肥後の守護となり、從四位下右京大夫たり。
應永二十七年八月、是より先河尻左馬頭實昭我に叛く。兼朝兵に將として自ら往て之を攻む。相持すること月餘、實昭の臣佐田川吉久密に兼朝に通じ、將に主を弑して降らんとす、實昭之を聞き二十四日城を脫して逃れ去る。
永享三年兼朝職を長子持朝に讓り、剃髮して入道元朝と稱す。文安元年三月卒す。年六十二。法名旭山元朝と號す。

第十九代　持朝

持朝は始め持武と稱す、兼朝の長子なり、永享三年封を嗣ぎ肥後守に任ぜられ、從四位下に叙せらる。
嘉吉元年十一月、少貳教賴兵を擧げて叛す、足利義勝大內教世を遣はし之を討たしむ。持朝教世と謀を通じ兵を率ゐ、往て少貳と筑前生松原に戰ひ、之を破り凱歌を飜げて還る。
文安三年丙寅秋七月二十八日卒す。年三十八。法名阿山蘇光と號す、隈府町大字片角光善寺に葬る。四子あり長子爲邦封を嗣ぐ。

第二十代　爲邦

爲邦は持朝の長子なり、初め次郎と稱す、文安三年封を襲ぎ肥後守に任ぜられ、從五位下に叙せ

らる。

康正元年國士黨を結んで隈府城を攻む、城將に旦暮に陷らんとす、三月八日島津勝久兵を率ゐ來り援け、賊兵散走す。

二年丙子使を朝鮮に遣はす。

海東諸國記曰　肥後州菊池殿　丙子年遣使來朝　書稱肥筑二州大守藤原朝臣菊池爲邦　約歲一二船　庚辛年　又遣使來受國書　所管兵三千餘　世稱菊池殿　世々主肥後州

爲邦の次子武邦暴戾不孝、父の命に從はず、文正元年丙戌遂に益城郡豐福城に據る。爲邦長子重朝を遣はし、之を誅せしむ、重朝往いて之を攻む。武邦出て、城下に戰ひ終に敗死す。

此歲爲邦年三十七、肥後守護職を長子重朝に讓り、合志郡板井村に隱栖し剃髮して尖活仍勢居士と號し、私第を以て寺となし、袈裟をかけて碧巖集を講ず。

長享二年戊申十月廿三日寂す。年五十九。江月山玉祥寺に葬る。又清泉村大字龜尾字板井なる神龍山碧巖寺に分靈の塔あり。

爲邦僧形畫像賛（碧巖寺所藏）

藤原朝臣爲邦公者　奕葉　肥之後州之使君　而菊池氏第二十代之英主　富有一國　德甲九州　智名勇功　誰敢角雄　末年傾心於佛乘　染指於禪法　染衣祝髮　號尖活仍勢大居士　以菟裘之地爲禪刹　山曰神龍寺曰碧巖　今僕指百有餘年于玆也　當住月谷座元　命工繪肖像　請賛　拙僕一首題其上

衣冠巍々舊朝天　着被袈裟後入禪　德色道香今尙在　紫藤花發碧巖前

慶長壬子歲念六月　日　　前住東福後住南禪清韓書

第廿一代　重朝　贈正四位

重朝は爲邦の長子なり、初め藤菊丸と稱す。文正元年嗣立して、肥後守護となり、從四位下に叙せらる。

文明八年丙申夏五月十四日、諸臣及び僧徒を藤崎八幡宮に會し、一千句の聯歌を詠じ、詩を賦し之を宮殿に納む。老臣隈部忠直の作に曰く、

和光垂跡八幡宮　誓願遙期利初終　新見洪鐘涌出地　傳聞鳴鏑響空飛
藤其倚松千堆紫　花又傾陽一天紅　共献詩歌靈廟下　慇懃拜手欲相通

重朝儒學に志し、和歌を好み聯句に長ず、當時天下麻の如く亂れ文敎長く地を拂ひ、又庠序釋奠の事を營むものなし。重朝獨り此間に處して文武の英才隈部忠直と共に、文學を西陲に振興し名敎

を千載に維持せんと欲し、聖堂を隈府に建て、九年丁酉春二月九日を以て始めて釋奠の禮を行ふ、眞に千古の美事と謂つべし。其餘澤は我菊池の鄉をして永く文敎の地たらしめしなり。

十三年辛丑秋八月隈府に於て、聯歌一萬句を會詠す。時に重朝は月松の題にて、

月やしる十代の松の千々の秋

と詠ぜしより月松の屋形と稱したりとぞ

十五年癸卯夏四月宇土地頭爲光、肥後守護たらんと欲し兵を擧て反す。爲光は重朝の叔父なり。相良爲續之に黨す。重朝兵を遣はし之を伐つ、十六日木原赤熊に戰ふ、名和顯忠の臣蜂須賀家親短兵を以て爲光に迫る、爲光大に敗れて八代に走り松隈に匿る。

明應二年癸丑冬十月廿九日卒す。年四十五、玉祥寺に葬る。長子武運封を嗣く。

第廿二代　能運

第二十二代能運は重朝の長子なり、始め名を武運と稱す、明應二年父の後を受けて肥後守護となり、從五位下に叙せらる。時に年甫めて十二なり。

七年戊午是より先き相良爲續豐福を徇へ、是に至り我に背く。武運肥後豐後筑後の兵を遣はし、豐福を攻め之を拔く。爲續勢を失ひ球磨に退く。

文龜元年辛酉從祖叔父宇土爲光、復た叛いて餘黨を率ゐ菊池城を掩攻す。武運拒て利あらず、更に各地に戰ふ。夏五月十三日敗れて玉名郡石貫村に到り、從弟肥前守菊池重安と共に肥筑兩州の兵士を率ゐ十九日袈裟尾原に對陣し、二十日未明より晡時に暨び奮戰利あらず、重安戰死し武運は肥前國高來郡に赴けり。爲光依て國を奪ふて肥後守護と稱す。

三年冬十月城重岑隈部運治等義兵を起し能運を高來に迎へたり。爲光之を聞き自ら兵を率ゐ往て高瀨に逆擊し、戰潰へて宇土に走る。是に於て能運隈府に匿ることを得たり。既にして諸軍を發し宇土城を圍む。爲光守ること能はず、纔に身を以て大見村に遁る。諸兵追躡し、爲光遂に自刃し、後其子重光等も誅せらる。

永正元年二月十五日、能運卒す。年二十三。法名實相院儀天英忠大居士と號す。男爵菊池武臣氏は其の直系なり。

第廿三代　政隆

政隆は爲邦の姪重安の長子なり。始め政朝と云ふ、永正元年三月肥後守護となる。蓋能運の遺命に依るなり。

二年元老重臣相議し、政隆を廢し、阿蘇大宮司惟長を立て嗣君となす。惟長乃ち社職を弟惟豐に讓

り、隈府に來り菊池家を繼ぎ、名を武經と改む。

政隆葦北に赴き二見に寓す、轉じて筑後に奔り密に兵を集む。舊臣城政元、隈部鎮治等五百餘人之に應じ、乃ち政隆を擁して武經を討たんとす。既に肥後に至る。閏八月大友の臣朽綱親滿武經を援け、兵を率ゐて來り筑後に次し、進んで肥後臼間野櫻馬場に陣す。政隆之と戰ひ利あらず、十七日武經と合志郡久米原に戰ひ、安國寺に入り自殺せり。年僅かに十九。乃ち此寺に葬る。

八年武經菊池を去り阿蘇に還る、始め武經菊池家を繼ぎてより暴戾無狀國政を務めず、是を以て士民乖き離る。武經遂に難を怖れて隈府を遯る。是に於て隈部親氏・長野運貞・內空閑重載等託磨武安の子武包を奉じて菊池の嗣とす。

第廿四代　武　包

武包は庶流託磨武安の子なり。永正八年出て、菊池家を嗣ぎ肥後守護となる。時に豐後の大友義鎭兵を率て來り犯す。十七年宗室議して終に武包を黜げ、大友義鑑に請ひ、其弟重治を立てゝ主となす。

大永三年武包玉名郡小代筒嶽城に據り兵を擧ぐ。阿蘇惟豐其臣甲斐親宣を遣はし之を擊たしむ。三月二日逆へ戰ふて大に敗れ遂に城を脫して肥前高來に奔る。天文元年壬辰春二月十三日其地に卒去したりと云ふ。菊池守護家の系統絕ゆ。

菊池家の末葉に當りては、阿蘇、大友等の壓迫甚しく、阿蘇大宮司惟長は菊池家第二十三代政隆を追うて隈府城に入り菊池武經と名乘りしことあり、大友重治は第二十四代武包の後を襲うて菊池義宗（後に義武）と名乘りしことあり、共に暴戾にして將士の憎む所となり、幾もなくして隈府を去れり。菊池家に於ては、政隆は永正六年八月合志郡久米安國寺に自殺し、武包は天文元年二月肥前高來に死せり。延久二年則隆の菊池下向より、天文元年武包の肥前客死に至るまて、實に四百六十三年なり。

世人の多數は大友家より菊池家に入りし義武を加へて菊池二十五代と稱し來れり。若し義武を菊池家の代數に數ふるとせば宇土爲光、阿蘇惟長も加へざるべからず、是等の人々は何れも菊池一部の重臣より迎えられて隈府に入城し、菊池氏を稱し肥後の守護たりし人なり。故に菊池家の血統を有し、且つ正當に襲封せる人々のみを數へて菊池第二十四代と稱するを妥當とすべし。

藤原北家菊池系圖

- 道隆 攝政關白 號中關白
  - 隆家 太宰權帥
    - 政則 對馬守 肥前守
      - 則隆 初代 太宰少監 延久貳年菊池郡下向以菊池爲氏
      - 第一代 經隆 兵藤警固太郎
        - 政隆 西郷太郎
        - 保隆 小島次郎
        - 第三代 經賴 兵藤四郎
          - 通俊 兵藤大夫
            - 安頂 三郎
            - 經明 合志五郎
            - 經平 追間十郎
          - 第四代 經宗 鳥羽院武者所
            - 經長 天草兵藤大夫
            - 經家 藤田三郎
            - 經遠 託摩四郎
            - 經秀 村田五郎
            - 經益 井芹六郎
            - 第五代 經直 菊池七郎 鳥羽院武者所
              - 俊直 東次郎
              - 經繼 佐野三郎
              - 經雄 小次郎
      - 第六代 隆直 菊池九郎 肥後守
        - 隆長 永野太郎
        - 隆定 菊池次郎 御鳥羽院武者所
        - 秀直 砥川三郎
        - 直方 合志四郎
        - 隆俊 八代五郎
        - 賢秀 菊池六郎
        - 經俊
          - 經繼 菊池小次郎 早世
            - 第八代 能隆 菊池右京大夫 大番役
          - 隆親 片角三郎
          - 定基 江良四郎
          - 家隆 大夫五郎
          - 定直 伊倉七郎
          - 隆元 九條十郎
          - 隆益 林原與三
      - 第九代 隆泰 菊池又次郎
        - 隆政 西郷三郎
        - 隆時 加惠九郎
        - 隆經 城越前守
        - 實照 本郷四郎左衛門
        - 秀周 中山式部少輔
        - 隆賴 城六郎太郎
        - 直隆 刑部丞 早世
        - 賴隆 出家
        - 第十代 武房 次郎 贈從三位
        - 有隆 赤星三郎
        - 隆顯 若宮四郎
        - 隆冬 須屋五郎
        - 康成 菊池八郎
        - 重宗 林原與三郎
        - 第十一代 時隆
        - 第十二代 武時 次郎 號眞空寂阿 贈從一位
        - 覺勝
        - 第十三代 武重 次郎 號寂山 肥後守 贈從三位
        - 賴隆 三郎
        - 武茂 五郎
        - 隆舜
        - 隆盛 西郷彌四郎
          - 道武 堀川三郎 先父卒
          - 武本 甲斐六郎
          - 武成 長瀨七郎
          - 武經 島崎左馬助
          - 武門 追間十郎
          - 惟武
          - 武村 重富與一
          - 女子

- 武澄 肥前守
  - 武安 肥前守
    - 武元
      - 安武
        - 安春
          - 武安 第二十四代 肥後守
            - 武包 肥後守
  - 武吉七郎
  - 武豐八郎
  - 武敏 掃部助　贈從三位
  - 第十五代 武光 豐田十郎　肥後守 贈從三位
    - 第十六代 武政 次郎　肥後守　贈從三位
      - 第十七代 武朝 肥後守　贈從三位
        - 良臣 右馬助
        - 兼秋 西右馬助
        - 武相 高瀬十郎
    - 武教
    - 良政
  - 武隆 餘一
  - 第十四代 武士 肥後守　號祖禪寂照
  - 武尙
  - 武義 深川彦四郎　號自關
  - 武世 餘五
  - 武方 又六郎
  - 女子了心 紫覺尼
  - 第十八代 兼朝 肥後守　號元朝
    - 第十九代 持朝 肥後守
      - 忠親
      - 武德
      - 武弘
      - 武明
    - 武楯
    - 英朝
    - 兼士
  - 第二十代 爲邦
    - 第二十一代 重朝
      - 第二十二代 武運 肥後守
        - 重房
    - 武邦
    - 加賀滿丸
  - 爲安
    - 重安
      - 第二十三代 政隆 肥後守
  - 爲房
  - 爲光
  - 相直
- 重次 此間十五代略
- 忠
  - 武臣 男爵
    - 武夫
  - 武麿

第二章　菊池氏墓所

初代則隆公墓　菊池村深川にあり、里道を挾みて菊之池跡と相對す。榎の大木あり。碑は繞らすに玉垣を以てす。菊池神社秋祭の際は神輿此に神幸あらせらる。

第二代經隆公墓　花房村大字出田にあり。村社若宮神社是なり。境内に澁江松石の撰に係る碑あり。

第三　經賴公墓　所在不明。

第四代經宗公墓　所在不明。

第五代經直公墓　所在不明。

第六代隆直公墓　所在不明、隆直公は菊池に自殺せりともいひ、文治元年十一月一日京都に於て源義經に殺されたりとも傳ふ。

第七代隆定公墓　所在不明。

第八代能隆公墓　所在不明。

第九代隆泰公墓　所在不明。

第十代武房公墓　所在不明。蘭田本系圖に弘安八年三月廿六日卒、法名惠照とあるは疑はし。

第十一代時隆公墓　所在不明。叔父武經と鎌倉に相刺して死し、年十七と傳ふ。

第十二代武時公墓　元弘三年三月十三日博多に於て戰死す。首塚と稱するものは福岡市外早良郡鳥飼村大字谷字馬場頭にあり。胴塚と稱するものは同郡原村大字七隈字椎木にあり。天保三年三月十三日武時公の五百年忌に當り、福岡藩士城武平武貞は七隈の胴塚に大祭典を執行し、藩の諸星擧つて詩歌を献詠したるもの今に殘れり。此擧は福岡勤王黨の蹶起せる一大近因なりといふ。來る大正二十一年は公の六百年忌なり。

第十三代武重公墓　隈府町大字亘にあり。此の地もと東福寺の觀喜院跡なり。老杉天を刺せる下に龜の趺座ある碑あり。碑には興國三年八月三日に卒去せる如く記されたるも繼嗣武士公の興國三年三月の誓書に武重之遺命なる句あるもの現存せるを以て、興國三年八月卒去にあらざること明なり。

第十四代武士公墓　葦北郡二見村正福寺を終焉の地となせしとの說あり。

第十五代武光公墓　隈府町正觀寺にあり。數丈の樟樹欝然として天を衝く。公の墓に關して澁江松石著菊池風土記に曰く、

武光公墓は正觀寺門内に在り、世俗の說に桐木の墓を武光公の墓と云しは誤也。桐木は古實相院のありし所也。此墓は二十二代能運公の墓、能運公を實相院と稱し奉る、今其繪像正觀寺にあり。武光公は應安六年十一月十六日死去、余兼て家翁（公豐）と申あへるは、『菊池氏楠氏と共に王室に勤勞ふかく忠誠の鑑たる家にして殊に武光公は功勳格別多く、西海二十餘年の靜謐をなし百人武將の内にも載せられ給ひて其墓もいちじるしけれど規度したる印もなきよ』と兼て歎息し、何とぞして石碑を立たき物と思ひ同鄕の宗傳次英盈に物語りければ、英盈其先祖菊池家に仕へ來し恩義を蒙る苗裔なれば此事を聞て感慨し、『碑文を世話し侍らば其碑は我立つべし』と有りし故に、時節到來と悅び當時時習館の敎授（校長相當）藪孤山先生に委く物語り碑文を請ひて出來の上遣はしければ英盈多くの財を棄て營みたり。碑の寸法は余勸めて水戸黄門光圀卿の建て給ひし楠正成碑を規とし、文字は家翁之を書し石工の者は玉祥寺村次平、就中文字の彫刻龜の趺座は下坂庄

兵衛細工なり。碑文左に記す。

◎菊池正觀公碑銘

編者云　孤山遺稿
作神道碑

嗚呼元弘以至明德四十餘年。王室之難。豈不痛哉。如天皇統之有正閏。神器之有去就。雖非臣子之所敢議。然其君子小人之分。忠良亂賊之判。則天下後世。自有公論。昭々乎不可得而掩矣。蓋方是之時。忠臣烈士不爲不多。然至其一門無叛心。數世全臣節。則未有如楠氏菊池氏盛者也。楠廷尉崛起倡義。中興王室。其後屢諫不聽。殺身成仁。其子其孫。克遵遺訓。與南室相終始。其忠盛矣。至如菊池氏。則自寂阿首死王事。二子繼興。能復君父之讐。遂奉征西親王。專節鉞于一方。而宗族子弟。無不同心協力以勤王事。是以中朝不競。海西大振。既而神器入洛。南方諸臣皆散。而菊池氏崛强獨存。傳二十五世。以終足利氏之代。此其忠誠無異於楠氏。而功則有加焉。楠公歿後三百餘年。常藩義公聞而慕之。乃建碑於其所戰歿湊川之上。請明遺民朱之瑜撰其文。於是楠公之忠。益以顯著。而菊池氏之墟。則寥々英聞焉。正觀公之墳。在于墟之西南禪寺院中。歲年遼遠。無他表識。墳上獨有一大楠樹耳。邑人澁江氏父子痛之。喟然歎曰。菊池氏之忠烈如彼。而使楠氏獨專其美乎。謀之豪族宗氏。宗氏奮曰。是我罪也。我先世皆事菊池氏。而被恩舊矣。乃捐財建碑。使澁江請予文鐫之。正觀公乃寂阿公之仲子。諱武光。其忠烈功業。於數世中最爲盛。事具史冊。澁江氏名公豐。字子錫。子名公正。字子方。宗氏名英盈。字傳次。如三子亦可謂勇於義矣。銘曰。

上菊池之墟。俯長江偕蕩。仰箭筈之嶮峨。山川鬱勃之氣。何爲至今未除也　遽而悲風一起。萬木皆鳴。如來者師。聲罪討征。士馬踊躍。金鼓錚鏗。螻蟻之衆。英之敢抗也。蓋忠憤之氣。不可夭閼。故能激風霆薄日月。雖經千百歲。而未嘗竭也。況有數義士。隔世而緬懷。爰建碑石。以表泉臺。使人之拜觀九原者。益思慕徘徊而不忍回也。噫嘻。盍嘗觀大反少貳二氏之墟與墓乎。寧有復泫然而泣下者邪。

安永八年己亥四月

熊府學祭酒藪愨士厚謹撰
菊池　澁江公豐子錫謹書
菊池　宗英盈字傳次謹建

右天明二年壬寅二月成就、同月十五日宗傳次より正觀寺に於て塔の供養をなし、此事に預かりし人人をはじめ數多の賓を請じ饗應せり。

第十六代武政公墓　隈府町正觀寺にあり。今の墓碑は天明年中寺の卵塔場に數多の石碑の倒れたる中より見出せるものなりといふ。武政の卒去は當時の記錄たる花營三代記應安七年（吉野朝文中三年）六月廿三日の條に『菊池次郎武政去月廿六日他界之由鎮西註進到來』とあるを以て文中三年五月廿六日なる事を知るべし。

第十七代武朝公墓　所在不明。たゞし雪野村眞德寺に葬れりと稱し、或は岡田村正善寺に葬れり

との說あり。應永十四年丁亥三月十八日卒去し、法名を玄微常朝といふ。年四十五。

第十八代兼朝公墓　砦村大字岡田神嶽山正善寺の廢迹に在り。文安元年甲子三月八日卒去し法名を旭山元朝といふ。年六十二。

第十九代持朝公墓　隈府町大字片角菊桀山光善寺にあり。文安三年丙寅七月二十八日卒、法名を阿三蘇光といふ。年三十八。

第二十代爲邦公墓　隈府町大字玉禪寺江月山玉祥寺にあり。長享二年戊申十月廿一日卒去す。光活仍勢居士と號す。年五十九。清泉村大字龜尾碧巖寺にも分靈の墓あり。

第二十一代重朝公墓　隈府町大字玉祥寺江月山玉祥寺に在り。明應二年癸丑十月廿九日卒去す。法名を梅屋祥英といふ。年四十五。

第二十二代能運公墓　隈府町大字正觀寺字桐木の正觀寺實相院の廢迹にあり。永正元年甲子二月十五日卒去す。法名を儀天明綱といふ。年二十五。

◎菊池能運主碑銘

小山川蔭

菊池二十二代從五位下肥後守藤原能運主は始名武運明應二年父重朝の遺跡をなん承繼たはひける。同八年球摩郡なる相良爲續下益城郡豐福村にありて從はざりければ軍を出してつひに球摩へ追退け給ひぬ。文龜元年宇土彈正少弼爲光所領を奪はんとて隈府城を攻めたりしに、はからずも近侍の郎從邪なることを謀りしかば勝利の道もなかりけん、五月十三日の夜ひそかに城を出て玉名郡石貫村に至り、從弟菊池肥前守重安とはかりて則肥前筑後の兵どもを率て同二十日菊池なる袈裟尾原にて戰ひ、こたびは仇ども多くほろびしかど、猶重安をたのみて肥前國高來郡にて在けるる。其後郎從城重岑、隈部運治等をかたらひ給ひければ、同三年九月城隈部のともがら軍をおこして主を高來より迎へしを、爲光又兵を率し玉名郡高瀨津に出會ひしに、爲光軍やぶれて宇土城に逃入しを、やがて追落して同郡大見村にて爲光父子一族どもを皆亡し給ひしとなん。かくて仇なふものもなく、武名は國内にとゞろきしを、幸なきさかやおはしけん、永正元年二月十五日齡二十五にて世をはやくし給ひぬ。法名實相院儀天英忠大居士とぞ申ける。此主嗣子おはさゞりしかば菊池の嫡流は此時に絕たりしとぞ。されば星霜をふるまゝにかかる故をしる人もすくなし、しるしの石も草の中に傾きぬるを、かねてうれたみおもふ人々こたびかくあらたに物して、かたわらに碑たてんとて其書くべきことをこへる隨に、古書どもより見出たるまゝをしるす。

たけわりし名も古塚の苔の下に、
埋もれてよりいく世へにけん、

安政四年五月

第二十三代政隆公墓　菊池郡泗水村大字豐水久米安國寺に在り。永正六年閏八月十七日此寺に剃

腹す、法名を天仙源祐といふ、年僅に十九。

第二十四代武包公墓　所在不明。天文元年二月十三日島原高來に卒去し法名を宗岳といふ。延久二年より天文元年まで實に四百六十三年を經たり。

第三章　名所舊蹟

一　隈府城

隈府城趾は隈府町字城山にあり、別格官幣社菊池神社の鎮座せる地なり、菊池氏此に本城を設け南北朝の頃には前後二十個年間征西將軍宮の御本營となれり。隈府はもと隈部と稱したるを以て此城も隈部城と稱したる事は南北朝の頃阿蘇惟澄の註進狀及び今川了俊の書狀、橘公安の軍忠狀、深堀時弘の軍忠狀に見えたり。深江文書には熊耳城と記されたり、又雲上城、守山城の稱あり。菊池隆直が雲上城にありしこと源平盛衰記に見えたれば將軍宮の御在城に因して雲上城と稱せしとは疑ふべし、守山城とは地名より稱せしものなるべし。

託磨宗直の軍忠狀に菊池武重が渡山に戰ひし事を記せるは此地の事なるべく尙武士・武光も此城に入りし記錄あり、爾來累代菊池氏の居城となれり。かくて第二十二代能運に至り一たび宇土爲光に奪はれし事ありしが再び之を復し政隆・武經・武包・義武相繼いて居城し後赤星親家・同統家父子之に據りしが天正六年龍造寺隆信攻めて之を陷れ隈部親永に與ふ。天正十五年佐々成政攻めて陷れ翌年加藤清正肥後半國を領するに及び加藤傳藏をして城代たらしむ。元和後に至り破壞して今日に及べり。

一の丸趾は菊池神社境内一段小高き邊りなりといひ、二の丸趾は月見殿の東なりといふ、もと南北一面の地形なりしを赤星氏在城の頃處々堀切れりといふ、明治に至り日田往還貫通せり。

築城の三段

▲上代の築城　城として纏まつた築造物が設けられたのは天智天皇の頃から朝鮮半島及び支那大陸に對する警戒の必要を感ずるに至つて始めて行はれたもので此の種の築城は朝鮮式山城を模したものである。大野城、基肆城、鞠智城の如きが即ち是て其一般形式は谷と之を遶つた山頂とを取り込んで築いたものである。

▲中世の築城　領主は領土を諸子に分與し一門家臣も多く其の封地に土着したから、大豪族の勢力も實は此等の小領土の集合の上に築かれた傾向があつた、城郭は土着せる附近の險要な地形を見立てゝ、そこに削平地を設けたり、壕濠を起して只戰鬪に當つて臨時に之を使用したに過ぎぬ。而して南北朝頃の城は數多の要塞を配置して一の大なる要塞地帶を形成したものである。即ち或る廣い自然地域を大なる城郭と見做したもので菊池十八外城の如き即ち是てある。

▲戰國時代以後の築城　一門家臣はすべて領主の膝下に集中せられ領内の事は一切領主の指揮を仰ぐ事になつた。從つて城郭も領内に一城と云ふのが通則となつて其構造も頗る精巧堅牢なものとなり石垣が築かれ天守閣の如きものも設けらるゝに至つたのてある。

菊城覽古

秋山玉山

英雄城跡倚崔嵬　箐嶽鞍峯望壯哉　形勝猶餘蛇口在　威靈還自鳳儀來　南朝兵甲勤王略

西海風雲拉鬼才　獨過泮宮尋故事　春風依舊杏花開

秋日登菊城　澁江汐灘

懸崖盡處見殘墉　勢振長川萬古雄　一郡秔稻分畝澮　數里松杉達崆峒　海燕巢古將軍樹
山雨秋雲望月宮　往事悠々經幾歲　風烟猶在畫圖中

守山城　木下韡村

家世勤王振九州　探題屢走北人愁　力縫王闕三朝位　氣蓋金陵萬里舟　寒兎奔霜月臺夕
哀蟲烟草杏壇秋　變遷如此吾誰問　水抱空城寂寞流

ものゝふのすみかはあれて轡むし　細川重賢

二　十八外城

一、菊の城趾　菊池村大字北宮にあり、もと深川村の内なり、深川城、菊の池城等の名あり。此の城に就いては根本史料を缺くも延久二年菊池則隆下向の時此居館を構へ土着の基礎を立て子孫數代此地に居城せりといふ。此地郡の中央に位し菊池川を控へ土地の高低も少く水陸の便を有す。附近に菊池則隆の墳墓、則隆の勸請せる佐保川八幡及び菊の池等あり。小代光信の軍忠狀に「武敏以下凶徒等楯二籠菊池大林寺一之間屬二干侍所佐竹與次手一於二新寶原一令レ付二着到一畢。」とあるのは武敏が此城に楯籠りしをいふにはあらざるか。

深川城　木下韡村

菊池延久古封疆　水大山雄厥土黄　獨守方隅養罷虎　一當百萬斬豺狼　麾軍澤在泥金扇
絕命辭銷爛錦裳　天已不言魂魄散　氣凛白日滿城霜

二、城林城（止林城）　河原村大字木庭の西南丘上にあり。北は斷崖の下菊池川を控へ、東南西は數十尋の深溪に臨み頗る要害の位置を占む。守山の本城を距ること、僅に拾餘町にして、所謂支城の關係ありと謂ふ可し。城氏代々居城せりといふ。城越前守は智謀衆に優れ、屢々軍功を擧げたる雄將なり。城跡は現今大部分は耕地となれるも、最高部の中央には芝生をなし、毎年四月三日の花期に木庭部落民登上し城氏永代の靈を慰むと云ふ。城頭眺望の景に富み、滿眸遮るものなし。

三、戸崎城　戸崎村大字今背後の丘上にあり。鹿島氏代々の居城なりといふ。城墟今は雜木林と化せるも、本丸の跡とも見るべき一層の小高き部分あり。試に樹間より四顧すれば亦展望に富めり。二の丸跡はその北位に在りて菊池川を數十尋の下に望む、當城も亦本城と相距ること遠からず、上林城と共に鼎足の勢をなせり。又當城は萬太良坂方面よりせし敵に備へしものならんか。

四、古池城　花房村大字出田の南丘にあり。出田氏代々の居城なりといふ。現今城趾に宮地岳神社を祀る。當城は梨木坂萬太良坂と前後に控へて、此の兩方面よりせし敵の防禦を主とし、又前面に菊池川の横はるあり、天然の要害によりて敵の正面攻擊を免る　地の利を占む、城趾亦高燥にし

て菊池平野を一眸の下に集む。

五、龜尾城　清泉村大字龜尾字城平（千八百八十九番地八段一畝十八歩）の山林中にあり。而して熊野座神社敷地よの境界に豐前堀と稱するものあり。此の地現下荊棘徒らに生じて當年の壯觀なきも、所謂城床なる所に至りて望めば、米野岳不動岩矢筈岳等を指呼すべく寔に稀有の形勝とす。當城の任務は合志方面よりする敵の防禦を主とし、鹿本方面は副貳の位置にあらんか、關部氏代々の居城なり。

六、馬渡城　城趾は清泉村大字龜屋字下合田（四十七番地より五十番地に至る山林一段六畝五歩）にあり。部落蛇塚の民家は城趾の東西南を圍めり。城墟は前方後圓の大古墳にして、現今高さ二間餘ありて丘上には南面せる一小堂あり、天神を祀る。肥後國誌に大塚とあるは此の城墟なるべし。摧頽せる斷崖よりは大なる石棺の破片露出せるもの數個あり、彼の蛇塚九郎定氏の館迹は、今城墟に近接せる守塚貞八の宅地ならんか。墟上現今雜木林の爲に風光を遮られたるも、猶は當年を偲ぶべきものあり。當城は前面菊池川を控へて、平野中にあり、西光寺城と呼應して鹿本方面の敵に備ふるものゝ如し。

七、打越城　清泉村大字蘇崎字前畑（二百四十番地より二百四十五番地に至る山林原野及畑地の三段三畝歩）にあり。而して其の隣地字打越（二百四十六番地二百四十七番地の山林）及大字林原字内原（四百一番地四百二番地）に亙る山林及び畑地等も附隨せるものならんか。此の地所々に瓦爍等を埋めたる小丘あり、里俗に錢龜塚と稱するものは一字一石の經塚なり。城墟は土地高く菊鹿の平野一望の中にあり、當城は林原氏代々の居城にして、遙に豪城と相對して鹿本方面進入軍防備の第一線として主要部を占む。

八、正光寺城　城跡は加茂川村大字加惠字鳥居木にあり、加惠氏代々の居城なりといふ。現今城趾として古老の傳ふる所は、五坪許の小高き叢に二三の樹木あり、周圍は狹き池にて圍まる。此の地平野の中にあり、前面迫間川を控へたれば、鹿本方面の進入軍を防ぐの第一線中にあり、又後方菊池川を隔てゝ馬渡城と相應じて脣齒の關係をなす。

九、增永城　加茂川村字西郷の東端に位し、同地氏神の境内を中心とせる一區なり。西郷氏代々の居城と云ふ。此の地亦平野の中にあり、迫間川近く其の前面に横はり、正光寺城と提携して、鹿本方面進入軍の防禦第一線中に屬す。

十、臺城　碧村大字臺字水島の丘陵上所謂水島臺にあり。此の地西面に通ずる要口にして、西南の一帶は田野遠く開け、東北は遠く八筈一帶の山地に連り、木野川直下を流れ、天然の要害をなせり。往昔今川貞世が大軍を率ゐ來り、菊池武朝の少勢と戰うて敗れしもの菊池氏の武勇に由ると雖も、天險の賜亦與かりて力ありと云ふ可し。現今も陸軍の機動演習等に於て、屢防禦陣地として選定せらる。古今戰術の機微相一致すとも云ふべきか。當城は菊池氏番城の在りし所にして、遙に打越城と相對峙し、中に馬渡・正光寺・增永の三城を平野中に點綴し、筑豐進入軍の防禦線を張れり、以て菊池氏の此の方面の敵に意を用ふるの深き所以を察すべし。

十一、神尾城　砦村大字水次三社宮の西北竹林中に神尾城跡の石碑あり。水次氏代々の居城なりといふ。當城は臺城の後方にありて、同丘陵の一角迫間川の北岸にあり、されば一は臺城の援護、一は第一線防禦に對する豫備の任務なるべきか。

十二、葛原城　迫間村大字市之瀬にあり、市野瀬氏代々の居城なりといふ。現今は秩草場となれり。周圍は竹林なるも、竹の發生することなしと、東南の一部は山林につゞき、其の他の三面は絶壁を以て限らる、八方ヶ岳は近く北方に聳え、遠く鞍岳●金峯山等を望むべし。當城は八方ヶ岳方面の間道に備へしものならんか。

十三、鷹取城　龍門村字染土にあり。現今源爲朝公の靈位（明治二十六年八月上旬）と刻せる石碑を建つ。菊池氏の時十八外城の一に加へられ、原田氏代々の居城なりしといふ。北は迫間川を眼下にし、南は雪野谷なり、其の地形より考ふれば、當城は豐後勢の來襲に備へしものゝ如し。又天授弘和の頃、後征西將軍宮御在城せられ給ひしことあり。

十四、五社尾城　龍門村大字雪野にあり。城主詳ならず。當城は鷹取城と共に豐後方面の防備に充てられしものゝ如し。

十五、元居城　迫間村大字茂藤里に在り。菊池第七代隆定の五男伊倉七郎定直の據守せし所なりといふ。當城は日田方面の防禦としては掛幕城の後備となり、又本丸援護たるの一任務あるものゝ如し。今は個人所有の山林となり、竹及び雜木生成し、其の跡の尋ぬべきものなきも、下部に唐濠の趾とも見るべきものあるのみ。

十六、掛幕城　水源村字柏の高原にあり。柏氏代々の居城なりといふ。現今は原野と化して秩草場となれり。此の地東北の一部には、人工を加へたる塹濠の趾とも見るべきものあり、其の方面を除き、他は數千尋の谿谷にして、西北の谷は川をなす、立門川之なり。當城は專ら日田方面の敵襲に備へしものゝ如く、阿蘇方面に關しては副貳の目的ならんか。

十七、市成城　城趾は水源村市成深林中菊池の本流と支流市成川の中間なる一丘上に在り、一に奥山城とも云ふ。城番年々交替し警固を嚴にし阿蘇及び豐後方面の防禦に備へたり、菊池氏沒落の後、細永藏人と云ふもの之に據りしが、其の子又次郎の代に及び、遊獵の留守中豐後勢の爲に燒かれ、弟兵十郎討死し、是より又次郎細永に轉住し、其の後據守するものなしといふ。此地深葉深林と背腹にあり、當城沒落後は大森林と化して、徒に猪鹿の巣窟に變じ、目下市成官林に編入せられ、新に林道を開墾して全部の伐採を行へり。世の變遷推移に一種の暗示を與へしものか、この城跡を距る東數町にして、城門番居住の跡といへるあり。昔は阿蘇方面へ通路開け居りしと、今は同じく森林中にして、其の跡を確に認むる能はず。

十八、黄金塚城　水源村大字四町分字塚原の背後丘陵にして今は殆んど耕地となれり。總谷平山

の兩氏、代々居城せりといふ。其の中心地は一小芝生にして老松繁茂し、目標となれり。下に四箇の碑あり。菊池北神　菊池北野人吉神　北野虎雄神　菊池黄金塚大神　この石碑の諸神と當城との關係を知らず。近年の建設なり。當城は市成城の後備として、阿蘇方面に於ける第二線なり。

之を要するに、十八外城なるものは、孰れも隈府城の外郭として本城の警備たるは論を待たず。之を至細に觀察する時は、各城相當の任務あるもの丶如し。止林戸崎は本城と鼎足の位置にありて、本城の援護に當り、又戸崎は一面古池と呼應して、大津口の防備第一線となり、菊の城之が後備となる。古池は又龜尾と共に合志原に備ふ。

又一面鹿本方面の防禦としては、臺●正光寺●打越第一線となり。神尾●增永●馬渡●龜尾第二線たるが如し。此の方面の防備最も嚴なり。

葛原は八方ヶ岳方面、間道の來襲に備ふと共に、一面鷹取と相應じて、迫間川筑穴川口の防禦に備へ、五社尾は之が後備たり。

掛幕は津江方面の敵に備へて、元居之が後備となり、又一面阿蘇方面よりするものに對しては、市成先づ之に當り後衛として黄金塚あり。

菊池氏の壯圖雄略は斯くの如く深遠なり、然れども其の沒落後既に五百餘年、星移り物換り、斷烟荒草は古英雄の壯圖を埋め、十八外城の跡、空しく風雨凄寂の中に鎖し去られ、墟落蕭條行人古を尋ぬる稀ならんとす。

菊池懷古　高山蘭痴

河山繚繞一峰巒　日落風寒無限情　菊覆芳池全晩節　創沈古井見陰晴　鐘聲寂寞東西寺
草色荒凉十八城　猶有千秋遺愛在　將軍樹類付棠名

同上　澁江晩香

筈山笈々迫川源　水自作壕峰作塘　拉息勇名曾著世　勤王忠略尙留蹤　風悲十八城頭草
日落東西寺裡鐘　黄菊不知人去盡　秋來猶發舊時容

入菊池　大橋義三

不恨回天志難成　閭門萬歳表誠忠　雪封執岳千秋秀　水出菊池終古清　鳴鏑射龍々送響
驊騮渡浪々無聲　全家勇武尋何處　風凉當年十八城

右の所謂十八外城の外にも本郡内に菊池氏の城あり、本書菊池氏略傳第六代隆直の條の註を見るべし。

三　官軍墓所

菊池神社の東南町餘を距てたる、一丘上に櫻萩叢生せる一區あり。是を官軍戰死者の墓地となす。明治十年の役、官軍の一隊向坂鳥巢の方面に戰ふもの、大に利を失ひ死傷を顧みるの暇なくして退

く。戰後數旬にして、陸軍中尉横山友實以下百餘人の屍を收めて之を丘上に葬る。毎年四月四日櫻花爛漫の好期を卜し、盛に招魂祭を行ひ其の英靈を祀る。蓋し薩人の大軍東肥の地に入るや、勢最も猖獗、遠近風を望んで響應するの勢ありき。而も菊池の人遂に一人の賊軍に投ずる者なし。菊池氏の流風餘韻存して今に至り、大義を辯へ名分を明かにする、他と大に異なるものあるが爲にあらざらんや。今日追悼の餘、招魂祭の美擧を爲すが如き、又鄕人義を好むの餘に出づと謂ふべし。

四公園

菊池神社と官軍墓所との中間に在りて、迂回せる日田往還を崖下に繞らす一小丘あり。中尾羽根と稱す。有志相謀り、櫻楓等を植ゑ芝生を設けて公園地とす。眺望の一佳境なり。砲彈狀の征露記念碑は高く屹立して、郡内遠近より之を望むべく、忠魂の碑長へに殉國烈士の英靈を慰むべし。

忠魂之碑

菊城之南、月臺之北、有高敞之地、風景佳絶、數州雲山、一縣上壤、皆在眼界、不啻眺望之美、清麗高潔、宜慰鬼神之靈、今玆四十年、有志者相謀、募集義金、購其地、以建忠魂之碑、永行祭儀、嗚呼我鄕士民、追慕菊池氏勤王之遺風、維新前後、出殉國士不少矣、有蛤御門爲王家奮鬪致身者焉、有天王山唱勤王義舉墜命者焉、有十年之後、各地轉戰殉國者焉、有征清之役、斃碪煙彈雨間、爲異邦鬼者焉、至日露之役、爲曠古未曾有之國難、以土地較之、則百倍于我、以師團比之、則十倍于我、其他軍艦之堅牢、馬匹之精良、銃器彈藥之整備、如無一勝算、傳曰、師直爲壯、曲爲老、彼之所爲、莫非招神人之怒者、於是乎、膺懲之師、不得不起、而神明之所臨、照我兵、敵愾之氣、如火烈烈、無一不當百、敵壘之依天險者、塹以深谷、則投身以埋之、張鐵網設火窖、則齧鐵踏不敢避、以陷難攻不落之旅順、戰則捷、攻則取、如疾風拂葉、猛虎驅羊、陸則占遼陽奉天之捷、海則殲滅波羅的艦隊、于一擊之下、寰宇聳動、我武維揚、遂班一等强國之列者、豈非殉國死士之義氣、以致之哉、嗚呼斯氣也、天地之正氣、而國家之元氣也、卽所謂日本魂、而武士道也、斯氣存則國以隆盛、亡則國以衰替、是有志諸君之出于此擧、不唯表同情而已、抑欲以皷舞國家元氣于無窮也、余不可以不文辭焉、乃爲之銘、銘曰、

筈嶽之麓　菊潭之涯　忠魂來饗　爰行祭儀　凛凛正氣　天網地維　千古不泯　皇國之基

元帥陸軍大將正二位大勳位功一級　侯爵　山縣有朋　額字

別格官幣社菊池神社爾宜從七位　澁江公木　撰文

西　知重謹書

明治四十年六月

官軍墓所に接近せる園の東部に隣り、澁江晩香翁の頌德碑あり、大正二年十一月の建設なり。碑文は清浦子爵の撰に係はる、晩香翁傳記の條に碑文を掲ぐ。

園の西端に一小區あり。櫻樹數株の下、四邊栽うるに白萩を以てし、本郡の碩儒木下梅里翁の碑を建つ、碑文は門弟武藤一忠氏の撰なり。

五　懷良親王の宮跡

懷良親王が正平三年に菊池へ入城せられたるは、阿蘇文書中正平三年二月十五日付五條頼元の書狀に「抑將軍宮此間御二逗留菊池一諸方事被レ廻二御籌策一候」とあるを以て證するを得べし。親王の宮跡は隈府城墟の北側茶臼山の上にあり、俗に之を內裏尾といふ。將軍は關西親王とも稱し奉りしを以て、其附近の畑をクワンゼウ畑といふ。

懷良親王祠

西征王子倚忠賢　王統餘威再欲燃　今日荒凉祠廟下　一聲山鳥呼閑煙　澁江松石

征西將軍祠下作

海內當年若虎豺　鑾輿遙幸九州涯　風雲慘慘天方噎　日月空濛地亦霾　南帝衣冠老鞍馬
中原草樹醉宮娃　千秋遺恨隨流水　應識神人心自諧　山田天山

六　月見殿跡附菊池城院

隈府城の一角熊耳山の丘上に在り、懷良親王御在城の際、御心を慰め奉る爲に、觀月の勝地を此にトして、御殿を建築し、月見御殿と稱せり。昔は御殿に近く大さ十圍程の松二本ありしかば、征西將軍の御出遊に因みて內裏杉と稱せりと、今は月見殿之遺跡と彫れる石碑と、近年植繼げる小杉とを殘すのみ、

重朝の時殿中にて萬句連歌の會ありき、今左にその二三を掲ぐ。

月　松　月やしる十代の松の千々の秋　重朝
月　萩　萩か枝におうしにほさし月の影　周持
月　萩　萩の葉に月もなかはの光かな　式部少輔
月女郎花　女郎花いくよか月に靡くらむ　頼種
月　薄　花薄月にほのめくひかりかな　重規

老杉行　澁江松石

觀月臺畔杉森々　技々葉々數畝陰　征西將軍昔催宴　清歌妓舞連妙音　鮮肴芳饌滿四座
左右献笑皆承心　金罍銀盤自旁午　滿酌醉放何用禁　今吾懷古感何窮　颯々吹落蓋上風
秋氣襲來冷如水　攀去寥々四望空　月白觀月臺上色　人是異代悴衰躬　古丘老杉若作語
欲問往昔全盛豐

菊池城院

文德實錄に云ふ、天安元年閏二月丙辰肥後國より言す、菊池城院兵庫の鼓自鳴る。同丁己又鳴る。

同五月又鳴ると云云。王朝時代此の地の形勝に依て、城院を立給ひ、菊池氏も亦此に城を築けり。

一說に河原村大字木庭の城山是なりと曰へり。

桃源問答云、菊池城とは昔九國の内にて肥前の基肆郡豐後の大野郡（筑前筑紫郡大野村四王寺山なり）肥後の菊池郡此三箇所に戍城を築かれし其の一なり。思ふに菊池城も城院も後世には廢絶いたしたれ共、中昔迄は其の趾も地名となりて殘り居たりしと見へて、菊池家の支族に城氏と云ふは今の木庭村（河原村大字木庭）の地を知行して其の居城の跡を城林といふ。件の城林即昔の鞠智城の趾にて中昔より其の居城ある故、やがて其處を城村といひたりしが、後に城家の始祖其の地を知行せしより、名字も城と稱したりしなるべし。（下略）

七　醍醐經之塔

菊池神社の下、櫻馬場より坂路を登れば左側に一小塔あり、題して醍醐經一石一字一部之塔と云ふ。その由來は左の碑文に依りて知るべし、

菊池氏傳二十餘世、而勤王之略、不敢失墜、其忠勇義氣、貫萬古、叛臣賊子足落膽焉、嘗當元弘明德之際、菊池氏攻城野戰之急、其忠將義士、濫氣烈而强、死暴骨於中野者、亦何限、可謂遺憾也、宗英盈者、其先菊池氏之臣也、性尊西竺古先王之敎、乃聚礫數萬、手自書法華經一部、瘞之於菊池城墟、建隆碣於其上、乃爲菊池氏之忠將義士、祈其冥福、嗚呼幽冥之中、百靈灰然、不受其賜哉、余日、善哉此舉哉、菊池氏之遺民、足以風是宜銘、銘曰、

鬱蔥兮城墟、精靈兮所憑、供之以醍醐、藉之以眞誠、惟德兮有馨、宜感兮幽冥、

寛政三年辛亥仲夏日　　宗英盈傳次謹建

澁江公正子方謹記

八　銃隊場跡附御茶屋跡

醍醐經之塔を右にして櫻馬場に下れば、南隣に武德殿及隈府町隔離病室を挾みて、數項の桑畑あり、此の地は舊藩時代藩士に銃隊の操練をなせし演武場の跡なり、と銃隊は佛蘭西式にして、兵士はスナイドル銃を操り劍を佩び、大鼓笛等の奏樂に應じて拍子を採れり、所謂今日兵式操練の嚆矢なり、其の人員は三百人ばかりの在鄕家人にして小隊長隊長ありて之を指揮せり。銃隊指揮官は高山精一、佐藤貞喜、渡邊才右衞門（融）富田眞一の諸氏なり、慶應頃より明治四年頃まで御茶屋跡は銃隊場に近く、菊池神社一の鳥居附近にありて、菊池氏の御茶屋跡なり、現今は個人の私有地となり、郡長官舍及耕作地となる。明治初年菊池神社の創建に際し、社地の一候補地に擬せられたりと今や口碑に傳ふるのみ。

九　孔子堂の跡

菊池神社一の鳴居より左折右曲、北に進むこと數町にして、左方田圃の間に孔子堂の跡あり。是

れ菊池第二十一代重朝、文明九年二月聖廟を此處に建て、春秋釋奠の禮を行ひし遺跡なり。

當時天下麻の如く亂れ、文敎長く地を掃ひ、又庠序釋奠の事を營むものなし、重朝獨り此の間にありて、文學を西陲に振興す、眞に千古の美事なり。菊池の鄕永く文學の盛を以て鳴る者、蓋故なしとせず。

釋奠詩　桂庵禪師

大平奇策至誠中　春奠賁筵陪伴宮　泗水吹添菊潭碧　寒雲染出杏壇紅　一家有政九州化
萬古斯文四海同　絃誦未終花欲暮　香烟撲袂畫簾風

遇孔子堂遺趾　武藤一忠

唱道賢臣出　尊王基業崇　春秋嚴祭儀　竹帛有勳功　洙泗傳方遠　名門禮益隆　德馨良將器
勤顯舊家風　治日最勤學　亂時直卽戎　經文緯武節　揚地掀天忠　城塹逐年破　令聞歷世雄
潭聲如鼓瑟　月色似懸弓　繞岸原田綠　穿林小徑通　彷徨殘礎下　感慨意何窮

一〇　將軍木附松囃子

隈府上町の東端實科高等女學校の前に、蓊鬱たる椋樹の枝梢を路上に延ばし、其の下玉垣を以て圍ひ、七五三繩を打廻し、神々しさ何となく人をして襟を正さしむべき靈木を見ん、是れ往昔征西將軍宮の御手植と稱する所謂將軍木なり。老幹既に朽ち、近年又暴風の爲に枝幹の半を奪はれしと雖も、五百餘年の星霜を經て、木精尙ほ衰へず、眞に稀代の靈樹と云ふべし。樹下に壇あり、其の正面に能場あり、毎歲菊池神社秋季大祭の日、神輿をこゝに安んじて菊池氏傳來の松囃子猿樂等を催さるゝを例とす。

松囃子の由來。

松囃子は菊池家代々の政として、天下泰平國家安全祈禱の爲め、毎年正月城內にて執行せしものなり、然るに何れの時にや、出陣に依て正月の興行を怠り、凱陣の後七月十五日に興行してより以來、佳例と成て毎年七月十五日に勸め來りしものにて、菊池家斷絕の後も隈府町の神事となれり。依りて神殿を表はして、御假屋を立て神酒を捧げ、毎年之を勸めたり。寬永二年迄は能囃子等一年も闕さゞりしが、其の役者足らず、故に開口のみを勸め、卽日廳所へ註進せり。今や菊池神社祭事の一として、深川へ神幸式の日之を執行することゝなれり。

松囃子傳來の開口、左に記すべし。

飼天下泰平、國土安穩、武運長久、息災延命、弓は袋に入れ、刄は箱に納め、我朝にては延喜の帝の御代ともいひつべし。唐土にては堯舜の御代とも云ふべし。はあゝ目出度御代にて御座候。

毎年御嘉例の松をはやし申そう。

松やにやに、小松やにやに、松がうへにこそ、とみいやまします、しら毛もはらり、眞白毛もは

らり、岩根がうへに、龜遊ふだり、八百神（ヤホフカミ）もそふよの、やよふかりもそふよの〳〵。
上は西の海、もろこし舟の、みつぎ物かぞへつくさじ、君がよはひは、久方の萬方雲おさまりて、
寒暑時はたがへず、四海波しづかにして、風雨枝をならさず、ヤ松によれば千年の鶴が岡のやま、
ヤアエイヤア。

寶暦之比御尋に付、御達申上候壹通之寫。

一御松囃子能、菊池落城以來、隈府町正觀寺村高野瀨村之間、御茶屋前と申所御能場に定め、此所にて毎歲相勤申候。前々より御松囃子相勤候上に而、御注進申上候事に御座候。古來より之礎等于今御座候を用ひ、假舞臺毎年仕立相勤申候。往古の舞臺は燒失仕候。

一御能場正面征西將軍幷菊池公御棧敷掛申候、往昔より椋神木御座候、將軍木と稱來て將軍御棧敷と御神木へ、蓬萊三方之御酒兩樽宛備來申候。以前御町奉行衆御座候節、御松囃子等御覽之時は、菊池公御棧敷より御覽被成候。其以來は御惣庄屋衆爲御押石之棧敷より御覽被成候。御松囃子當日は、以前御町奉行衆以來、代々御惣庄屋衆も只今に至る迄、菊池遺跡に而御名代樣と尊崇仕候、此儀は菊池公以來の遺民故に而御座候、尤爲裁判正觀寺村・輪足村・藤田村・下河原村・今村・片角村・上豐水村・兩迫間村、右村々庄屋罷出申候。且又御棧敷入用竹木、夫方等は、古來被爲　拜領正觀寺村より一切御松囃子場世話仕來候。

一通し物、行列物眞似之儀云云、御凱陣奉祝候儀也。今以、雲上之城跡に向、聖堂道より北南院馬場を通、町中へ入込み申候。七月朔日より十五日迄每夜興行物眞似仕來候、嘉例追而御達申上舊例相勤來申候。右之樣子に御座候間、神事御松囃子等前後し、別而町中萬事相慎み申事に御座候云云。

寶暦七年七月　　隈府町庄屋　次左衛門

一右之通に御達申上候所に如舊例無相違相勤候樣に被仰付候也。

一一　河原手永會所跡

河原手永の會所は河原杢左衛門代迄は河原村に在り。文右衛門七右衛門に至り藤田村に移り、諸左衛門の代隈府町に轉ぜり。其の舊跡は横丁の北部なり、俗に古會所と云ふ。阿部茂次郎、澤彦左衛門、高木形右衛門迄相續き之に居れり。三池長左衛門代に至り、會所の民家に接近し火の用心惡しとて、願濟の上、安永九年三月末より四月に懸け、院馬場に移す。屋敷四段七畝歩にして、此地床代移轉料は共に宗傳次の寸志なり。成就の上元の會所床は宗傳次へ拜領、且又御紋附の麻上下惟子を賜ふ。長左衛門廿四年勤續し、子平右衛門退役、寛政中阿部太郎左衛門に仰付けられたり。

一二　深川手永會所跡

深川手永の會所は、深川市郎衛門（水姓高木）代迄は深川村に在り、平井嘉右衛門代より袈裟尾村に移り、其子次右衛門孫勘兵衛に至り勤續せり。

一三　御用宅跡

御郡代衆出立在之節逗留の所なり。隈府町字下町裏にあり。寶暦の初頃に始て建つ。

一四　隈府町西南戰場

征西戰記云（明治十年の西南戰爭記）四月十四日第三旅團の左翼兵、永島臺より隈府を襲ふ。佐久間中佐高塚に在り之を指揮す。一隊先づ玉祥寺口に出て、隈府を俯瞰して進擊す。已にして他の三面包圍成り菊池神社の岡陵亦我略有に歸す。然れども賊尙市街に據り退去せず。日暮るゝも兩軍發射をやめず、夜に入り賊潛に我軍を襲はんとして克たず、夜半に及び潰走、一半は廣瀨村に、一半は大津町に逃る。

一五　亂橋附築地築

亂橋とは菊池氏亂螢を觀與せし古跡なり。其の場所定かならず。思ふに古亂橋と云ひしは、隈府町字築地と河原村大字木庭との間なる菊池川に架せる橋ならん。今も此の邊は殊に螢多く橋の上下に群螢散亂することあり、又里俗木庭の反橋築地の亂橋と云ふも、同一橋に命ずる異名なるべし。その反橋は現今の木庭橋より約十間の川下に架せしなり。この木庭橋附近築地内に、亂橋と云ふ字あり、明治初年の命名なりと、以て亂橋の位置を推すべきか、又其の北丘に螢見御殿の跡ありと云ふ。

築地築は築地部落の東菊池川筋にありて、細川公時代には御築と稱し年々香魚を献上せりと。

一六　藤田眼鏡橋

河原村より隈府町に通ずる大津往還中、菊池川に架する大石橋あり、之を相生橋と稱し、俗に藤田眼鏡橋と云ふ。此の橋は文政八年七月工を起し、同九年九月成就せり。時の御庄屋石淵七郎左衛門御郡代手附横目高木形右衛門にして、石工の棟梁は備前國兒島郡阿陣村勘五郎なり。其の長さ五十餘間中五つの水門あり。其の後安政三年の大地震にて、藤田の方崩壞して修覆を加へ、後又慶應三年の洪水にて輪足の方破壞せられし儘、今に木橋（藤輪橋）となれり、明治二十三年熊本大地震の時、中央の處崩れしを以て又修繕す、現今三つの眼鏡を殘せり。此の橋虹の如く平野の間に横はりて、菊池の一奇觀をなせり。就中陽春橋下に釣を垂れ、秋夜橋上に月を賞す、共に絶勝なり。大正元年九月藤輪の架換工事と共に、眼鏡橋の擴張工事をなし、從來の石欄を木造に改めしより、交通上至便となれども、通行人は大石橋を認めざるに至り、風致を損せしは遺憾と云ふべし。

相逢橋新成　　木下梅里

不奪農時功始全　呀然玉寶幾鉤連　一行鶴翼漸于陸　百丈龍鱗躍在淵　累石由來傳洛水
乘輿何必學湊川　姓名題柱非吾事　且以蟬音頌永年

一七　陣床

陣床は河原村大字木庭の東端に在り、原往還之を貫けり。傳ふる所によれば、往昔大友勢斧嶽越の間道より、菊池氏を襲はんとするや、菊池氏早くも之を知り、其の將赤星某に命じて之を防がしむ。赤星氏手兵を率ゐ進んで此處に陣し、大友勢來り迫るや迎へ擊ちて大に之を破り、敵の將卒僅かに身を以て遁れたりと云ふ。故に此處を陣床と名づく。此地一小丘に過ぎざれども、高燥にして頗る眺望に富めり。

一八　乙宮臺

乙宮臺は河原村大字下河原字中原にある高臺にして、元乙姫宮の所在地なるを以て其の稱あり。土地高燥一眸開濶にして、戸崎城址及萬太良坂を羽翼に控へ、花房の臺地菊池の平野を睥睨して戰術上樞要の地なるを以て、近年數度の陸軍演習に利用せられ其の名を成すに至れり。加之春の花、秋の月、盛夏の晩凉、冬曉の白雪、何れも登臨眼望の値なしとせず、亦近郊の一勝地なり。

一九　北宮御假屋跡

菊池氏は代々阿蘇大明神の尊崇格別なるに、武朝は御神託に依り、天授四年八月十日北宮を勸請し奉り、御神輿は七重八重に供奉し、二重峠を越え、中久保田通り、下河原の内日向に着御を際は晩星なりしかば、茲に神輿を休め奉り、御神殿經營の間は此所に御假屋を設け、御滯座ましませりと。

二〇　菊池川の水源

菊池川の水源は水源村深葉山中にして隈府町を距る四里餘の處にあり、隈府町より東して水源村に至れば、菊池川の上流に臨める一小部落あり、永山と稱す。是より川に沿ふて遡ること里餘にして廣河原と云ふ處あり、兩岸の峯巒近く相迫りて、老樹茂林鬱々たる間に、奇石怪岩河身に屏列し、清泉沸々として岩隙より湧き、風光幽絶多く其の比を見ず、此を菊池川の水源とす。此より下流は水流奔騰石に激し、岩に碎け、轟々林間に響き、三伏の日と雖も此處に遊ばゝ凉氣肌に迫り、殆んど夏を忘れんとす。有名の菊池苔は河中の岩石に附生し、當地の一名產たり。川は山又山の間を迂回して、隈府町の東に出で、菊池の沃野を灌漑す。近年大林區署によりて林道を開鑿せられ、この仙境も俗化せられつゝあり。眞に一恨事と云ふべし。

二一　細永爆布

細永瀑布は隈府町の東二里、水源村大字原菊池川の流にあり、菊池の風光を探らんと欲するものゝ必ず杖を曳く處とす。原村の端より徑路北に進めば、數丁の遠き既に遙に轟々の響を聞かん、林木を分ち葛蘿に攀ぢ巖角を踏みて、瀑底に下り仰ぎて飛泉の絶壁に懸るを見れば、菊池川清冽の水は奔注一瀉すること二十餘尋、勢は大地を貫き、響は兩崖を壞さんとす、飛沫烟となりて散じ潭底廣く藍を湛へて其の深さを知らず。其の壯絶凄絶の觀、凛乎として久しく止まる能はざらしむ。菊池苔の發生水源より此處に至りて盡き、鮎の遡るもの、此の瀑布を以て終點とす。昂近水力發電の

工事に着手す。瀑上更に二瀑あり伊勢瀧●乳母瀧と云ふ、一見の値なしとせず。

二二　勢返瀑

勢返瀑は迫間川の上流、龍門村字長野にあり。昔豐後國主大友氏常に菊池氏を討たん事を謀る、其の將長谷部某同國日田郡を領す。日田は直に菊池の北境に接せる隣郡なり。某大友氏の命を受け、屢菊池を襲はんとす。一日菊池家の將卒二十餘人迫間川に釣し、漸く遡りて此の瀑に至る。偶〻某兵を率ゐ來り、途此地を過ぐ、蓋信經は我將卒の茲に來れるを知らざりしなり。我兵乃ち虚勢を張り、突進之に當る。某事の不意に出てたるに驚き、進退度を失ひて、全軍大敗し、遂に僅かに身を以て遁れ歸る。是より又長く豐後勢の襲擊を受けざりしと云ふ。故に此地を勢返と云ひ、其の劇戰の地を芋切と呼ぶ。兩岸の岩石に甲冑鎧弓抔の形を印せるあり、土俗傳へて當時遺棄の跡なりと云ふ、河水清く澄みて岩石高く峙ち、瀑聲轟々一見人をして凄然たらしむ。隈府を北に去ること二里、亦一遊の價なしとせず、大智和尚は此瀑に命名して龍門の瀧と稱せり。

此地津江に通ずる隘路なれば、藩政時代には關所石門の設けありしも、今は班蛇口往還開通し、車馬の往來自由なるに至れり。

二三　穴の城

龍門村大字班蛇口字鳳儀にあり。班蛇口往還に沿ふて、一條の溪水數十尺の頂より落下するあり、其の岩下に口徑七八間の大洞あり、里俗穴の城と云ふ。洞穴横に穿てるもの數十間あり、洞内巨大なる腐木の横はれるあり、土俗種々の説を傳ふ。

二四　逆修の塚附御花畑跡

逆修の塚は龍門村字長野道畔共同墓地にあり。原田某大倉某及其の從屬の墓と傳ふ。「菊池潰(くづれ)」の出陣の際必死を期し、再び生還す可らざるを知り、逆修の塚を築けるものなりと、或は石浮屠とも云へり。

御花畑跡は同じく長野にあり、原田氏の盛時を偲ぶべき泉水の跡駒繋石など今猶存す。

二五　迫間瀧

孔子堂の跡より北、迫川に沿ひ上ること四町餘にして蓼々の響を路側に聞かん、是れ卽ち迫間の瀧なり、昔時は此の瀧水勢多く、香魚をして上る能はざらしめしかば、又鮎返りの名ありき。嘉永の比、時の惣庄屋福島龜之亟鮎の長ぜざるを歎じ、石工に命じ、左側の石を穿ち、鮎を上らしめしにより、其の數も大に增し、殊に長大なるに至れり、以て餘澤を後世に貽せり。

岩波を梢にかけて松風もさらに音なし山の瀧津瀨　細川綱利

二六　迫間橋

迫間橋は迫間瀧の直上にあり、文政年間の架橋にして石を以て疊む、其の形大皷の如し。故に大

皷橋と云ふ。眼下瀑布の飛沫を見、清風徐に起るを以て納涼に杖を曳くもの多し。亦近郊の一勝地なり。

二七　綿打溪の石橋

綿打橋は東迫間の里道に沿ふ小溪に架せる石橋なり。橋小なりと雖も郡内石橋の嚆矢とす。藩儒葉室氏の撰に係る碑銘あるを以て著る。銘に曰く、

溪水之上　造此石梁　如月出巘　如虹竟空　潦淫漲暴　往來無妨　衆思收集　其利罔窮

文政丁亥孟夏熊本文學葉室世和撰（於江戸八重洲河原寓居）

二八　媼が墓

班蛇口往還に沿ふて、孔子堂の跡より、迫間瀧に向ふ路傍に櫻椎等二三の樹木ある下に古き墓石あり、傳へ云ふ隈部忠直が媼の墓なりと。里俗媼が墓と稱へて乳少き母親の所願に靈驗ありとて、甘酒を供へて遠近來り賽するもの多し。此の地は大德禪寺の廢跡にして附近に音光寺等の廢跡ありともいふ。此の地今は隈府町に屬す。

二九　菊池氏御手水跡

豐間尋常小學校の南、溪水を隔てゝ班蛇口往還の傍に少量の清水湧き出づる泉あり、現今同校の飲料水として樋を通ず。是れ往昔菊池氏御手水の跡と云ひ傳ふ。

三〇　不時門の跡

隈府守山城の東北約壹里、日田街道に沿ひて字金甕石（キンガメイシ）といへる處あり、此邊を里俗傳へてフジ門（不時門）跡と云ふ。

三一　生味番所

生味番所は迫間村大字重味字生味にあり、豐後國津江に通ずる要路に當るを以て、下番人兩名在勤して通行人を取締り、且糧食を津江に輸出することを嚴禁せりと云ふ。此番人は世襲にして大田黒氏笠氏之に任ぜられ、明治維新の際まて代々勤續せり。大田黒氏は八代の勤續なるも、明治初年火災の爲め書類古器物皆燒失して、其の詳細を知る能はず。

三二　合瀨川の古戰場

合瀨川は城北村松尾にあり。菊池家沒落の後老臣赤星安藝守親家、隈府の城主たり。同菊池家の老臣隈部但馬守親永、山鹿郡上永野に城を構へ、近傍を領す。永祿二年四月親永木野親政の家絶へたるを以て、其の領地八十町我館に近しとて其の交換を親家に求む。親家五年以前に阿佐古宮の原を與へけるに、今又木野を望むは不當なりとて與へず。親永憤りて戰備を修む。親家之を聞て大に怒り、家人星子中務・赤星藏人に各兵四百を授け、自ら精兵七百を率ゐ、黄金塚に陣し、五月二十日米原・木山・大林に兵を進め、將に永野城を攻めんとす。親永兵六百を率ゐて城を出て、赤星と合瀨川（古閑川とも云ふ）

を距てゝ池田灰塚に陣す。二十一日兩軍大に戰ひ、赤星藏人奮戰して死す。四百の兵餘す所僅に二十餘なり。親家尙隈部の兵少きを侮り、戰備を設けず、軍士劒を解きて酒を飲む、親永大雨に乘じ、夜精兵六百、枚を銜んで親家の陣を襲ふ。親家の軍周章狼狽ねざり谷に逃る、親永追擊し斬首八百餘級に及べりといふ。合瀨川には今微溫の鑛泉場ありて、皮膚病患者の浴客少からず。附近池田の墓中より陣竈といふを發掘せり。當時隈部軍の竈を据へて、兵糧を焚きたるなりと云ふ。

三三　長者屋敷

長者屋敷は城北村大字米原にあり、往昔米原長者の住居せる舊跡なり。又凉の殿●月見櫓●玉屋敷藏床など云ふ舊跡も亦此所にあり。藏床は四方に土居ありて中に礎あり、近傍に礎石とて大石多し、近世耕作の妨なる故、半は地中に埋むと云ふ。一石に長者が姫の足跡とて鮮なる痕あり。又長者が鐘掛松とてありしが、大風に碎けたりといふ。一說に菊池今川合戰の時、菊池家より此所の松に鐘を掛けて敵の來れる合圖に撞きしにより、鐘掛松と稱すとも云ふ。藏床を金塚とも寶塚とも云ふ。

三四　不動倉の跡

米原長者の屋敷跡の不動倉の趾とは、同一場所を指すものゝ如し、而して不動倉の番人を長者と云ひ、之を米原長者と稱へしにはあらずやとの說あり、不動倉とは變災に備ふる爲の米穀貯藏の倉庫なり。文德實錄に曰く、天安元年不動倉十一宇火ありと、現今畑の地畔より燒米の出づるは、當時米穀の燒けたるものなるべし。

三五　砦村西南戰跡

征西戰記云、明治十年三月三十日第三旅團佐久間中佐六中隊を以て、午前二時山鹿新町を發す。賊等壘壁を高塚米原村の臺、及本道を隈府市街の西端に築き防守す。夫れ隈府の地形たる、西南は開豁なる平田にして、東北は繞らすに岡を以てし、其の北なる丘は長さ一里許、水島に至て盡く。水島より新町に至るまては總て平田なり、故に此の丘を總稱して水島の臺と曰ふ。臺の南に至て盡くる處最も高く、此に登臨すれば、隈府の市街一眸の中に在り高塚及び米原村の臺是なり、是日拂曉三面齊しく進み、右翼は銃槍衝突躍て隈府市街の西端に迫り、其の中央左翼の兵も奮進して高塚米原臺の壘壁を拔く。賊既に其の壘壁を失ふと雖も、能く衆を勵まし屢返戰し、(我兵銃槍を揮て格鬪賊將阿南八郎を殪す)其の西寺村より我軍後を擾す者最猛烈を極む、仍て退却して兵を新町に收む。

三六　水島臺の古戰場

文中元年八月太宰府陷り尋いて武光死し武政死し、文中三年九月十二才の武朝は兩將軍宮を奉じて菊池に歸り外城の固を嚴にせり。同年十二月今川軍の先鋒は山鹿郡に侵入し岩原に本營を据えたり。我軍所々に敵を防ぎしも利なく、遂に水島城を保つ事となれり。翌文中四年(天授元年)敵將今川了俊は邊春越にて山鹿に侵入し、四月八日日岡に陣を据えたり。五月十三日了俊は水島に逼り來

れり。既にして敵陣に内訌を生じ軍紀壞敗し、九月八日に我軍の爲に大に破られ、了俊は筑後を經て遠く肥前に遁れたり。

三七　大城小城

砦村大字水島にあり。山腹を穿て庫とす。恐らくは横穴古墳の跡ならん。

三八　水島番所

砦村大字臺字水島山鹿往還に沿ひて設けらる、在郷軍人輪番にて出頭し、通行人を監視せり、明治維新の際に廢止せらる。當時監視人の重なるは樗原十左衞門・倉田助八外數名なりしと。

三九　菰入村美麗の舊家

藤崎八幡宮年中恒例神事錄、八月十五日放生會祭の條に曰く、神輿御三社下津宮に神幸、卯の上刻神輿出御第一番に榊猿田彦三神、次鉾、次神馬、次御長刀、次御太刀、次金幣、次一之宮神輿、次二之宮、三之宮神輿、行粧上に同じ、次に美麗三人。

之は例年菊池郡菰入村より出づ、麻上下を着す、菊池家全盛の時より田樂の者共出來する由なり。田樂は中古起りて一旦頽りに行はれ、田樂記に盡美盡善以錦繡爲衣とあるが如く、昔時美麗に出立しより、其名今に殘れるなり。この美麗三人は編木（ビンザヽラ）・笛・太鼓の役のもの丶由云ひ傳ふ。

この美麗當村より出る起因を知らず、口碑の傳ふる所を左に錄す。

藤崎八幡宮京都（石清水八幡宮）より御下向の際、道中美麗三家笛・太鼓・編木の音樂を奏したりと。今も其當時のものなりとて、各家に、寶物として之を藏せり。但し大鼓は先年迄ありしも、虫つきて今は其形を存せず。

加茂川村に居を占めたる理由及其移住の時代明ならず、初め甲佐町村に居住せり。其當時は藤崎神社より甲佐町内に田地參町參段歩を與へ、其得米と漁獵によりて生計を立てしめ、不淨を取扱はしめざりし由、今に甲佐町に美麗田なる字あるに、現在の所有主は別人にして、其變遷何時の時代よりか判明せざれども、十年戰爭の前年頃迄は、藤崎宮より毎年米壹俵宛を給せられたりと、現今は同社祭典の際、幣帛を持つ事に定まり、當主差支の時は必ず代人を出すこと丶なれるが、非常なる好遇を受くと云ふ。

一の宮（應神天皇）の幣帛美麗佐平の家。

二の宮（神功皇后）の幣帛美麗貞平の家。

三の宮（武内宿禰）の幣帛美麗傳七の家。

此の美麗の家は古來血統の絶えたることもなく、又男子あれば必ず一人にて分家もなしと云ふ。

四〇　佐保川

古來菊池川筋中深川村の邊を佐保川と唱ふ。或は云ふ此川を佐保川と唱へたる證には、川下に至り

深川村の氏神を佐保川八幡宮と申奉るも、此河邊に鎮座ある故なり。又清原元輔の詠歌にはあらぬにやと、里俗の唱へ來れる古歌あり。

さればこそいさぎよからめ佐保川の流れも清き菊の池水

四一　神輿休並市場跡

菊の城の南深川の田の中に、少し堆き所榎の古木あり。一本は叢生せり。菊池氏全盛の時北宮大明神祭禮の節、御濱出の神輿を休め奉る假殿の跡と云ふ。今は其叢を刈り損じて穢せる人は必ず祟にあふと云ふ。

神輿の通る道筋に祭禮の日市立ちたる所とて、土地の下け名を上市場下市場と云ふ。北宮より深川に通ずる里道なり。

四二　棧敷場

北宮神社の西南に當り、川の上道の北に二段餘の屋敷あり、今に棧敷場と云ふ。是亦北宮祭禮の節此所に神輿行幸在まして御能興行ありけるとぞ、因て御幸能場とも云ふ。其時菊池氏の棧敷の掛かれる所なり。此御能を山の能と云ふは、村々より屋敷に山の景を作り、御能場に呈して御神慮を慰め奉るによる。隈府並に河原より呈せし事は其證あり。古說に河原村あり柴山三を上るとある是なり。

四三　菊池延壽屋敷跡

菊池村字下西寺の内一つ橋と云ふ所にあり、其所の井を浚へしに刄物出でしことありと云ふ。延壽太郎國村は大和の刀劍鍛冶なりしが、菊池氏に招かれて來り菊池延壽と號す。子孫大に繁昌し代々刀鍛冶の家となる。其子孫何の代にか今村の内木の下、高野瀨の内小路にも住居し、又隈府南田の内に延壽の爐場の跡ありと、彼の有名なる菊池の千本槍は延壽家の作なり。後加藤氏の代に其末裔を擧用し玉名郡胴田貫に居住せり。

四四　磔場跡及底なし井

菊池村字神來より三町餘、南野間口より三丁餘。北に當り、畑畔に三角形に石を積み立て今に耕作せざる所あり。是れ菊池氏の代に死刑を執行し、重罪の者は磔に懸けし跡なり。又戸崎府大字今と赤星との境に屋形口と云ふ所あり、畑畔に横五間縱二十間餘耕作せざる堆所あり。是も菊池氏の代に於ける死刑場の跡なりと云へり。又本村長田に底なし井なるものあり。

四五　御陣屋敷

花房村大字廣瀨の北に御陣屋敷と云へる所あり。此所は島津義久赤星道半の賴に因て、守山の城に隈部親永居城せしを攻めさせける時に、薩摩勢(梅北宮内左衞門)の陣を取りたる所なり。前に川を帶び後に岡を負ひ、誠に要害の地なり。

四六　廣瀨の螢

菊池川の流廣瀨橋の邊、古來螢の名所として著はる。晩景杖を曳けば對岸の竹叢より散亂せる群螢は明暗出沒し、恰も川を夾んで敵と對陣するものゝ如し。陰曆四月二十日は竿螢と稱して特に名あり。

四七　赤星屋敷跡

赤星屋敷は戸崎村大字赤星の西、早鷹天神の後にあり。赤星氏の祖有隆當村て賜ふを家居せしより菊池を改めて家號とす。有隆は蒙古來寇の時戰功ありし人なり。有隆より子孫十代は此地に住し、十一代筑前守重隆守山城主となれりと云ふ。

四八　筑前屋敷跡

戸崎村字上妙見にあり。筑前と云へる人の屋敷跡と云ふ。現今段別一町歩餘の桑畑となる。此村にある琵琶は筑前所持の物なりと云ふ。此地は應安八年二月田原氏能の軍忠狀に見えたる菊池赤星筑前入道とある人の居館跡にはあらざるか。

四九　舊合志の古城趾

一　龜の城　龜の城趾は北合志村字湯舟部落の南六町許の原野にあり。仁平●久壽の頃、六條判官爲義の八男八郎爲朝當國に下りし時、暫く當城にも居住せしに、討手の大軍寄せ來りしにより、爲朝、寄手に弓勢を見るべしとて、城より八町許隔たれる柳に白鷺の宿れるを射落せりしかば（其地を高柳と呼ぶ）寄手大に怖れけるとなり。此時城中糧乏しかりしに、二郎兵衛高則と云ふ者二鹿來川の上より材木を船として夜々城中に糧を入れし故、此所を夜船と云ふ。後誤轉して湯船と稱す。此城趾より近年迄磨れ鏃逆茂木の類を堀出せしことありと。

二　眞木城　近江源氏佐々木四郎左衛門尉高綱の末葉、佐々木六郎時長が子四郎左衛門尉長綱合志に下り、眞木村今城に居住して合志と稱す。後住吉の館に移り子孫相續せり。城跡は平眞城村大字眞木にあり。

三　九萬石城　九萬石の城趾は護川村字中窪田にあり。合志氏の城なり。

四　古城　古城の跡は平眞城村大字古城の東に當る山上を云ふ、昔齋藤尾張守實家なるもの越前國より下向して此邊を領し、故國の山形に彷彿たる故城を築きて居住せりといふ。大津町光尊寺の開基祐圓は其子孫なりといふ。

五　東嶽城　東嶽城墟は大津町大字東嶽にあり。鎌倉時代大津十郎義廉の築く所なり。天正の頃合志伊勢守親爲の時大津掃部亮宗運在城す。併し水の手乏しきを以て廢城せりと云ふ。天正十六年加藤主計頭清正初て當國下向の時、此所を城廓として適當の所なるべしとし加藤與左衛門を以て吟味させしに、老人共水乏しき由を申せしかば、清正直に一覽の上境地を賞美し水の手あらば無類の地なりといひしと語り傳ふ。

六　今石城　今石の城迹は津田村字津久禮の下白川の上にあり。合志家全盛の時竹迫城南手の砦にて城主石原吉利預りなりと、天正十三年九月三日薩州新納武藏守、川上左京亮を將とし竹迫城を攻めんと議し、先づ南の砦今石の城を攻落したりと。

七　竹迫城　竹迫城は合志村大字上庄（上庄原口二字の内にかゝる）にあり、蛇尾城とも云ふ。當城は中原師員の築く所なり。師員建久中合志郡地頭職を賜はり、當郡二子村に住し、（今は陣内と云）上莊原口に城郭を構ふ。里俗上莊を本城と云ひ原口を新城と云ふ。子孫相繼さて居城し十五代の孫竹迫公種大友家に從て豐後に移住す、因て合志伊勢守隆岑住吉の屋形より此城に移り子孫相繼て居城せしが、高重の時天正十三年薩州島津の部將新納武藏守忠元の爲に落され合志氏滅亡せり、是より新納武藏守居城せしが、天正十五年豐臣秀吉西征の時退城せり。現今上庄の共有林となれり。

合志家記に曰く、竹迫城は平城なり。曲輪一里十七町、東西千三拾間、南北七百五十間、本丸東西七百五十間、南北五十三間なりと。

里俗の說に當城を上庄城とも云ふ。本城の迹天正十五年以後七尺づゝ七度崩落す。本城の鎭守白山權現の森に石あり。本城南の谷古の堀跡今は田地となれり。此谷の向の岸上（原口村の内か）御臺丸●御妾丸（堀に）橋を架けて通路とせし（是れ新城か）備前屋敷と云ふ所あり。

竹迫氏略傳

齋院次官中原親能の四男大膳大夫兼攝津守師員、建久年中當國合志郡の地頭職に補せられ、關東より下向して當郡二子村に住し後竹迫城を築く。或時靈劍の竹間に在ると夢みて名劍を得たり。故に姓名を改めて竹迫輝種と云ふ。是より其地を竹迫と云ふ。正治二年三月原口村に山王日吉七社を建立し、種氏宮内を社人とす。師員の子竹迫攝津守師能は關東に在役し、其子孫右京大夫師常、左馬助師實、刑部大輔師光、刑部入道道休の四代は鎌倉の評定衆なり。元弘三年北條高時滅亡の時、道休之に從つて自害す。其子筑後介種次本丸要害の爲に原口の出丸に住す新城これなり。正平元年後村上帝より御敎書を賜はる。其息備中守定種初て菊池武光の幕下となる。右京大夫秀種●右京亮行種●駿河守信種まで近仕す。日向守重種の時寛正年中勢盡て大友氏に降り合志半郡を領す、其子孫正種忠種●公種相繼て半郡の地頭職として竹迫城に居りしが、永正●大永の頃、公種大友義鑑に近仕して終に豐後國に移る。故に里俗之を竹迫十五代と稱す。

中原竹迫氏略系

初代 中原師員（太膳大夫攝津守、中原親能の四男）
二代 師能（竹迫攝津守）
三代 師常（右京大夫）
四代 師實（左馬助）
五代 師光（刑部大輔）
六代 某（刑部大輔、剃髮名道休）
七代 種次（筑後守）
八代 定種（備中守）
九代 秀種（右京大夫）
十代 行種（右京亮）
十一代 信種（駿河守）
十二代 重種（日向守）
十三代 正種（筑後守）
十四代 忠種
十五代 公種（駿河守、永正大永之間從大友氏移居豐後）
昌種（日向守）

佐々木合志氏略傳

正應三年三月淺原八郎爲賴の亂に佐々木長綱其黨となる。故に叡山に逃れ延暦寺座主法燈僧正に倚りて同寺に匿る。肥後國合志郡に延暦寺の領あり。座主密に長綱を遣はし寺領奉行となす。延元二年八月來りて合志郡眞木村に居る。因りて家號を改めて合志となす。長綱は近江源氏佐々木四郎左衛門尉高綱の末葉、佐々木六郎時長の子なり。されば合志氏に兩家あり、中原姓竹迫合志を里俗地の合志と稱し、源姓佐々木合志を下り合志と云へり。

長綱の孫定實は正平十五年十一月菊池武光と鞍岳に戰ひ勝たずして降り、文中三年又足利義滿に屬せり。爾來數代は眞木城に居りしが、隆門に至り康正二年住吉村に移り、飛隈館を建て文明十六年重隆住吉城を築く。後數世伊勢守隆岑竹迫城に遷り合志郡を領せり。又後數代を經高重の時天正十三年九月島津義久部將新納忠元・河上忠堅等を遣して竹迫城を屠ること三日、高重勢盡て之に降り、父の親爲と共に擒はれて薩洲に赴く、十月親爲は許されて合志に歸り、同月十九日八代郡大野にて病死し、高重は羽目に幽閉せられ　翌十四年四月二十五日　義久の爲に　殺さる。是に於て　合志の後斷絶せり。

佐々木合志氏略系

- 佐々木長綱　四郎左衛門　延元二年八月來居合志郡眞木村因改家號爲合志　應安二年七月六日死法名久念葬圓滿寺高綱五代孫時長子
  - 隆敏　太郎左衛門
    - 隆道　眞木太郎
    - 定實　五郎刑部少輔　與菊池武光戰于鞍岳
      - 隆冬
  - 太郎　式部亟　鑑峯　四郎兵衛　法名靈峰道忠
    - 隆祐　五郎左衛門　法名道仙
      - 隆門　藏人佐康正二年建飛隈館移居之文明十五年十二月二日死法名宗四
      - 重隆　五郎　四郎左衛門　法名惠顯　文明十六年築古閑地上城從居之是稱住吉城　受竹迫公種之讓遷竹迫城自是代々爲居城領合志郡（竹迫城東北白山有墓碑銘曰永福寺殿天宗桂室居士永正元年甲子二月五日合志藏人少輔伊勢守隆岑）
        - 重基　合志近江守
        - 隆岑　藏人少輔　伊勢守
        - 高久　兵庫頭　大永三年二月四日死法名道空　親爲　伊勢守藏人大輔　始名親賢（天正十三年九月島津義久遣兵屠竹迫城親爲爲擒走薩州十月歸合志十九日於八代郡小野病死）
        - 隆房　藏人參河守　永正十六年九月七日死法名道悅
        - 高重　孫四郎　始名隆重　常陸介　伊勢守　天正十三年九月島津部將新納忠元河上忠堅等來攻竹迫城。同月三日高重遂降之。薩軍捕高重歸薩摩。幽于羽月。同十四年四月二十五日義久遣人殺之。

八　飛隈城　飛隈城は往昔合志氏の居城なり。康正二年八月、合志藏人佐隆門眞木村より住吉村に移り飛隈館を建て之に居る、之を隈屋形と云ふ。城趾は北住吉の東一小丘にして今は一小堂あり。其下に泥淵あり合志川東方より來りて村の中央を貫流西下す。北部を北小路と云ふ當時士分の住所なり。又南住吉に縱馬場横馬場の古字あり、蓋兩馬場とも昔時合志氏の馬追場にして兩端に立てたる

天然石は今に存す。縦馬場の西端に一小堂あり流鏑矢堂と云ふ。其後文明十六年八月合志重隆住吉古閑池上に屋敷城を作り之を住吉城といふ。

九　久米城　久米城跡は泗水村字久米にあり、一名高請城とも云ふ。城主は里前治部頭なりと傳ふ。現今は粟實穰々たる畑地となり、千古の英雄已に恨を呑んで跡なしと雖も、後人をして轉々當時の宏大を忍ばしむ。城床は二町歩許の正方形にして、四方に深濠を環らし、昔は水を湛へ深さ幾何なるを知る可らず、今や東西北の三面を人馬通行の道路となし、西南最深く北面之に次ぐ。南は深く鎖されて耕地となり、僅に其一部のみ昔時の俤を相像し得べし。又城床の中央に南より北に通ずる道あるは、之れ城内に入る道路にして南面は表門北面は搦手なりしならん、此地一帶高燥なるを以て久米山の頂上は此の高請なりしならんか。

十　千束城　千束城は合志村字中林にあり。姥ヶ城又九日城とも云ふ。城主は葦刈帶刀なり。天授の頃今川了俊菊池を攻めし時、小貳松浦等此城をも打潰して通るべしとて攻むるに、前面は深き沼にして近づく能はず、近き林より竹を切らせ埋むれども詮なし、而も葦刈は小勢なれば防ぐに道なく風雨の夜に乗じて退城し、豐後大友を憑み、後浪々として子孫託磨郡健軍の民間にありしと云ふ、信否を詳にせず。

十一　須屋城　西合志村大字須屋にある手城なり。堀土居等の迹今に殘り、北方に花園の痕あり、城主須屋氏は菊池家の庶流なり。

五〇　富龜（カメ）

北合志村字妻越と高永との境にある地名なり。貞觀の頃當所の農民奈我神社の邊にて白龜を得、阿蘇大宮司より朝廷へ奏達せらる、是れ國家富饒の瑞なりとて所司品々の寶を賜はり、嘉兆の龜を獲たる所とて其地を福龜と呼びしと云傳ふ、三代實錄曰「貞觀十八年九月十五日太宰權帥從三位在原行平奏、肥後國合志郡擬大領日下部辰吉所部正六位奈我神社邊於河獲白龜一」奈我神社は今大字新明にあり。

五一　鞍嶽の古戰場

甲斐重村豐後勢を催し肥後國に來りて阿蘇に一夜逗留し、翌日菊池に寄せんと議したりける。武重此事を傳聞し、彼が分際何程の事あらん、道に出て向つて打散さんとて、千五百騎を引具して阿蘇に寄せんとして合志郡鞍嶽の麓に遭遇し、雙方旗の手を進め入り亂れて戰ひしに、甲斐が軍忽ちに敗れ討たるゝもの數を知らず。重村僅に身を以て逃れ豐後に引退き、それより日向に赴き肥後還住の思を止めたりと、按ずるにこの地域は現今の北合志村字湯舟の東部と護川村字中窪田の北部に於けるものゝ如し。今に湯舟の西高柳附近に塚の遺れるものあり、之れ當時菊池勢戰死者の墓なりと里老の口碑に傳はれり。

五二　二重峠

二重峠は昔時肥後藩より東上の要路に當る阿蘇合志の郡界にして坂路九折の難所なり。藩主江戸上下の節、休息所に充てられし御茶屋跡あり、延喜式に曰く、

延喜兵部式曰、諸國馬牛牧肥後國二重牧馬波良牧馬凡肥後國二重牧馬若有超群者進上餘充太宰府兵馬及當國他國驛傳馬。

五三　高尾野

平眞城村にあり。天文の始菊池沒落の日菊池兵庫頭成景と云ふ者、隈府にて死し七歳になれる娘一人あり、其臣荒木助太夫同弟勘左衛門と共に、戰爭の中千辛萬苦して彼娘を育み鞍掛山に潛み、夫より松水高尾野等に移り、彼娘十五歳の時當郡久保田城主稲葉安藝守に嫁す。稲葉後に姓を改めて帆保因幡守と號せしは、此安藝守が一子にて後に加藤家に仕へたり。荒木兄弟を高尾野の初祖とす。兄弟は後陣内村に住して世を終りしと云ふ。

五四　藩政時代大津の古蹟

大津會所跡　舊合志郡大津手永の役所にして大津中町にあり。細川氏藩政時代には大村四十七小村四十六を統治し。郡代一人書記一人を置けり。維新後公賣に附せられ個人有となれり。現今齋藤氏の家門は會所當時の門の儘なりと、されば此處を中心として南北數軒に渉りて其の敷地なり。

御郡屋跡　御郡代の詰所にして前項會所の内にありたり。

御茶屋跡　大津會所と道を隔てたる西側にあり。藩主江戸上下の際に於ける旅館にして、臣下のものは町筋に分宿せるなり。敷地今は個人有となれり。

御茶屋番宅跡　右御茶屋の内にあり。總庄屋の兼務にて在番せり。所謂留守居役の詰所なり。

御前水　大津中町にあり平井なり。藩主止宿の節、茶の湯又は炊爨に用ひし水なり。今は個人の所有となれり。

御客屋跡　大津中町に二個所あり。今は個人有に歸し民家の敷地となれり。舊藩の家老又は他藩の家老等當地通過の際、宿泊所に充てし處なり。

御倉庫跡　上大津にあり。今は個人の宅地となり。或は廣濟寺の敷地となれり。現今武藤氏住所の前面なり。されば同氏方を今日も御倉の前と俗稱せり、倉庫は二棟ありて一棟は戸前十二、一棟は戸前五個あり。阿蘇全郡よりの貢米中繼の倉庫なり。官職制度考によれば本會庫の役員には支配役二人横目二人藏子一人仲仕五人ありと。

御備籾粟倉跡　右會所内にありては四戸前を有し、凶年の節人民に貸與せらるゝ爲に籾粟を備へる倉庫なり。

御高札所跡　大津鶴口にあり今は人家となれり。他藩主江戸上下の際藩主の格式に應じ大小の高札

を立て、在郷家人御郡筒より番をなす。供人數の多少により松古閑橋又は巣戸口に立つことありと云へり。

御陣馬所跡　大津塘町東端にあり、大津竹迫の共同にて驛馬の仲繼をなせる所にして、常役の馬二三十頭を豫備せり。現今は大津病院の所在地となれり、

五五　七名屋敷

大津町昔は田端、津留口、竹内、陣内、平、木下善德といふ七名の屋敷ありて、氏神は天神森を祭れり其後山王社を勸請せりと、これ大津町の始祖なるべし。

五六　大津町西南戰跡

征西戰記云、大津は熊本の東四里に在り。其地形たるや西南開豁にして丘山を東北に繞らす。其北なる丘は平川●村杉水村●上古閑村の臺にして、一凹一凸波濤の如く鞍ヶ嶽の山脈に連り、西南して二重峠と爲り東北して小國山と爲る。其西南の地方は平田にして白川の水阿蘇より來りて其南を流る。熊本より豐後に出づるの道は是の流れに沿ひて上り大津町に來り、二重峠を越え内牧●坂梨を經て東に出て、二重峠峻嶮、寡兵を以て大軍を拒ぐに足る。故に、賊常に此嶮に據り、内牧より攻擊せる我警視隊を扼せり、第三旅團の曩に隈府を拔くや、佐久間中佐の別軍を片川瀨に置き、先づ鞍嶽の險を占領して二重峠を俯視し、湯船杉水を經て竹迫に防禦線を劃し、以て大津に臨ましめしに、賊は壁壘を大津の臺上に築きて我を防ぎて互に勝敗あり。四月十六日佐久間中佐杉水●平川より大津驛に入れる賊の逆擊にあひて克たず。中佐負傷す。二十日官軍諸路進擊す。是日大津の臺枯木町口の戰鬪は、第二第三兩旅團の兵大に勇を皷し戰へりと雖、日既に沒するを以て警戒して天明を待つ、是夜賊我右翼に來襲、破る能はずして去る。二十一日第三旅團昨日配布の兵を以て又進軍の令を下し、更に右翼川村少佐をして賊情を偵察せしむ。大津の賊昨夜自ら潰え矢部濱町に逃るゝを知る。因て直に大津町に入り此を以て牙營とし、守線を白川に沿ふて下陣内より立野に至るまでと定む。

五七　櫻馬場跡

大津町大字室町家の西端豐後街道に沿ひて舊道あり、此所より原水村字南方の杉馬場に至る間を櫻馬場跡といふ。舊藩時代には藩公家臣を從へ、年々觀櫻の爲に遠乘ありしと。今やその名を殘す而已にて往時の偲ぶべきものなし。

五八　櫻山跡

大津町字上大津の東端にあり。面積廣からざるも櫻樹を以て聞えたり。頂上に御籠据場跡あり。舊藩時代藩主觀櫻の地なりと、又櫻馬場の櫻の枯れたる際補植の用に供せしといふ。維新後風致林として保安林に編入せられしが、其後解除せられ、現今櫻樹の見るべきものなし。

五九　銃隊場跡

大津町の東字立石にあり廣さ貳町歩餘あり。舊大津郷士族の子弟集り大塚幸内を教官として明治初年迄十ヶ年餘教練せし所なりしと云ふ。今は畑となれり。

六〇　杉並木

熊本市の北部より大津町を經て二重峠に通ずる舊街道の兩側に天に磨する老杉の蓊々たるあり。傳へ云ふ藤公肥前の植栽に係ると往時は大津町の以東にもありしが、今や或は伐られ或は枯れて盛時の壯觀なしと雖も、其の規模の雄大なることは現存せる道幅の廣大なるに徴して其の一斑を窺ふべし。磧儒頼山陽の詩あり、曰く。

大道平々砥不如　熊城東去總青蕪　老杉挾道無他樹　缺處時々見阿蘇

六一　鐵砲小路附小櫻隊

寛永年中藩主細川忠利の命に依て地鐵砲の者を仕立て土着せしむ、此の一部を里俗鐵砲町と稱す舊上津久禮村の内なりしが今は原水村に屬し堀川區と稱す、左に舊記によりその由來を叙す。

大津原御鐵砲の者由來舊記

一、妙解院様爲御意寛永十二乙亥正月於于大津原御鐵砲之者御仕立被遊候由緒は、當地古往廣漠之荒野にて地形不平にも有之御城よりは鬼門に相當り、殊更豊前豊後表よりの通筋にて軍陣の節伏兵等の儀も無覺束、御城四五里己内箇様の荒野有之候ては御要害不宜候に付、御照覽被爲遊塔迫之上より下は半高山に至り開明候て、御軍用の節御用相立候様、地筒百人程仕立候趣御意被爲遊候處漸九十一人御取立と相成申候事。

一、妙解院様御照覽被爲遊候御時、大津原に外様足輕並之地御鐵砲百人程抱立候様仰出西郡要人殿承候而及御達、吉開平太夫野田角右衛門に被仰、右兩人より鳥栖墨之允被召出致出精御鐵砲之者抱立候様被仰付奉得其意、屋敷一人前口十五間小頭は二十間夫々境を究め、御國中諸方より九十一人召集候事。

一、大津地御鐵砲御切米之儀は、或は大津手永塔迫林上より西は半高山御目當に被遊御座此内開取被仰付、一人前野高二十石宛開取候様被仰付。

但石に付壹斗五升宛野高二十石前十三町三段三畝合千百九十九町七反開明申筈之處有畝今二百四十四町三畝五歩引殘九百五十五町三段三畝二十五歩御切米地不足仕候

附小櫻隊

慶應二年京都に於て細川護久より隊號を頂く。元と蘭式なりしが御英式に改まり、京都川東に於て若君指揮刀を取つて行進散兵銃槍等の操練を行はせらる。其の擧止整然として當時に於ては優良の成績たりしなり。故に本隊操練の時は毎に諸藩の將校來りて見學せりとぞ。又時に天覽の榮を得たりと、本隊の總員は五十名なり。

六二　黒石花立等の鐵砲組

寛永九年藩主細川忠利入國の後此所に放鷹し給ひ御床几場ありしが、曠原平野のみなれば、黒石花立並に飽田郡の内麻生田楡木兎谷の五ヶ所に在足輕を仕立て、軍用防禦の備と爲すべく此野を開き其祿と爲すべしとの命に依りて、五ヶ所に地筒を始めらると云ふ。左に其由來を記すべし。

合志郡黒石花立並に飽田郡麻生田、楡ノ木、兎谷の五ヶ所は地鐵砲の者の所在地なり。寛永十三年太守忠利公、放鷹の爲に今の麻生田地方に出張せられしに、其比飽田合志二郡に懸り曠原叢野なりしかば、後來軍用の爲に在鐵砲の者を定めらるべき旨命あり。斯くて區域を究めらるべき目標を定められ、西は菊池街道限り北は鳥栖辨天山より群山を目當に、東は小山の山を目當に立田杉馬場限り、南は立田山神子松を目當にして此内に五ヶ所の地鐵砲の者を仕立らるべし。望む者あらば訴ふ可きの命ありし故、方々より願出て最初に麻生田組荒々移り込む。此地鐵砲の者の爲に一人前野高二十石宛此畑十三町三反三畝餘、總代小頭役の者には一人前野高四十石宛此畑二十六町六反六畝餘なり。曠原開取に頒ち賜はり右四際の内にて隨分働き拵て開取り不足畝あらば右境外近在百姓屋際たりとも明處あらば開取るべし。尚も不足分は飽田合志の内にて空地を見立て訴達せしめば免許あるべきの由命ぜられ、且五ヶ所松山は右拜領の切米地の内急に開く事手に及ばず各難儀せる所に忠利公放鷹の節地鐵砲の者薪乏しく萱すくね糠をいけて在付かざる體難儀なる由を委しく尊聽に達し不便に思召され、依て未だ聞き得ざる所に松を植えて繁茂せば後年材薪の患ひ有まじと有り難き嚴命に依て、追々植立て畝數百八十町餘に及べり。然るに飽田合志二郡の内右五ヶ所仕立の樣子を聞傳へ近村の百姓如何しけん我勝に右方境の内に鍬を入れ切米地を開取し故に百姓の開地大分入交れり。且切米地床未だ開かざる所をば近村より年々請野に願ひ地床を妨げ狹ばめ出入多き故寛文中訴達して五ヶ所總輪に高三尺の土居を築く。此の如く樣々の妨有て切米地床莫大の不足なり。里老の說に此分は寛文の比の出入分と云ふ。偖又地筒御譜代に仰付られ子孫相續す。寛永十四年肥前島原耶賊屠殺の節召連られ彼地に於て御本陣廻り御幕串の御番總攻の節は澤村宇右衞門の手に屬す、正保年中肥前長崎津へ黒船着津の節差越され、總體外樣御筒同前に仰付られ江戸へも差上され、其外藤崎宮御祭禮御能場押として外樣組同前に地鐵砲の者の内四人宛は毎歲之を勤め、總代小頭役の義御府中を離れ組を預り締方之れ有る故、諸役人段々仰付られ江戸御上下の節も貞享年中より諸切米取の札場に罷出づべき旨命ある故、今以て出來る寛永年中渡邊源之允時季門弟として玉藥拜賜して今以て鐵砲稽古怠たらず、右四際の内拜賜の高御約束前高千四百十三町三反餘内五百六町六反一畝二歩有畝殘り九百六町六反八畝餘不足分麻生田兩組人數二十八人黒石兩組同三十六人花立組同十二人楡木組同十五人兎谷組同七人合地筒九十八人男女總計五百六十餘人總計三代三好彌忠太なり。

六三　安藤今村屋敷跡

安藤上總介今村八郎共に合志の家臣にて、安藤は南郷兩手の押へ士大將にて分限に應せざる程侍を多く持たる者と云ふ、兩人共に射を能くす其射術を試みし所を弓立と稱す、又今の眞宗光行寺の寺地は射場と稱す、天文の頃迄は當所に安藤●今村●帆保●大田黒の四家のみ悠々居住して外姓の人は居らざりしと云ふ其屋敷跡は其陣内村上陣内にあり。

六四　大田黒左馬亮墓

陣内村字町の前にあり、左馬亮性質强暴なり、天正の頃當所にありし富饒の鄕士なり。生涯辻切をなして身を終る。左馬が腹切礫とて投つに的を迦さすと云傳ふ。

左馬殿祭とて維新前には芝居操等をなして盛大なる豐年祭をなせり。この祭を怠るときは左馬殿の怒に觸れて凶作となるとて里老の信念深かりしと云ふ。

六五　數鹿流瀧

數鹿流瀧は瀨田村大字立野の東黒川の流にあり、大分縣道より右に小徑を下れば數歩にして瀧の上に達す。老樹鬱蒼怪巖削立立水猶朦朧として昇り、萬雷の一時に轟くかと疑はれ、往來人の嘆賞措く能はざる所なり。古人の歌に曰く、

老の身の腰を立野にやすらひて杖にすがるの瀧を見るかな

近年此の河流を利用して其上流より黒川水電所の設けありしは別項に說く所の如し。

六六　伯樂屋敷

合志村字後川部に昔日近國無双の伯樂居住せり、奇異なることも有りて神妙の伯樂なりしと云ふ。

六七　千經塚

同村字中林の東平島の向にあり、天正六年四月肥前勢來て竹迫城を攻めし時、寄手の內名ある武士の討止したるを集め此所に葬る里俗千經塚と云ふ。

六八　小園勢屯

合志村字御領出分にあり大津掃部亮軍勢召集の所なりと云ふ。大津掃部亮天正の始比の人にして合志の家臣なり。當時の催促狀の寫あり。其文に曰く。

一筆令啓達候先月內達之通近日中に大友家より可攻來沙汰候因玆其表阿蘇境出張之衆へは安藤氏より委細可申參候何も旁之儀每之通明朝未明に小園場所へ可被成御揃樣猶面談に可得御意候

恐々謹言

八月十三日　石原狩野亮

今村　古庄　大津　大堀木

六九　轟の水

同村字御領にあり、地僻陬にありて其の名顯はれずと雖も清淵の水實に一掬の價なしとせず。

七〇　合志村西南戰跡

征西戰記云、田原植木の賊壘久しく拔けず、是時山縣參軍は山鹿口に出て三浦少將と合議し正面突貫の終に行はれ難きを以て、左翼竹迫を經て大迂回兵を用ひんことを謀り、四月十一日精兵一中隊餘を撰拔し鈴木大尉をして之を引率せしめ、潛行して先づ竹迫を扼し以て之が地を爲さしむ。已にして別働第五旅團と第三旅團とを合し十七日拂曉を以て竹迫より猛進し立田山に出て攻擊せんことを議決す。因て部署を定め大山少將其營を昧取に進む、たまたま報あり正面植木口の賊營柵を棄て遠く逃走すと、我軍直に熊本に入る。

七一　大　峯

泗水村大字住吉南松の下を云ふ、里俗の說に昔時阿蘇山の僧徒七ヶ年廻りに入峯す。七月二十八日山上本堂に集會し、夫より的石に出て二重峠より萩尾を下り當郡平川村川上社にて行事あり。夫より小足村信田の碑前にて讀經あり、當所南松の下に一宿す、故に大峯と號す。當所山王社に詣り板井村大神宮にて行事あり、山鹿碧日置の宮に參り同郡大宮に詣て夫より筑後國に入り黑木より山に入り、七十五日を過ぎ九月三日に南鄕色見村に出て本山に掛出る役の小角踏初と云ふと入峯說に見えたり。

七二　國村屋敷迹

泗水村大字永の西方村外れ小園にあり、楠樹一本あり俗に鬼木と名くる清水ありて太刀作るに德あり不思議の水なり。菊池の刀工延壽國村は始め此所に居たり。後菊池に移りて鬼木の水程よきはなしとて寶劍の仕立には態々此の水を取寄せたりと云ふ。水は今尙ほ夏季に限り湧き出て當時を偲ばしむ。

七三　妙珍屋敷迹

同村大字福本にあり、妙珍は轡作りの名人なりと云ふ。(千代分明ならず。

七四　合志章峯屋敷迹

同村大字高江にあり、佐々木合志の庶流合志源內章峯後に勘解由左衞門と改む。身長七尺五寸力鼎を擧ぐ、天正の始合志合戰に討死す。此屋敷迹此所にあり、章峯の墓を元祿の始土人誤て崩せしに枯骨太だ逞しくして凡類を離れ膝の骨二尺一寸ありしと云ふ。

今度於所々粉骨爲恩賞山鹿志々岐十三町同郡寺島之內十町宛行所也。早可令領知候條如件。

天文三年六月二十三日　　左兵衞佐義宗

合志勘解由左衞門殿

七五　壬生諸石館迹

西合志村大字上生の内に城と云へる所あり、上生の地名は恐らくば壬生より誤れるならんといへば、壬生石の居住地にして壬生村と云ひしならんか。

日本書紀に、持統天皇十年丙申四月十七日戊戌肥後國皮石郡壬生諸石授"位追大貳"並賜"絶四匹絲十約布二十端鍬二十口稻一千束水田四町"復、"戶調役"以慰"久苦"唐地"。

七六　建　石

同村字上生にあり、往古山本郡は合志郡の内なりしが、貞觀二年五月五日合志を割て山本郡を置く其由來を碑銘に記し建置く所を立石村と號す（飽託郡川上村大字小糸山の内）合志山本飽田三郡の境界なり。天文の比上生村三名字安武道覺とて鎗術を能くする大力の者あり、後世に力量を殘して見せんとて彼立石村に行き、呼つて曰く我は道覺なり此建石を奪ひ取らむ口惜くは留よと村民群り襲て渡すまじと寄る處を先に進む者を捕へて五六間投げければ殘黨此勢に怕れて逃歸る。其間に道覺此石を持來り此所に建置くと云へり。今や觀音堂の前に在る石此なりといへども、惜らくば銘消滅して讀むこと能はず。

七七　辨天山

西合志村大字野口島にあり、所謂原野の島なり故に又野の島とも云ふ、山上に辨才天堂並奥の院あり。里老の說に日本中に辨才天の所在は竹生島、江の島、野々島等共に七島あり。是其一にして石測の所なり。又一說に昔日彌次長者と云へる富豪ありて辨才天を信仰し石に彫て此山に安ず。幽明法師も之を信仰せしと云ふ。（文明年中の名僧にして山鹿郡湯町金剛乘寺第三世の住職なり同寺の記に曰く、法師辨才天を信仰し湯町より日々野々島に步を運び參詣せしと云又野々島辨才天の緣起同寺に藏せりと）其後盜の爲に失て今祀る所の靈像は後に出來せり。彌次長者が子孫今に當村に在りと云ふも詳ならず。

七八　合志原の古戰場

水島臺敗戰後今川貞世は其恥辱を雪がんとて、天授三年再び菊池に逼る。武朝合志原に出張し双方對陣し戰期の熟するを待ちしに、菊池方の先鋒河尻左衞門太夫手勢を引分け今川方に加つて味方を散々に射たりければ、菊池の兵少し色めき立ちて危く見えしに大將武朝十五歲なれども父祖に劣らぬ猛將なれば少しも怯まず、雲霞の如き敵軍に突進し一人萬卒に當りて奮戰せり。河尻、笠原、奥山、井田の四人武朝を討んと馳合せて武朝の爲に切て落さる、菊池の家人城五郎兵衞、赤星掃部亮以下主に劣らぬ勇士等命を塵芥に比して透間もなく斬りめぐるに、今川大内大友が大勢菊池の兵に敗られて四方に散亂し、死傷二千餘人に及び、菊池方も八百餘人討死せりと傳ふ。

七九　鳥栖原の戰跡

鳥栖原合戰は建武三年官軍菊池方と足利方との爭なり。抑も尊氏九州下向の時九州の將士其謀策

に欺かれ、肥後の合志・託磨・小代等悉く之に黨與して太宰府に聚る、時に菊池武重京師に在り、一族多く之に從ふ、武重の弟武敏等本國に在り、多々良濱合戰の後此地に戰へるなり。小代文書に建武三年四月十七日小代左衞門八郎光信、鳥栖原合戰軍忠の事を錄し、託磨文書に同十六日鳥栖原合戰託磨別當太郎宗直抽軍忠親族彥四郎被討訖と註したり。

八〇　鳥栖地方西南戰跡

征西戰記云、鳥栖は有泉の南にして其間に石川村あり。有泉は味取山の山麓に在り、卑濕にして要害の地に非ず、然れども石川村を攻るには必ず味取山有泉村に由らざるを得ず、有泉村より鳥栖に至る中間又卑濕の一層甚しき地なり。正面より登る處を櫻天神の臺と曰ひ鳥栖に接す。之を右回すれば石川山の山脈にして又之より左回すれば古閑村上生村の臺あり。古閑の臺上生の臺石川山皆賊壘壁を築きて固守す。而して石川村は植木町より鳥栖村に通ずるの中間にして賊の嘗て兵を置き左右の應援に供せし處なり。（今鹿本郡山東村に大字有泉石川古閑等あり）四月十一日第三旅團鳥栖の賊壘を攻む。午前四時諸隊暗に乘じて齊く進み短兵肉薄賊兵善く拒ぎ刀を揮て我軍を支ふ。我兵刀劍を受くるもの甚多し。午後に至り戰未だ決せず、然れども石川鳥栖の終に拔くべからざるを知り、全軍を收め南田島佐野上生有泉の舊線に復すと。

八一　佐野臺の西南戰跡

征西戰記云、明治十年四月四日第三旅團の一部隊は鳥栖攻擊の命を被り曉に乘じて潛行し、銃槍を以て彼の壘中に突入し佐野村の臺南田島村上生村を取る。賊其不意を擊たれ鳥栖村に逃れ此に固守す。我軍勝に乘じ厚東・竹下兩中佐指揮尤勉め連に鳥栖村を突く、是時賊なほ該村の東南端に據りて我を拒ぐ。我軍力戰効なく北田島に退保す。賊益々壁を堅くし溝を深くして我の進勦を捍禦す。其南田島及佐野の臺地たるや、岡村の臺と對峙し中間北田島村の凹處ありて地勢頗嶮惡此間凹道一二條の通ずるあるのみ。其左右は斷崖にして攀援すべからず。五日賊壘に迫りしも未だ拔けず云々。

八二　陣塚

田島村大字田島東端の高丘にして今は個人有の耕地と竹林となり。高低の差大なる所は七八間に及ぶ、永正六年閏八月十七日菊池政隆阿蘇大宮司惟憲の長子惟長（菊池氏を嗣ぎ武經と改む）と合戰の時、菊池の與力として玉屋三郎貞親二百の勢を催し來り十六日の宵より屯せし所なり。惟長は五百餘騎を率ゐて久米原に陣取り、翌十七日巳の刻より戰始まり政隆遂に敗れ安國寺に入りて自害す。時に十九歲なりと。此地今に陣塚と云ふ。

八三　鬼岩水

清泉村字坂井にあり。清冽極まれり。坂井の地名之に因ると。氏神熊野宮の神水と云ふ。

八四　蛇塚九郎定氏館迹

同村蛇塚の邊なり。定氏は林原與三隆益の三男九郎隆重の四男にして、山鹿郡平山城主平山備後守秀世の父なり。

八五　林原與三隆益館迹

同村字本村にあり。隆益は菊池第七代次郎隆定の七男なり。隆益此の邊を押領し此所に侍等を居らしむ。弓削刑部が嫡子某隆益が娘を盜み戰爭に及びしことありと里俗云傳ふ。

八六　怒留湯某館

同村字打越に金海寺の古迹あり。此地を怒留湯某所領の地なりと云ふ。其子孫民間にありて今尚現在す。大友義鎮及宗麟の感狀等あり。

就舊冬以來茂宗並相良現形之儀以鹿子木寂心同件所々軍營。就中去十八於河尻表防戰忠義感悅候。必追而一段可賀申候。恐々謹言。

三月二十六日　義　鑑（花押）

怒留湯左衞門尉殿

この封書には怒留湯出雲守殿とあり。

今度怒留湯主殿助以同件於所々辛勞由感悅候彌可被勵馳走事干要候。必追而一段可賀候恐々謹言。

十二月二十八日　宗　麟（花押）

怒留湯治部主殿

古　墳

本郡隈府町、城北村、砂村、戸崎村、花房村、旭野村等に横穴古墳甚だ多し。城北村大字迫の横穴よりは、刀、玉、金輪等の副葬品を出せり。清泉村大字龜尾には蛇塚と稱する一大瓢形墳ありて石室及び石棺露出し、圓筒埴輪を出せり。花房村大字木柑子の圓墳には世にも珍しき石人立てり。尙大正七年二月、本縣史蹟調査委員古賀、下林兩氏の本郡泗水村久米古墳の調査報告書は參考に資するに足るを以て左に之を揭ぐ。

菊池郡泗水村久米若宮古墳報告書

一、所在　熊本縣菊池郡泗水村大字豐水字久米區西宅地

一、大正七年二月廿四日、予等、菊池郡泗水村久米安國寺の佛像修理の爲同村の依賴に應じて出張せる松原象雲氏と共に此の地に同行せしが、偶〻本郡々誌編纂委員植田均氏及び同地有志諸氏の東道の下に安國寺の附近なる若宮の古墳を調査せしに意外にも種々の副葬品を發見する事を得たり、左に概要を記して報告となす。

一、古墳の現狀　古墳の存する若宮は久米の村落より西方二三町里俗八帽子と稱する所にあり地勢稍高き雜木林中に一小祠堂あり、之を若宮と稱す。古墳は此の小祠の背後に營まれ、一圓墳にし

て封土の現在は祠堂の地面より高さ約八九尺、周圍凡二十七八間あり、封土の上部殆中央に當り、組合せ式石棺上半露出し蓋石破壞せられ僅に一部を存し他は木葉土砂と共に石棺内に落込み、又附近に散在せり。此の調査に立會たる人々の中には以前本石棺内に古刀及び轡の存在せるを見聞せりと言へば其の如何なる時代に於て蓋石の破壞せるかを詳にせざれども本古墳は嘗て一度發掘の厄に會ひたるものなる事を推知し得べし。

一、副葬品發見の顚末　予等は、此の石棺の蓋石が破壞せられて棺内に陷入れる等古墳の荒廢甚しきを以て其の整理を試み、先づ蓋石の破片を集めむが爲に村内有志の盡力によりて石棺内に陷入せる破片を棺外に持ち出し其の原形に接ぎ合せむことを試み、更に又石棺内の落葉、土砂を取り除きしに計らずも石棺の約中央部深さ二三寸の所に於て轡二個、刀劍の破片二個、鐵鎖樣のもの一個を發見し、更に深さ二三寸にして底部に達し、其の西側に近き所より銅鏡一面、轡二個、刀劍の破片三個、馬具雲珠の中心樣のもの一個、鐵鏃類數個、人齒一枚及び齊瓮土器の小破片一個を發見したり。然れども棺内落葉土砂の混入し既に一度攪亂せる跡明にして、是等の副葬品の原位置を詳にする能はざるを遺憾とす、土砂は下層に至るに從て朱を混ずる事多く殆ど暗赤色を呈せり。

右の内銅鏡は直徑約二寸八分、緣高さ一分に滿たざる小鏡なれども完全なる形を存し背面の文樣、鈕を繞りて比較的大なる方形格あり、内に乳紋を配し、外部にはT字形の圖形を置き内區の一部を爲し、其の部分には外に八個の内區の一部を爲し、其の部分には外に八個の圓坐乳と曲線の異形の文樣を表はす、外區に當る部分は粗なる鋸齒紋と複線波紋の二帶より成りて一段高し、而して此の鏡と完く類似のものを玉名郡江田村字清原の古墳より嘗て發見したる事あり。(今東京帝室博物館に藏す)

二、石棺の形狀　蓋石は、調査の際時間に十分の餘裕なかりし爲其の破片を集めたるも完全に原形に接ぎ合はする事を得ざりしは殘念なりしと雖殆ど其の原形を推定する事を得たり。卽ち屋根形にして先づ棟を平に取りて前後に渡り、棟より四方に流れを取りて其の軒の下には切り込みを彫す、内側は周圍より棟に向つて斜面を取る。この種屋根形の蓋石に於て屢〻見る所の繩掛け突出はこの蓋石に於ては初より存在せざりしものなるが如し。石棺は組合せ式にして内面全部朱を塗り、内法長五尺七寸、幅二尺八寸、深さ二尺六寸、石の厚さ各約三寸あり、殆ど西方を正面とし左右の側壁は各一枚の切石より成る。但し南側のものは附近の樹根の爲中央の所破壞せらる。正面入口は下部に於て低く一枚の切石を以て組合せを爲し其の外方には更に一枚の切石を以て全部を蔽ふ、後方又一枚の切石を用ひ、底部は二枚の切石を敷けり。入口の上方に於て蓋石の一部殘存し内方に向ひて傾斜すれども恐らく築造當時のまゝなるべし。

而して此の石棺が石室の設け無くして直に埋められたること、又組合せ式石棺なること及び其の蓋石の屋根形を爲せること等略玉名郡江田村字清原の古墳に類似し尙前言副葬品中同大同形式の銅鏡を出せしことは古墳の比較研究上大いに注意すべき事にして、又最も興味ある可き事に屬せり。

一、保存法　先づ假に屋根形蓋石の破片を悉く集めて石棺内の一ヶ所に納め、石棺の寸法其の他の調査を終結し尙村内の希望により此の調査を實見せし數十名の者に對して、若宮の庭前に於て予(下林)は今回の調査に於ける遺蹟遺物の大要に就きて說明を爲し地方人士の史蹟保存に十分の注意を拂はれむ事を希望する旨の講話を爲し、此後現場に猥りに立入らざる樣周圍に注連を張り置けり。

一、調査に立會たりしものゝ氏名

熊本縣史蹟調査委員
松原象雲　古賀德義　下林繁夫
菊池郡敎育會囑託郡誌編纂委員
植田均
泗水村前村長
清田芳太郎
同村久米區長　小川長太郎
同　區長代理　大島今次(其他略)

一、遺蹟、遺物の略圖(略)

大正七年五月　史蹟調査委員　古賀德義
同　下林繁夫

第四章　社寺

第一　神社

一　隈府町鎭座　菊池神社

別格官幣社菊池神社は隈府町隈府城趾にあり、明治元年七月太政官より細川越中守詔邦への御沙汰書に曰く、

菊池氏之儀ハ曩祖武時以來累代　王室ニ勤勞シ其誠忠臣分ノ摹範ニ相成候段兼々　御嘉尚被爲在（中略）今般長岡左京亮建言之儀　御採用相成候ニ就テハ（中略）祭祀其藩ニ於テ執行可致旨　被仰出候事

但祠廟祭祀等手續之儀ハ神祇官ヘ可伺出候事

辰　七　月

かくて社殿を創建せらるゝや閭鄕材を進め石を奇せ爭うて其勞に服し明治三年四月廿八日神靈鎭座ましますや何れも眉を揚げ手を額にして「新宮成」の歡喜を發せり、其時の俚謠の一に曰く、

新宮の茅が軒端に照る月の影は朧ろにあらねども、花の昔の慕はしや。

初め鎭座の節は武時、武重、武士、武光、武政、武朝の六柱を祭神として合祀せられしが明治十一年別格官幣社に昇格の際、武時公を主神とし武重公以下左の廿五柱之れに配祀せられたり。

菊池武重　菊池武士　菊池武光　菊池武政　菊池武朝　菊池頼隆　菊池隆舜　菊池武吉
菊池武義　菊池武村　菊池武明　菊池武安　赤星有隆　赤星武貫　葉室善安　葉室高善
加屋兵部大輔　見參岡三河守　莊美作守　宇津宮刑部丞　國分二郎　松田某　岩野某
鹿子木某　下田帶刀

大祭は五月五日にして一日より前齋五日には奉幣使參向あり、秋祭は十月五日にして一日より前齋五日には神輿深川村に神幸あり、蓋し町内の賑合は此日を第一とす。

神苑の櫻樹はもと河原村今村七端の寄進なりしが其後年々植栽せられ花時の美觀縣下第一の稱あり。本社に所藏する寶物及び古書の主なるもの左の如し。

一鏡　模樣丸の內揃鷹羽　一太刀　延壽宣利作　一短刀　同
一短刀　銘肥州國時正平十三月日　一同上　正宗作ト傳フ
一千條槍　長六寸五分（元正觀寺什物）　一槍　延壽國宗作
一槍　延壽宣勝作　一古錢　四緡（開元通寶　洪武通寶）舊正觀寺什物
一屏風　武光公御枕屏風ト申傳フ金箔地ニテ半双ハ松ニ鶴半双ハ梅竹草花龜舊正觀寺什物
一菊池能運朝臣肖像　國寶（舊正觀寺什物）　一史徵墨寶　五冊
一畫　武時公父子袖浦訣別圖（出田氏奉納）
一甲冑　菊池武重公所着ト申傳フ（出田氏奉納）　一太刀　肥前忠吉作
一如意　城越前守所持　一菊池武士木像　一太刀　備前吉則作
一大身槍　銘肥州住同田貫（以下字形不分明）
一古假面　（小木村小川某奉納）
一古文書　一軸十二通　一同　一軸十三通　一同　一軸十五通

當社に奉仕せし宮司左の如し。

長田穂積　出田游龜　菊池忠　澁江公木　菊池武麿

南遊過菊池　　頼山陽

菊池村老兩三家　籬落秋風見暮鴉　世守芳根全晩節　翠楠未必勝黃花

詣菊池神社　　長久保猷

勤王丕績孰能同　欽想尋來山水中　一矢決中鳴大義　闔門敵愾效精忠　帶溪高聳古城郭

披棘初營新宇宮　滿眼烟霞春浩蕩　天鷄相喚上輕風

詣菊池公祠堂恭奉賦　　菊池九江

東望鞍山北箬嶽　古城形勢屹如阜　爰拜廟宇弔英靈　千載感懷悠又邈　方彼豺狼汚紫宸

孤軍奮鬪先致身　遺訓不失菊池操　奕世忠雄眞絕倫　出征關東護幾甸　汗血沾袍幾轉戰

壯哉己亥八月筑水役　九州攝伏如雷電　其奈四方官軍次第衰　芳山駐輦無由歸　花開花落五十年

南朝正朔在東肥　吾來佇立撫松柏　鳥哭風悲天欲夕　不妨累々古碣悉埋苔　威靈赫於連城璧

謁菊池祠　　吉嗣拜山

南北兩朝交甲兵　當時鬪戰盡忠精　千槍截破風雲暗　萬世捧來日月明　恩勅宣哉列官幣

威靈果識護京城　于今激烈菊潭水　流到祠前怒未平

拜菊池公祠追懷其五世效節於南朝得五律詞　　岡千仞

其一

何物敢然沮六師　手弦鏑箭射叢祠　悔謀大事與奴輩　要殉國難答聖知　名義始明討凶賊

威風如在有英兒　中興諸將皆忠烈　腦血率先公獨推

其二

至痛父讐卽國難　臥薪何可忽斯仇　廟議漸遺忠義謀　果爾宴安眞鴆毒

忽看寇賊肆橫流　勤王諸族覆前後　猶幸龍孫鎭九洲

其三

戴將龍種講宏圖　唾手誓期淸九隅　天聰時出妃嬪口

又見山陽就綏撫　落々其和計難合　萬目揭竿無愧賊　一擔叢矢不貲軀　已看南海奉號令

其四

新城錯持擁崔嵬　此地當年卜兆來　芳山半壁是皇都

應敎歌成倚月臺　一咲賊軍十八萬　正色却書嚴國體　詭謀陷敵實奇才　陪班公退趨雲殿

環玖無當講和回　環玖無當講和回

休作新亭悲異鄉　鎮西男子氣軒昂　敗餘收繕鼓聲勢　善後書疏籌恢張　誘敵多方前後伏
麾兵齊發一千劍　本期赤族政忠貞　貝錦其如威我皇

天地元水神社

天地元水神社は隈府横町に在り水波賣大神を祭る、其の由緒を按ずるに神護景雲二年和州三岳山春日大明神御鎮座の節正一位井手左大臣橘諸兄三代の後胤從四位下島田丸兵部大夫　稱德天皇の勅命に依り宮造りの奉行となり社殿造營中水神感應の事ありければ、橘氏嫡流には子孫末代に至るまで水神を氏神とすべき勅許を蒙り爾來世々尊崇奉仕せり、寛永十一年澁江公俊居を隈府町に移し同時に創立せしもの卽ちこれなり。

之より上は　天皇陛下萬歲下は庶民安全五穀成熟等の祈禱無怠執行し、舊肥後國主細川氏よりも例規祈願あり、年々五穀成熟火災消除渡海安全の祈禱を命ぜられ神符は政府に納むるのみならず國中一般に頒布し其の他隣國豐日の諸藩よりも同じく常例の祈禱依頼を受けて神符を授與せしも、私邸內の神社にて維新以來は一家の鎭守となりたりしが明治二十六年二月十六日衆庶參拜を許可せり。

堂山金比羅神社

大字亘輪足山の山腹にあり、元松樹の中に神體を安置せしが謁者線香の火此樹を燒き枯したり。

安政の頃當村の石工某石龕を刻み安置したりしが明治十二年に立山耕雲の主唱により有志相謀りて社殿を新築し十三年四月十日遷宮式を擧げたり更に大正六年拜殿を增築し參詣者日に增加せり例祭は四月十日なり。

天滿宮

天滿宮の古趾は隈府町札の辻にあり社殿も寶曆の頃頽れ御神體新古二體あるを次兵衛甚衛門の兩人にて一體づゝ預れり、此天神は道場寺の鎭守なりしとの說あり、昔は切明町善次郎裏にあり其跡今に少の藪ありて其當時は隈府町の氏神なりし由、武朝阿蘇北宮を勸請の後何時となく北宮を氏神とし天神の祭すたれたりと、今隈府町北宮を九月九日に祭り、座に渡唐の天神の繪像をかけて神酒を皇す、此れ天神古の氏神なる故に北宮祭座にかけて合祀するならんか。

鵜木八幡宮（渡唐の天神とは菅公遣唐使に任ぜられしも唐末擾亂の爲建議して渡唐を中止したるに因み唐裝をしたる天神をいふ。）

大字片角にあり應神天皇を祭れる村社なり、十二月三日を祭日とす。社殿は菊池川の深淵に臨むを以て此の淵を八幡淵と稱し禁漁場たり。

袈裟尾八幡宮

大字袈裟尾にあり亦應神天皇を祭れる村社にして祭日は十二月六日なり。

春日神社

大字玉祥寺にあり、村社にして祭神は健御賀豆智命●伊波比立命●天之子八根命比賣命なり、二月二十八日を祭日とす。

其他同町の無格社は城山北原守山に菅原神社あり上町に皇太神宮西古町に立石神社日吉神社あり

二　河原村鎮座

四宮神社

四宮神社は大字下河原字宮ノ尾にある村社にして阿蘇宮の勸請なり、人王五十一代　平城天皇の御宇大同二年九月十三日前國司肥後守粟田鷹守朝臣の奏聞に依て紀熊人阿蘇第四宮比咩御子大明神（健磐龍命之河原媛宮也）を河原村金鶴山に勸請せり、後三條院延久二年菊池左近將監藤原則隆朝臣肥後を賜り菊池に下向（深川菊城に居ませり）の後當社を再興し菊池二代右近大輔經隆朝臣祭田數頃御寄附進狀（寶永の比燒失）あり以降代々之を崇尊せり、大永享祿の比漸く破壞に及ぶ茲に於て城越前守親冬之を歎じて修覆を加ふ時に天文年中なり（自二年至三年）菊池家沒落加藤氏入國の後家臣佐々備前之を領するの時祭田沒收せらる、爾來は河原一村の產神となれり、神職は大同以來日置氏代々勤續せりと。祭禮は九月十三日なり。大同二年より大正五年迄一千百十年なり。

乙姫神社

大字下河原字高宮にあり高宮山城守藤原清房阿蘇乙宮大朋神を勸請す年代詳かならず。清房は近江國高宮の人征西將軍に從て此國に來り子孫菊池氏に仕へて當村に居住す其屋敷跡は卽ち今の高宮なり、乙姫宮勸請の際は鏑馬等の祭盛なりしと云ふ、今の乙宮山は古の宮床の地にして明治八九年の頃この地に遷して社を建てしと云ふ、祭日は十一月二十五日なり。

藤田菅原神社

大字藤田にあり菅公を祭れる村社にして五靈宮を相殿とす、祭月は十一月二十二日なり五靈宮の神體五柱なるも祭神詳ならず。

當村の祭禮に先たち十一月十七日に藤田眼鏡橋の下卽ち菊池川の大股小股に分流せる小股の川干をなすの古例あり、今尙ほ行はる。昔は通行人に神酒の接待をなせりと。

祭典に關しては區內の氏子を七組に分ち毎年輪番に之を奉仕し古來よりの格式を崩さず今日に傳はる。左に例年の祭坐に於ける料理の献立を掲ぐべし。

御料理献立

御本膳

一、御飯

一、御汁　味噌、鯨一切、短冊大根、午蒡、切昆布、

一、御壺　燒豆腐、芋、大根、（中盛）蒟蒻（しもあ）白盞、

一、御平　敷大根、鯛、午蒡、結昆布、
一、御皿　白髪大根、鮪一切、
御引物
一、擲(たゝき)午蒡、二、鮑、三、鮎ノ酢、四、芹、五、飯湯ノ子、六、新味噌漬一切、七、御神酒、
祭坐組ノ交替ヲ節刀渡ト稱ヘテ左記青茹(あをゆで)坐ニ於テ神官主宰ノ下ニ之ヲ行フ。
青茄坐
一、御吸物　擲菜、大豆、但汁ナシ
御盃・熊谷　二組　但濁酒(冷)
御肴　花鰹　二鉢　但惣輪に紙敷とす
二、御吸物　鯛鮨立
御盃　茶碗　二組
御肴　鯛刺身、二鉢
三、御吸物　石伏魚(とり)
御盃　小椀　二組
御肴　鮎ノ鮓、二鉢

四、御吸物　豆腐
御盃　大椀　二組
御肴　削(そぎ)大根二鉢
硯蓋、竹輪、山芋、海老、鮑、李婦人、
五、御本膳、(祭坐本膳ニ同ジ。但平ハ笹ノ上置)

木庭大山祇神社

大字木庭にあり、大山祇神を祀れる村社なり、往昔此の所は山の入口なりし故に山の神を祝ひ祭れり、十一月九日を祭日とす。

其他同村の無格社としては大字木庭に平原菅原神社中尾神社(春日大神)あり。大字下河原には車石八幡宮、中原中園に菅原神社、天神平に菊池經隆朝臣を祭れる今宮神社あり。

三　旭野村鎮座

岩本菅原神社

大字辨利字岩本にあり、村社にして菅原道眞を祭る。十一月二十五日を祭日とす。

乙姫神社

大字辨利字姫井にあり、祭神は阿蘇乙姫神にして十一月二十六日を祭日とせる村社なり。社邊清水

湧出するを以て姫井の稱起りしと云ふ。

伊萩二宮神社

大字伊萩にあり、村社にして比咩神外十一神を祭る。祭日は九月十日なり。

其他同村の無格社は大字辨利九の峯及泉水に大神宮あり、石倉に菅原神社あり。

四　水源村鎮座

四丁分菅原神社

大字四丁分字長田にあり。菅公を祀れる村社なり。十一月十四日を祭日とす。

原村菅原神社

大字原山の上にあり亦菅公を祀れる村社にして祭日は十一月十三日なり。

其他同村の無格社としては大字四丁分に鬼石熊野坐神社・野中大神宮・塚原神社（天之御中主神）あり。又菅原神社は字窪立石篠倉桑迫の四社あり、大字原には熊野坐神社（字開）横山八幡宮・田代神社（字前祭神不詳）迫の口山神社あり。又菅原神社は字前上園松丸香賀鶴の四社あり。

五　迫間村鎮座

菅原神社

本村鎮座の神社にして菅原神社は大字重味車谷（祭日十一月九日）金峯（祭日十一月五日）大字大平字大柿（祭日十一月十五日）平野（同）大字豐間字東迫間（十一月十一日）戸豐水（十月十九日）大字西迫間（十一月九日）大字市野瀬（九月二十五日）の七社なり。

其他同村の無格社は大字重味に赤馬場神社（阿蘇二宮十一月四日）瀧產神社（一太郎丸外六神十一月十三日）稻荷神社（字杉の元保食神）八幡宮（字杉の元應神天皇）三神社（字川平祭神不詳）荒神社（字仁田不詳）（字佛込不詳）、熊野神社（字權現平須佐男神）菅原神社（字戸宮、前田、杉の元、寺園、仁田宮の前井尻百蒲谷中窪の九社なり前田の二社を除けば他は社殿なり森を鎮座とせり）山神社（字下味大山祇神）水神社（字岩倉小波寶神）、（字白石川岡象女神）大字大平に水神社（字池之元、牧原岡象女神）大字豐間に菅原神社（字中野瀬、迎窪太田菅尾の四社あり）百把田皇太神社水神社（字北浦高德寺岡象女神）（下清水水波女神）大字西迫間に七坪產神社（一太郎丸外六神）水神社（字七坪岡象女神）岩下菅原神社あり。

六　龍門村鎮座

雪野八幡宮

大字雪野に八幡宮の社あり、社殿の構造は壯大の觀なしと雖神威殊に新なりとて毎歲一月一日の如きは參詣者織るが如し、祭日は十一月十五日なり、當社は菊地家第五代經直の勸請せられし處なりと云ふ、現今村社に列す。

菅原神社

本村鎮座の菅公を祭れる村社は大字班蛇口（十一月十七日）大字小木字小楠野（十一月十四日）白木（十一月十四日）大字龍門字長野（十一月二十五日）虎口（十一月十八日）の四社あり。

其他同村の無格社は大字小木に菅原神社（下古閑十一月十五日）（中村十二月十四日）（字松ヶ迫社殿なし）（字中村同上）大字龍門に八柱神社

（寺小手十一月十四日）上寺小野八幡宮（九月十四日祭神は應神天皇息長帶姫命）琴平神社（字矢筈嶽大物主命）大字雪野に菅原神社（鶴古閑）（次郎九）（清水六郎）（丸柱松横倉祭日十月二十五日）大字班蛇口菅原神社（大谷中須上原棧敷野穴川十一月十七日同十五日同二十五日同十七日）あり。

七　城北村鎮座

宮原菅原神社

大字宮原にあり、菅公を祭れる村社にして十一月十四日を祭日とす。

乙皇神社

本村の村社にして大字阿佐古にあり、大地主神を祭る十一月二十四日を祭日とす。

稗方菅原神社

大字稗方にあり大寄府より勸請せる青蝶御供田あり、青蝶祭とは大豆を煮て青苔を懸け供ふ今に青蝶田預來る家ありて其家より供ふるなり。十一月二十一日に祭る。

松尾神社

松尾神社は大字木野岩熊山の麓にありて村社に列す、社殿壯嚴境内又大樹蓊鬱として神威の尊嚴を現はせり春秋兩季の祭典あり、春期は三月二十九日秋季は十一月二十九日とす共に芝居操人形等の催ありて近村の老若男女參詣するもの多く其賑菊地神社大祭に次ぐ。當社造酒に靈驗ありとて造酒家の尊崇殊に深し、今當社の由來を尋ぬるに平城天皇の大同二年九月二十九日山城國嵯峨松尾大明神七社の内胸方中津太神一座を岩熊山に勸請して木野大明神と稱す。後天正十六年佐々隈部の兵亂に社殿破壞し神領亦掠略せらる、社司等神體神鏡神劍を奉じて山中に隱る、加藤清正當國を領するに及び漸く遷座し細川家に至り寛永十四年社殿の再興ありて今日に至れり。大同二年より大正六年迄一千百十一年なり。

其他同村の無格社は大字木野字大坪（十一月十三日）及堀切（十一月十四日）に木野神社（大山昨命）大字松尾大隅神社（邇々藝命）（九月十五日）菅原神社（字木山九月十五日）あり。

八　砦村鎮座

菅原神社

本村にて菅公を祭れる村社は山崎（十一月十八日）水次（十二月十五日）荒牧（十月十七日）の三社なり。

岡田神社

大字岡田にあり、別雷皇太神を祭る。亦村社にして祭日は十一月二十六日なり。

邊田八幡宮

大字邊田にあり、村社にして應神天皇を祭り武内宿禰を合殿とす。十一月十七日は祭日なり。

熊野座神社

大字流川に流川熊野座神社あり祭神は伊邪那美命・速玉男命・事解男命なり十二月四日を祭日と

す。又大字臺字水島にも同神社ありて十月十一日に祭る。何れも村社なり。

寺町神社

大字臺字寺町にあり、綿津見神を祭れる村社なり。十月八日を祭日とす。

瀬戸口八幡宮

砦材の村社にして大字瀬戸口にあり應神天皇を祭神とし相殿に伊邪那美命菅原道眞公を祭る。祭日は十月十八日なり。

高田阿蘇神社

砦村大字高田にあり、村社の一にして健磐龍命を齋る。十月二十日はその祭日なり。

其他同村の無格社は大字水次に居屋敷三宮神社（國龍神十一月五日）菅原神社（大字水次字屋敷大字流川字耳取大字臺字横枕並に西田にあり）何れも社殿なし又上鶴神社臺神社ありて天御中主神を祭る。

九　加茂川村鎮座

清水若宮神社

大字清水字宮前にあり、村社にして菊地經隆朝臣を祭る。九月十八日を祭日とす。

宮園八幡宮

大字清水字藥師町にあり祭神は應神天皇神功皇后にして十二月十三日を祭日とする村社なり。

菅原神社

本村の村社に列する菅原神社は大字新古閑字蓼原（十二月四日）大字甲佐町字居屋敷（十一月九日）大字高島字戸田島（十月三日）大字菰入字西窪（十月八日）の四社あり。

砂田若宮神社

大字砂田字西屋敷にあり、村社にして仁德天皇を祭神とす。祭日は十月十二日なり。

五海稲荷神社

加茂川村大字砂田字南屋敷にあり、宇賀御魂神を祭れる村社にして十二月十六日を祭日とす。

蟹穴熊野座神社

加茂川村大字砂田字東田にある村社なり、祭神は素盞嗚命稲田比賣命にして祭日は十二月四日なり。

羽根木八幡宮

加茂川村々社の一に列し應神天皇を祭り十月十日を祭日とす、大字砂田字北屋敷に鎮座せり。

加惠須賀神社

加茂川村大字加惠字宅地にあり村社にして須佐之男神を祭る、十一月十五日は祭日なり。

其他同村の無格社には砂田菅原神社（字西屋敷八月二十五日）諏訪神社（大字加惠にあり健御名方神八坂前刀賣神を祭る九月二十七日）晩田八幡宮（大字

加惠字晩田十月十四日）戸口島若宮神社（大字高島字戸口島一月十五日）あり。

一〇　菊池村鎮座

北宮神社　附征西將軍宮軍配扇

北宮神社は大字北宮にあり、後龜山天皇天授四年八月菊池第十七代武朝阿蘇北の宮を勸請す、當社は鄕社にして當郡鎭護の神と云ふ。菊池氏全盛の頃は九月九日大祭の日西方に山を飾り神輿此所に御幸ありて翁を渡し能式を勤む、卽ち此能を山の能といひ、其跡今尙殘れり。本社古は寄附の社領神寶等多かりしも天正七年三月薩州勢亂入の時社殿燒失し寶物等悉く奪ひ去られ、征西將軍御寄進の錦の御旗も亦此時紛失し唯に軍配團扇のみ存して今に至れり、稀有の神寶なり。

社殿燒失後は神體を燒殘の樓門に安置せしが明暦二年神殿拜殿末社悉く成就せり、當時の棟札を左に記す、

聖主天中天　迦陵頻伽聲

以上棟

哀愍衆生者　我等令敬禮

鎭西路肥之後州菊池郡隈府庄北宮大明神、元是謂勸請阿蘇十二宮之一社也。創建之濫觴、其間久遠而不知何年何月也、綿時邈歲而柱根摧朽、梁棟傾斜、寢逮于荒廢焉、重次覩之不忍、累歲有欲再興之微意。而不果素願也。今時何時乎、一天治平、四海安泰、而政化達閭里、德澤及庶民、是以郡內府中村市之貴賤、一志戮力、而涓流成海、纖芥爲山、修造財用以備也、今玆春二月中院賚始、秋九月上旬終成風之切也、我願旣滿、衆中望亦足矣。

所奉　仰冀

國君萬歲　家臣千秋　爲頌祝曰　穆々神德　妙用無邊　黎民豐樂　國家安全　世仰春日　道則堯天　子孫久保　君臣萬年　和光常照　威風永扇

重乞願主一族并菊池郡隈府町中各々助緣之衆輩、子々孫々、繁茂昌榮、福壽增長、至祝珍重、穰災祈禍、加意安穩而已焉、

時明暦二年龍集丙申秋九月吉田欽營之

郡司　佐分利次郎兵衛尉氏久
社司　鶴田仁右衛門尉降次
郡吏　河原李左衛門尉吉久
匠氏　宗喜三右衛門尉重知
小工拾五人
郡吏　西寺德兵衛尉勝昌

右棟札裏書左に記す。

願主　宗善右衞門尉重次

肥之後州菊池郡隈府庄　北宮大明神社壇并拜殿再興之事

明暦二年丙申秋九月吉日、隈府町、宗善右衞門尉重次謹造。

現住常光敎寺沙門惠然日芳誌焉。

小比丘世姓赤星氏、菊池之庶流有隆之苗裔也。

此社則生緣之產宮矣、令關此擧染頑筆云。

又曰、如此表書誌、今神殿拜殿二宇、旣今成就畢、多年之本懷、今時滿足矣、然處遠慮於遐代、積居諸而必復可破壞、是以欲於末代爲再興、白銀百目、爲修理添置者也、此利銀年々無滯事者、此頭何永代可退轉哉、誠是偏仰神之威風、殊賴之崇敬者也、仍而如件、

宗善右衞門重次

同社鐘銘左に記す。

肥之後州菊池郡北宮大明神鐘銘并叙

佛以一音演說法、衆生隨類各得解、夫至敎之所以宣傳也、所以鼓舞也、莫大於聲音海中乎哉。若或聞無聞聞見不見見、證無證證、則非痴吻之所敢髣髴也。雖然、去佛世二千六百餘年、遠而遠矣、

澆漓浮虛少信少根、傳而知焉者、見而知焉者、自證自得者亦鮮矣。不見楞嚴會上佛敎大聖文殊、而令擇二十五大士所證、圓通文殊承慈旨、一々點檢、將來唯以觀音菩薩所證之法門、爲圓眞實者、寔有以哉。有客問曰、然則餘聖皆非耶、云不也、如此土耳根最利經曰、今此娑婆國、聲論得宣命、是故被未來世方便門、以此根而修圓通超餘者軒知棟翼、餘聖者如斯而已矣。據本而論之、則二十五大士都無異同、無優劣矣。耳識可見眼根可聽、六根互用大小圓融、而事外無理、理外無事毫端含巨海、芥子納須彌、淨名之鉢饜萬口、寶積之蓋覆大千、是豈善巧方便乎、宛爾而然耳、夫復是彼非此哉、聞者肅然曰、邈哉言也、豈易聽乎、我鄉有神祠、靈感妙應、崇信之者、罔不蒙祓、鄉之豪族重次、以無籃鐘于懷、一日奮然而募一鄉善男信女、翻所摶翕然隨應者多、竟鑄洪鐘一口、以借晨昏、然未有銘刻、請勒前之言、以爲銘辭、不亦可耶。予曰、文辭莊麗、變態奇巧、非吾所能也、而見義非無勇、且又爲結勝緣一擧者也。我大醫王、獨尊三界、應病設方、誠昏卒怠、機境冥運、圓心自在、萬靈蠢然、如瞽如聾、棟眞圓通、除煩惱蓋、六用利動、耳根爲最、梵鐘所施、是福聚海、外靜用空、形頑響快、妙音妙音、匪對所對、或默或言、施會不會、忽惟刀輪、頓脫縲械今阿顚迦、免障性罪、防心離貪、證眞發解、迷濁敎令、倚乃賴乃、山吐晴光、翠光如畫、林漏月輝、淸輝似珠、洫乎悶宮、鐵紐以掛、屢祈屢應、願穀無壞。

寛文壬子夏四月　中笠翁爲銘刻之

元都は熊耳山正觀寺住僧文英の事なり。

此の鐘は維新後福岡縣八女郡黑木町某寺より買ひ取れりといふ。

本社の樓門は正面一丈九尺三寸褄五尺八寸赤塗丸瓦の小宇なれども當社建立の際に於ける遺物なれば實に五百餘年前の構造なり。されば柱根朽摧ちて棟梁傾斜せるを數度切り縮め繼ぎ足して今日に及べりと。

冶工　藤原吉次
隈府之住宗善右衞門尉重次
募緣鐘幷樓成
熊嶺沙門　元都筆之

征西將軍宮軍配團扇

軍配團扇は征西將軍懷良親王の北宮神社に奉納し給ひしものにして今に神寶として同社に現在せり。

横六寸八分竪六寸二分。
地は革にして柄は竹なり但藤にて卷けり。
表は金日の丸は朱なり。
裏は地革日の丸は金なり

征西將軍宮軍麾扇歌　綿引東海

妖氛西起晦乾坤　殺氣盡鎖承明門　中興天子宵肝急　東西梗塞失翰藩　朝勤　王事暮反賊
人臣無常覆又翻　平安宮闕生草萊　神州何處擁錦旗　東海大魚震鰲尾　黑風卷浪冷禁垣
藤公已去楠公死　芳山半壁奉至尊　西陲有人臣武光　磨勵節義報皇恩　一家二十有五世
石與逆賊通聲言　奉勅夙護征西宮　九州風雲勢吐呑　威稜洽及西海道　二十餘年奏豪鞬
菊城之跡見祠廟　階前拜泣薦蘋蘩　神庫仰見軍麾器　緬懷將軍手澤有　漆革爲團篦爲柄
金章燦爛表朝瞰　持之一麾萬軍奮　賊兵恰若散鷄豚　摩挲舊物五百載　勇氣懍々躍曠原
永和門柱儼尙存　尋忠當年斧鑿痕　嗟呼古來保族須忠節　至今勳業傳英烈　箭筈山下拉鬼
人，筑後河畔水聲咽　小貳大友何足云　足利偶象亦斷折　何如公家父子兄弟　忠魂毅魄之
所鐘　誓奉　帝子鎭西海　廟祀永爲百代宗

拜觀　征西將軍親王手澤陣扇

有感恭賦　菊池九江

革爲團幅竹爲柄　描成日月皎々如懸靈鏡　拜跪聞說征西將軍討賊時　揮之百戰傳號令
壯哉龍種自提才　奮起踏翻紫海波　就中筑水一麾衝萬象　自被三創唱凱歌　其奈柱折地雖裂　轟

補得芳山偏安春寂々　君臣之分父子情　夢入行宮紅淚滴　苦艱假作歎時吟　忠節何爲遁世心　可憐馬上周旋未遑　釋申花間妍月夜臺沈　便想寶什當時納祠殿　回復誓欲盈素願　于嗟僻陬五十年間競南風　功烈不讓諸葛武公之白羽扇

征西將軍宮軍麾扇歌

宵井出寶鏡　朽楠露大鏃　名冶千條鎗　禪室古書軸　月描在背日在腹　不問知是南朝物
勤王遺風可屈指　就中軍扇最金玉　革爲舌兮竹爲柄　維昔兩朝事兵戎　西海黃雲又冥濛
藹然古色殆可掬　藏在村廟三尺函　吾跪拜之起敬恭　跨馬瞰視心血烘　指揮拉鬼八千卒
冥濛黃雲伏誰掃　征西將軍氣如虹　回首筑水賣氛惡　此扇時在將軍手　煽起南方不競風
直向狼群決雌雄　身傷刀折猶能戰　殺賊遙聞一路紅　西陲無復勤王鉾　開函莫洒懷舊淚
降至建德文中際　上國滿路皆戰蹤　奈何一夜將星墜

菅原神社

本村々社に列せる菅原神社は大字長田字古閑屋敷（十二月九日）字西浦丁屋敷（大塚十月十七日）字東屋敷（十二月九日）大字村田字居屋敷（十一月十一日）鎮座の四社あり。

佐保川八幡宮

大字深川字菊の池にある村社なり、祭神は應神天皇にして菅公を合祀し十月十八日を祭日とす。

西寺六殿神社

大字西寺字南畑にある村社なり祭神詳かならず或は阿蘇大神とも云ふ。祭日は十二月十五日なり。

西寺神社

大字西寺字屋敷にあり、健御名方神健磐龍命應神天皇を祭れる村社にして、十一月二十三日を祭日とす。

貴船神社

貴船神社は大字野間口字神來にあり九月十五日に祭る村社なり、二十一社記に云ふ貴布禰社は賀茂の攝社なり、延喜式神名帳に云ふ山城國愛宕貴布禰社闇龗神（伊弉諾子云云）初は木船と書き後瑞驗によりて貴布禰と改む今此所にて木船と書は宜しからざる歟、伊弉諾尊軻遇突智を切て三段としたまふ其一闇龗神となる闇龗神は龍神なり、此故に帝雨乞の時丹生宮と貴布禰とに御祈り有る事なり、俗說に往古此御神舟に乘り來り此所に跡を垂れ給ふ船を繫ぎたる木とて社前に松の大木あり、今は植繼げり、船を繫ぎたる跡とて社藪と井手との間に舟形の池あり、祭禮の時酒を備ふと云ふ。

其他同村の無格社は野間口大神宮（字神來十月十五日）西寺諏訪神社（字屋敷健御名方神十一月十一日）菅原神社（大字野間口字井手の上十二月十五日）（大字西寺字下屋敷素戔嗚尊十一月二十九日）（字西寺字辻屋敷十二月三日）（字南古閑十二月十五日）（字宮の本十一月十五日）唐崎神社（大字西寺字下屋敷素戔嗚尊十一月二十九日）なり。

一一　花房村鎮座

若宮

菊池第二代右近大夫經隆の歿後若宮靈社に祝ふ、花房村大字出田の西方田圃の間にあり村社に列す、祭日は十一月二十五日なり、本社は世上一統に稱する若宮と同稱異神なるを以て世人の誤を恐れ、邑人澁江氏に乞ふて碑を建つ。

若宮碑

此祠之成也由來尙矣、今其歲月不可考、實惟菊池第二代藤原經隆公之墳塋也、邑人尊嶺之厚、年奉祭祈豐登穰疫疾、當水旱災禍之變、奉齋酒餞籩豆莫不有事於此焉、因稱若宮、而祀典亦有若宮者、異神而同稱、則後世恐誤以爲祀典之若宮者、故出田邑之庶人、請余使知此祠所祭者、藤原經隆公之靈、爾非祠典所載之若宮者如此。

菅原神社

本村の村社にして菅公を祭神とする菅原神社は大字出田字東屋敷（十一月二十五日）大字廣瀨（字居屋敷十二月二日）大字木柑子（字前田十二月五日）鎭座の三社なり。

其他同村の無格社は天祇神社（大字出田字天祇十月十七日）東屋敷福丸神社（同上東屋敷十月二十五日）居屋敷菅原神社（大字廣瀨居屋敷十一月二日）東屋敷若竹神社（大字木柑子字東屋敷祭神不詳三月十五日）西浦田平矢房神社（同上字西浦田祭神不詳二月五日）なり。

一二　戸崎村鎭座

菅原神社

菅公を祀れる村社は神木を神體とせる大字今字山之上下一月二十五日上古閑（大字森北字八反畑十一月二十四日）赤星（大字赤星字居屋敷十一月二十九日）に鎭座の三社なり。

森北豐田神社

大字森北字東屋敷にあり、天御中主神を祭る村社なり、十一月十八日を祭日とす。

森北栗尾神社

大字森北字八久保にあり、亦同じく天御中主神を祀り、菅公を合殿とし、十月十八日を祭日とする村社なり。

其他同村の無格社は眞弓野神社（大字赤星字眞弓野應神天皇菅公を祭る十二月五日）竹の迫（森北）及八反畑（森北上古閑）の稻荷神社（字賀御魂神十月十六日）なり。

一三　北合志村鎭座

菅原神社

本村内の菅原神社にして村社に列するは大字麓字平（大山祇神罔象女神を合祭す祭日は九月二十六日なり）字高柳（大字麓字高柳合祀大山祇神九月二十六日）大字小原（字西屋敷合祀三神十月十二日）大字伊坂（大字伊坂字西田十月十日）鎭座の四社なり。

湯舟矢護神社

本村々社の一にして大字麓字湯舟にあり、祭神は詳ならず、埴安比咩神外七神を合祀す、十一月三日を祭日とす。

妻越新彥神社

大字新明字妻越にあり、村社にして阿蘇十二神を祭る、九月十九日を祭日とす。

奈我原神社

大字新明字奈我原（高永）にある村社にして祭神詳ならず、或は日大宮比賣神とも云ふ、合殿には健磐龍命阿蘇津姫命あり、祭日は九月二十九日なり。（古蹟富蘭の條參照すべし）

其他同村の無格社としては森山水神社（大字麓字森山七月二日神石）前田八幡宮（大字新明字前田石祠一月十五日）菅原神社（大字新明字前田九月二十日神木）（同上字上早十月二十五日神木）（同上字梅の元出分）あり。

一四　護川村鎮座

中窪田神社

大字矢護川字七の尾にあり村社にして國常立尊外六神を祭る、十一月十七日を祭日とす、里俗婦人の乳計乏しきもの祈て應驗ありと云ふ。

菅原神社

本村内にて菅公を祀れる村社は大字矢護川字立野の口（大年神大山祇神を併せ祭る、祭日九月二十五日）片川瀬（大字尾足字上の窪十一月二十五日）杉水（大字杉水字中窪十一月二十五日合殿大物主神崇德天皇）小林（同上小林十二月二十五日）の四社なり。

尾足日吉神社

本村々社の一にして大山祇神を祭り、九月二十日を祭日とす。大字尾足字鶴に在り。

河邊熊野座神社

大字河邊字小河原に在り。伊弉諾伊弉冊の二神を祭れる村社なり。十一月三日を祭日とす。近年參拜者多し。

其他同村の無格社は諏訪神社（大字矢護川字三ノ尾三月十二日建御名方神八坂前力美神）新開神宮（同上新開景行天皇九月十六日）荒神社（大字尾足字上ノ窪軻遇突智神神本二月二十八日）菅原神社（矢護川字中在日二社十月十二日）（同上下後田八月二十五日）（尾足上ノ窪九月二十五日）（杉水中窪（古宮）八月二十五日神木）（同上矢鋒十月二十五日神木）（大字川邊屋敷十月八日）なり。

一五　平眞城村鎮座

眞木神社

大字眞木字伊勢にある村社なり天照皇太神を齋る、文明年中の建立と云ひ或は合志氏の元祖之を勸請すとも云へり。昔より今に至るまで祭禮の日は社内にのみ雨降ること一年も絶へずと、社域老樹欝蒼天に磨し實に幽邃なる一仙境なり。十月十五日を祭日とす。

古城神宮

古城神宮は平眞城村大字古城字居屋敷に在り祭神は景行天皇なり、本社の由緒を按ずるに里老の

口碑に云ふ、景行天皇十二年筑紫國熊襲御親征有らせられ還幸の際路を此地に取りたまひ行在所を居へ給ふ、土人其地に宮殿を經營し大王宮と齋き奉れりと。從來村社なり十一月十六日を祭日とす。

天之神社

平眞城村大字平川字一丁畑にあり祭神は伊弉諾神雷神意富加牟豆美神なり。里老の口碑に曰く、伊弉諾神里人に神憑りましまして吾を當地に祭らば雷難を除き人民蕃息諸穀登饒馬蹄に至るまて守護し給はんと神託ありければ勸請し奉り、又孝靈天皇の御宇里人に神憑りして雷神を祭れと神託あり依て雷神を祭ると。されば今に至るまてこの氏子には雷難なしとの信念強く霹靂耳を劈くも敢て恐怖することなしといへり。

平川淀姫神社

平眞城村大字平川字宮の本にあり。村社にして淀姫神比咩御子神武内宿禰を祭る。十一月十五日を祭日とす。

大年神社

平眞城村大字平川字猿渡にあり。天御中主神を祭れる村社なり。十月二十六日を祭日とす。

其他同村の無格社としては菅原神社（大字眞木字向村二）（大字平川字天神社八月二十五日）（十二月二十六日）（大字平川字壹丁畑九月二十四日）（同上字宮ノ本二月二十五日）水神社（大字眞木字下前原四月十五日）（大字古城字東原三月十七日）山神社（大字眞木字矢護七月二十一日）（大字古城字向舊十一月十六日）宮の本年神社（大字平川字宮ノ本二月二十五日菅公）八窪稲荷神社（大字平川字八窪十一月八日）あり。

一六　大津町鎮座

大津日吉神社

大津日吉神社は大字大津にあり舊合志郡大津鄕の鄕社なり十一月十八日を祭日とす、其の由緒を按ずるに正保元年九月近江國東坂本日吉神社を勸請す、この社地は現今境内末社なる菅原神社の社地にして從來同社は神木に鎮座して祭舍なく祭事も闕漏せるに依り舊藩の許可を得て社殿を創建し右菅原神社に合同し、後年菅原神社は境内末社となれり。寶暦三年三月舊藩主上京の際海陸安全武運長久の爲め祭事を修せしむ。同七年三月大津鄕中の祈念所となり明治五年三月鄕社に列せり。

室町菅原神社

大字室字道免にあり。菅公を祭れる村社にして天照皇太神豐受姫大神仁德天皇を合祀す、祭日は十一月二十日なり。

室町年禰神社

大字室字東道免にあり。村社にして國龍神彥御子神比咩御子神を祭る、祭日は十一月二十日なり。

引水菅原神社

大字引水字柳塘に在り。菅公を祭れる村社なり。祭日は十一月五日とす。

三吉原稲荷神社

大津町大字引水豊後往還の邊三吉原にあり。安政四年二月伏見稲荷社を勧請せりと遠近賽を投ずるもの多し、又櫻の老樹あり、花時觀客の足跡絶ふることなし。近郊の一勝地なり。

其他同町の無格社としては灰塚（字宅地十一月二十三日）新村（宅屋敷八月二十五日）松古閑（九月二十五日）東道免（十一月二十五日）西道免（十月二十五日）に菅原神社あり。又中窪早鷹神社（引水菅公十一月五日）古宮神社（新村古屋敷國覓神八月二十九日）後迫神社（波邇夜須神八月二十六日）西窪甲斐神社（甲斐宗運八月十五日）出口山神社（宝出口九月二十日）あり。

一七　瀨田村鎮座

菅原神社

大字立野字宮内に立野菅原神社あり。十一月二十八日を祭日とす、又同所字東新所に同しく菅公を祭り十一月九日を祭日とする立石神社あり、何れも村社なり。

瀨田神宮

大字瀨田字後天谷にあり、御中主神美都波比賣神を祭れる村社なり、祭日は十一月三日とす。

大林神社

大字大林字宅地にあり、村社に列し玉依姫尊鸕鷀草葺不合命尊を祭り十一月三日を祭日とす。雨乞するに驗ありと云ふ。

吹田神宮

本村々社の一にして景行天皇八坂入姫尊を祭る大字吹田字燒牧に在り祭日は十一月九日なり、其他同村の無格社としては綿津見神社（立野字坂ノ上十二月巳ノ日）菅原神社（立野字赤瀨十二月二十八日）山神社（同上霧子十月亥ノ日）火神社（同上字古林加具土神十一月十日）あり。

一八　陣内村鎮座

窪田阿蘇神社

窪田阿蘇神社は大字町にあり村社に列し阿蘇十二の神を祭る町村大明神と云ふ大字陣内及町の氏神なり祭日は十一月十九日なり、初は陣内の玉岡に鎮座し當所は御幸の旅所にて文明年間迄は大祭禮あり、その祭典の節は馬場筋にて流鏑馬等あり今に其舊跡に的場或は市場の名を存せり、又露店軒を並べて町立ち賑はひし所なり、されば地名を町と云ふに至れり。

文明年間玉岡より當所に遷宮し爾來十年毎に古宮床なる玉岡に神幸式あり、今に至るまで其式例を改めず。

神幸式次第

一建札　　町村

一鹽水　　上陣内村

一御先拂　中陣内村
一散米桶　下陣内村
一榊　町村
一大麻　上陣内村
一猿田彦太神　中陣内下陣内町村
一御弓　上陣内村中陣内村
一寶劒　下陣内村
一神璽　町村
一内待所　上陣内村
一奉幣　中陣内村
一御神幣（神馬）　下陣内村
一神鏡　町村
一御鉾　上陣内村下陣内村
一三寶（献具）　中陣内村
一御幡　下陣内村
一大鼓（鉄箱）　町村
一御神輿　四ヶ村一ヶ村三名宛
一神宮
氏子行列之順次
一番　上陣内村
二番　中陣内村
中御神輿
三番　下陣内村
四番　町村　以上

窪田日吉神社

當社は大字下町字窪田にあり大山咋神を祭れる村社の一なり、十一月十九日に祭る津田村の内久保田の一部も其氏子なりと云ふ、當社の祭典には近村の老若男女參詣するもの多く流石に廣き社頭も立錐の地なし。

森村神宮

大字森字登口に在り村社にして景行天皇八坂入姫命を祭る。十一月二十五日を祭日とす。

中島日吉神社

大字中島字西鶴にあり、大山咋神を祭り產火々出火見尊豐玉姫命菅原道眞公を合祀し、祭日は十一月三日とす。

其他同村の無格社には菅原神社（下町字窯田十一月二十五日）（陣内字鶴十一月二十九日）嚴島神社（中島字西鶴十一月三十日）（森字堤）榎鶴阿蘇神社（陣内字榎鶴神木）順田神社（陣内字吹田仁德天皇大山咋命祭之姫命十一月二十九日）あり。

一九　津田村鎭座

若宮八幡宮

若宮八幡宮は大字津久禮字宮の上にある村社なり、十一月三日を祭日とす。景行天皇十二年八月熊襲征伐として築紫に御幸し賜ひ、事成て還幸の時當國御船の里より託摩郡を經て當地に來り給ふに野廣くして行幸の道もなし、仍て近隣の里民に道を開かしむ、時の詔に曰く與久津久禮とありしゆへ後に唱へて津久禮の村と號しぬ。是れ村名の起なりと云ふ。後こゝに諸冊の二神を祀りて產土の宮とす。此れ天地開闢山川拓殖の神德を尊み齋き奉りしものなり。又冷泉天皇の安和年中に若宮八幡大神を合祀せり。是亦八幡大神の修身治國平天下の御神德萬代に秀でさせ給ふによれり。其後當村の白川の流れ近くにあり、年々水害あり、五穀熟せざること少からず人民の苦み限りなし、仍て水德の神を祭り相殿の御柱を定め水害の防護を祈願せり。當社の祭神は左の如し。

伊弉諾命　伊弉冊命
仁德天皇　息長足姫命
應神天皇　水波賣命

下津久禮日吉神社

大字津久禮字下津久禮にあり大山咋尊を祭れる村社なり、十一月三日を祭日とす、竹迫家傳に云ふ中原師員正治年中當所並原口村住吉村の阜に日吉山平社を建立すと、これ其の一なり。

大堀木菅原神社

大字久保田字大堀木にある村社にして菅公を祠る。祭日は十一月三日なり。

其他同村の無格社は菅原神社（久保田字中代出分十月二十五日）（同上川久保九月二十四日）（津久禮中屋敷十一月十四日神木）（同上新山九月十七日神木）猿田彦神社（久保田字役給十月十三日）川窪神社（同上川久保祭神不詳）阿蘇神社（津久禮字村ノ上七月四日神木）八幡宮（津久禮字下屋敷十月十五日）水神社（同上前田六月二十四日神木）日吉神社（同上八久保九月十九日）今石神社（同上今石六月二十六日健磐龍命）なり。

二〇　原水村鎭座

大原阿蘇神社

大原阿蘇神社は字新町にあり村社に列す、祭日は十一月二十三日なり。舊藩主細川忠利寛永九年初めて本國に入部し後三年にして此地大原野と云ふ廣蕪を拓き新に材落を設立するに際し、六柱の阿

蘇神靈を勸請し、國家安寧五穀豐熟氏子蕃息の擁護を祈念す。故に稱して大原の宮と云ふ。實に寛永十二年九月十五日なり。

蘇古鶴神社

當神社は字上堀川に在る村社なり、十月二十九日を祭日とす。

肥後國合志郡蘇古鶴村者始郊原而人里遙遠也于爰國司細川前越中大守源朝臣忠利來視彼地曰斯東北兩道之境也堅警衛堀大阿分流漾水造列家屋便步卒居于此邑然衆士一信欲勸請新邑鎮護之靈神其丹心合明虛乎阿蘇一之宮健磐龍命大明神二宮姫大明神　現于蘇古鶴于時寛永十二年乙亥秋九月十四日新宮殿崇祭矣古此神乘鶴翼鎮座于日域阿蘇縣今處號因可謂奇然亦白黑之靈水流長汲萬歳而不可謂竭也天神者以人之敬增德光人者依神之擁護添運者宜爲如在之靈尊也

菅原神社

村社に列せる菅原神社は柳水（文龜元年創設）入道水（明應二年三月創設）古閑原（寛文五年十一月創設）に鎮座の三社にして、何れも十一月十五日を祭日とす。

其他同村の無格社としては火除水神社（字新町八月二十六日水波能女神）稲荷神社（字馬場十二月十八日神石）古閑原西園神社（字古閑原八月十七日西宮朝臣）菅原神社（字南方十一月二十五日）（字中尾十月二十五日）あり。

二一　合志村鎮座

竹迫日吉神社

竹迫日吉神社は大字豐岡にあり舊合志郡竹迫郷の郷社なり、十一月十九日を祭日とす、合志山王の記に云ふ。（抄略）

肥後州合志郡竹迫村内原口村日吉七社天明神は人王八十二代鳥羽院御宇正治二年庚申三月十五日竹迫氏之先祖齋院次官大膳大夫親能四男攝津守師員の草創なり。（中略）

大永八年六月三日再興すと大永年の中の棟札に見へたり。夫より五十九年を經て天正年中合志氏擒に就て神宇廢す、寶永三年の冬漸く再出來畢ぬ。

社記に云ふ、當社は日吉山王二十一社の内中七社を祀る。上七社は住吉村下七社は窪田村に祀ると。或説に中七社は村吉村に祀るとも云ふ。

本村の無格社としては菅原神社（上庄字城山伊弊冊神菊理姫神十一月二十三日神石）（上庄蛇ノ尾一）（月二十五日）（同上平町九）（月二十五日）（同上城山二）（月二十五日）（同上箇井十）（月二十五日）（榮字鹿水十福原）（月二十五日）（字佃）（竹迫字南屋敷合併）（榮字屋敷九）（月十一日）事代主神社（竹迫南屋敷合祭猿田彦大神）あり。

二二　泗水村鎮座

久米八幡宮

大字豐水字久米に在る村社なり、十二月十日を祭日とす。集説に云ふ朱雀帝天慶三年二月尾藤少

輔隆房之を建立せり。祀る所の神、中は應仁帝、左は阿蘇健磐龍命、右は武内大臣なり。相殿左は住吉、古は天滿宮、内宮天照太神馬場末に若宮あり。

住吉日吉神社

日吉山王社は大字住吉にあり大山咋神を祭る。十二月十八日を祭日を祭とす。現今の村社なり。草創の支干分明ならず、竹迫氏の家傳によれば中原師員正治年中當村並原口村津久禮村の阜に日吉社を建立せりと、又里俗の説には當合志郡は昔日江州比叡山延暦寺の寺領に附せられ、桓武帝延暦二十一年宣命に依て江州坂本七社を勸請す、今の神官坂本氏は當時神輿を捧して下向せし坂本左近將監の末葉なりと。其他の俗説種々あり。

福本八幡宮

聖母八幡宮は大字福本にあり、神功皇后仲哀天皇應神天皇を合祀する村社なり、九月九日に祭る。社記に云ふ後二條帝嘉元二年九月九日日置丹後守藤原恒治玉名郡千田庄聖母八幡宮を勸請し、恒治卽ち其社職を掌る。明應二年閏四月阿佐古式部少輔源武貞之を再興し、隈部上總亮源忠直武貞に代つて棟札を書けり。（忠直七十五歳の筆也）其文に曰く、

合志郡福本村八幡聖母宮梁牌

奉造替福本八幡大菩薩御寶殿　右恭以當社者千田社分軀之垂跡也其千田者香椎聖母大菩薩爲本社於一宇中有三所之尊又分半坐世以稱八幡宮亦不宜哉抑此神廟不致修營有年朱甍頹斜而盲風透尊容之膚碧瓦廢壞而瞶雨溫玉衣之裳也故予成運斤之風遂造建之功焉神明豈有不感應乎　凡神社者其神之全體也赤白和合者形胎金兩部之理智焉頭前廣者表和立鳥居則阿之字姿也内證外用相應本跡不二之趣也所以神依人敬耀威光人依神德得運命者也　伏願天長地久文德武雄風調雨順國富民饒更祈子孫與從類益繁榮恩祿與福貴彌增長加焉壽算保百二十歳家名傳六十餘州　乃至法界平等利濟

明應癸丑二載閏四月吉日　　大願主阿佐古式部少輔源朝臣武貞敬白

大工貞利小工五人

裏に三月十一日斧立人同四月二十八日遷宮文者隈部上總介忠直自筆御殿拜殿同時に建立せり大工七百人の作事なり。（此の棟札巾五寸長さ四尺あり）

菅原神社

村社の社格に列する菅原神社は富納（字居屋敷十一月十五日）永村（字前畠十一月十五日）永村出分（字石ノ本十一月二十五日）富出分（字四谷十一月十七日）鎮座の四社あり。

平原熊野座神社

大字富納字平原にあり。伊弉冊神を祭れる村社にして十二月二十二日を祭日とす。

村吉日吉神社

大字吉富字東屋敷にあり。村社に列し、大山咋神を祀る。祭日は十二月十日なり。傳へ云ふ、清原元輔の家人後藤豐前守藤原實重寛和元年江州山王を勸請して社を建て、二男實秀を以て、神職となせしものなりと

富村若宮神社

大字吉富字大町にある村社なり、祭神は若彦神天照太神なり。安德帝壽永二年陸奥守師重の建立にして菊地武時再興し、尙合志次郎隆直修理を加ふと傳ふ。

高江出分神宮

大字豐水字東にあり。天照皇太神を齋る。村社の一なり。十一月一日を祭日とす。

高江年神社

大字豐水字西川原に鎭座す。種產靈神・倉稻魂神・保食神を祭れる村社にして、十二月一日を祭日とす。

田吹神社

大字福本字福田にあり。鶯姫を祭れる村社なり。祭日は十一月十八日とす。傳へ云ふ昔日紀夏井當國の守護として下向の時鶯御前と云へる上臈迹を慕ひ尋來り、夏井に遇はずして此所にて病死す。里民之を憐み葬りて墳上に木を植へて鶯御前と呼ぶと。

他同村の無格社としては馬場水神社（住吉字馬場十二月十三日神木）前田神社（同上前田十二月十三日）住吉神社（同上北小路表十二月十三日中筒男神）流鏑馬神社（同上平原二月十八日）上窪太神宮（同上窪十二月十三日石祠）上窪若宮神社（同上）福原阿蘇神社（永字福原九月十五日）若山神社（豐水字西宅地九月十九日）西宅地若宮神社（吉富字西宅地若比咩神）菅原神社（永北畑下窪）（吉富時町八月二十五日）（吉富西宅地）天神社（福本西谷）あり。

二三　西合志村鎭座

弘生菅原神社

當社は一に老松天滿宮と云ふ大字合生字八反原にある村社にして十一月二十九日を祭日とす。社記に云ふ　白河帝承保元年菊地則隆大宰府天滿宮を此所に勸請し老松天神と號す。南朝正平十一年菊地武政修造し大永二年赤星周防守親隆之を再興せり。（或說に菊池則隆延久元年三月託磨郡山崎村に天滿宮を建立し其後或夜の夢中に一童子梅花一枝を車に載せて引通る、則隆如何なる梅にて何地に行やと問ひければ車の駐まる所卽ち我在所なりと答ふ。則隆其迹を慕ひ行くに峯に一株の松ありその岸下に駐まると見て夢覺しに、枕頭に一枝の梅あり、玆に因り車を造らせ僕に曳かせ夢中に見し道を經るに夢裏の松に彷彿たる松樹あり、卽ち此所に梅を挿す、今の拜梅是なり。松下に一社を建つ實に延久四年十二月なり。寛正二年再興す）其後燒失して復た建築せり。

菅原神社

大字合生字弘生にあり社記に云ふ、圓融帝天祿二年國主清原元輔靈夢に依て宰府天滿宮を勸請し弘生大明神と號す、且宰府宮居の梅枝を挿けるに忽ち枝葉長生するに依て臥梅神と稱すと云へり無格社にして祭日は十一月二十九日なり、

矢具大明神

當社は大字野々島字鳥栖にあり。一に三所大明神とも稱す。一座彦火々出見尊一座阿蘇大明神一座比咩神なり。祭日は十一月二十九日とす。淳和帝天長元年（或記十年）雩祭として建立の社也、彦火火出尊山之幸ありて獵を好み弓箭を携へ給ひし故に神號を矢具と稱す。今に至る迄雨を祈るに感應あり。後深草帝正嘉元年天下旱魃の時阿蘇二座を合せ祈り三所大明神と稱す。天文十一年城越前守親冬阿蘇大宮司惟實と議して修造を加ふ。昔は神事行幸あり。

當所の地名鳥栖は往古此所に異なる大木の樹あり。枝毎に諸鳥巣を掛けて栖みし故自然に地名となると云ふ。

江良乙宮神社

西合志村大字合生字東原に在り。村社にして比咩御子神を祭る。十一月十九日を祭日とす。

大池神社

西合志村大字御代志字上野にある村社なり。和氣清麿朝臣を祭る。十月十八日を祭日とす。

上生菅原神社

西合志村大字上生字北野にあり。菅公を祭れる村社なり。祭日は十一月十九日とす。

須屋神宮

西合志村大字須屋にあり。伊弉諾神●大山咋神●譽田別尊を祭れる村社の一なり。十月二十九日を祭日とす。

黒石神社

西合志村大字須屋字西屋敷（黒石）にあり。村社に列し彦火々出見神●國常立神●彦火々瓊々杵神を祭る。祭日は十一月一日なり。

其他同村の無格社として鬼塚稻荷神社（合生字鬼塚十月十七日）菅原神社（合生字萩迫九月二十五日）（合生字本村十一月二十九日）（御代志天神兎十一月二十五日神石野々島字西原九月二十五日神木）（同上天神島十一月二十三日）唐崎神社（合生字石立十一月一日）（同上立割十月二十九日）熊野神社（同上字石立伊弉神）野々島神社（野々島字野々島市杵島姫神三月初巳日）四宮神社（合生字居屋敷比咩御子神）あり。

二四　田島村鎮座

田島菅原神社

大字田島字龜甲に在り。菅公を祭れる村社にして大巳貴命少彦名命を合祀す。正親町帝元龜三年八月五日滿壽院神主田島左近大夫の勸請なりと。

南田島菅原神社

大字南田島字宮迫にあり十一月二十五日を祭日とす。村社なり。

其他同村の無格社としては北原菅原神社（南田島字北原十一月二十五日神木）（田島字北原九月二十五日神木）岡村稲荷神社（田島字岡村一月六日）龜甲穂胎神社（田島字九月十九日龜甲倉稲魂神）明神平大原神社（田島明神平十二月十一日伊弉冊神）あり。

二五　清泉村鎮座

熊野座神社

大字龜尾字城平（十一月二十三日）大字林原字井手平（十一月二十九日）兩所に同名神社あり、共に村社に列し伊弉冊神●速玉之男神●事解之男神を祭神とす。又大字橋田字中手町（上橋田）に同神社（十一月十五日）あるも祭神は伊邪那美神一座なり。

菅原神社

大字小野崎字方保田（九月二十五日）下橋田（大字橋田字屋敷三月十三日）に鎮座し、共に村社に列し、何れも地名を冠する菅原神社なり、

内島四面神社

大字蘇崎字前畑にある村社にして猿田彦神を祭る。祭日は十一月九日なり。

稲荷神社

大字蘇崎字打越及び大字小野崎字松島に鎮座せり。共に村社に列し（十一月十八日）宇賀之御魂神を祭る。其他同村の無格社は城平大神宮（龜尾字城平合殿天兒屋根命）菅原神社（龜尾字上谷宅地二月廿五日）（同上字下谷宅地十一月二十四日）（同上字北畑十一月二十四日）（林原字五反田九月二十五日神木）粟島神社（蘇崎字神村）あり。

附記

一、阿蘇十二神

建磐龍命　新彦神　叱咩神　新姫神　國龍神　若彦神　比咩御子神　彌彦神　彦御子神　國造神　若姫神　金凝神

（右鎮座）下河原四宮神社　伊萩二宮神社　重味赤馬場神社　妻越新彦神社　窪田阿蘇神社　榎鶴阿蘇神社

一、大原阿蘇神社

阿蘇津彦神　國龍神　新彦神　阿蘇津姫神　新比咩神　比咩御子神

一、產神社

一、太郎丸　二郎丸　三郎丸　花田姫　花形姫　花守姫　花依姫

（右鎮座）龍產神社　七坪產神社

一、八柱神社

神皇產靈神　生日產神（玉集產日神魂結產巢神）御津食神　高皇產靈神　足產日神　大宮能賣神　事代主神

(右鎭座)寺小尾八柱神社　松尾神社合祀

一、山神社

大山祇神

一、水神社

罔象女神　或は水波賣神

一、稻荷神社

保食神或は倉稻魂神或は宇賀御魂神

第二　佛閣

一　正觀寺

熊耳山正觀寺は隈府町字正觀寺にあり。興國五年菊地武光之を建立して菩提所となし寺領六十六町を寄附す。開山は大方恢和尙なり。大方は洛陽建仁寺の開山榮西千光國師の法孫にして鎌倉圓覺寺秀山中和尙の法嗣なり。鎌倉建長寺嵩山和尙に從ひ藏經を司れり。武光大方を招き正觀寺顯孝寺(顯孝寺は八代郡にあり今廢迹たり)を司らしむ。本寺は菊池家全盛の頃は頗る繁昌せる巨刹にして代々碩學の高僧多く殊に菊池爲邦の時奏聞して十刹の位に列せられ。其公帖今尙同寺に傳はれり。左に揭ぐ

肥後國正觀寺事早可令爲十刹之由處被仰下也仍執達如件

寶德三年八月十二日　沙彌判

住持

正觀寺之事披露仕候處卽被達　上聞十刹御敎書並公文被調進候目出度候巨細萬松院可被申入候間令省略候由可被御披露候恐惶謹言

十月九日　沙彌元秀判

菊池殿參人々御中

後菊池家衰頹し大友家支配の時寺領を沒收せられ、樓宇爲に傾倒し、加ふるに兵火の爲に灰燼に歸し舊時の壯嚴終に尋ぬべからざるに至れり。天正十五年佐々成政隈府城を攻落せし時僧徒悉く退散し、加藤家の肥後を領せらるゝに及び米十石を給せられ、又元祿三年二月寺領高十二石五斗餘の寄附ありき。今の村口は昔時の山門にして寺內に十四坊ありと云ふ。諸名家の寄進狀書翰其他古文書等數十通現存し、且祖師以來の法衣器物等猶傳はれり。

寄進　正觀寺

肥後國千田莊永富村內田肆町事

右爲子孫繁昌殊後世菩提處奉寄彼田地之狀如件

文中三年五月二十日　肥後守判(武政公也)

寺領山本郡之内大清水村六十六町永代寄附之
於當寺武光武政常朝代々寄進地之事領掌不可有相違者也仍執達如件
應永十八年十一月十九日　肥後守判（兼朝公也）

正觀寺方丈

正觀寺　竹添井々

黄花一片護帝子　秋風吹老菊池里　我來吊古正觀寺　滿庭落葉掃不起　忠魂夜哭雲有聲　苦雨凄煙十八城

二　菊池五山

菊池五山とは征西將軍懐良親王の命に依り、菊池十五代武光の定めたる五個所の寺院にして、東福寺・西福寺・南福寺・北福寺及大琳寺是れなり。

輪足山東福寺

隈府町大字亘にあり。天台宗叡山正覺院の末寺にして澄慶法印の開基なり。本尊は千手觀音にして行基の作なりと云ふ。五山建立の時再興して其一に加へられ、本寺には來潮の筆になれる懐良親王及菊池氏二十五代の肖像を所藏す。毎年八月朔日供養を營み參詣人をして拜觀せしむるを例とす。寺は丘腹にあり。遠近の眺望頗る佳なり。

無量山西福寺

菊池村大字西寺にあり。本尊は阿彌陀如來にして和銅二年の開基と云ふ。菊池武光五山を建つる時其の一に加へたるものにて、寺後に赤星有隆城武岑の墳墓あり。

手水山南福寺

花房村大字出田にあり本尊は藥師如來なり、舊天台宗なりしを武光再興して五山の一に加へしものか、今は草堂僅に存するのみ。

袈裟尾山北福寺

隈府町大字袈裟尾にあり。元と天台の敎刹にして弘仁年中傳敎大師の開基なり。初は永福寺といへり、上宮は傳敎自作の大日如來を安置し鎭守は山王七社を勸請し、中堂は一刀三禮の藥師並に十二神彫刻山下に十二坊を建立し、勅命として御祈禱料千石千貫寺領等賜る。斯かる大刹なりしも一時廢跡となり菊池第十代武房之を中興し、武光の五山建立に際し北福寺と改稱して其一に加へられ、晨昏の梵鐘耳に滿て無明の眠を覺し、眞如の月影朗にして座禪の狀を照せしも、世換り星遷り殆ど頽廢に逮ばんとするを、僅に小庵を存して往昔の殘燈を點すのみ。

九儀山大琳寺

菊池村大字大琳寺にあり六臂の觀世音を安置す現今の瓦葺堂宇は明治三十三四年の頃改築に係る

と云ふ。

三　江月山玉祥寺

玉祥寺は隈府町大字玉祥寺にあり、本尊の勢至菩薩は安阿彌の作と云ふ、球摩郡永國寺の末寺なり菊池爲邦菩提寺として建立せり。開山は竺庵仲尖大和尚なり。爲邦重朝の墓は院内の西方にあり、今の十六羅漢は大清和尚の代に出來たり、大嶺和尚の代に本堂新に立ちしも程なく燒失して又建立あり。當寺開基より既に四百六十餘年を經たり。

爲邦奇進狀

一當國野原郷之内倉滿牛水田畑之事

依志買收寄進玉祥寺と云任彼證狀之旨可有御知行也仍狀如件

長祿四年庚辰　　肥後守

玉祥寺　　衣鉢待者

荒木日向の寺領目錄に三十三町六反三歩此外に小代之黑崎藏滿牛水兩所也我等代官仕所如件とあり。時に寛正元年正月二十日なり。（長祿四年に寛正と改元せり）

四　廣現寺

隈府上町にあり慶長四年熊本西光寺四世の寺務了海（一に了祐に作る）の創建なり。故に又菊池西光寺といへり。明治五年現稱に改む眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。明治丁丑の亂兵燹に罹り堂宇悉く燒失せり。現今の堂宇は明治二十一年四月の落成なり。

當寺の巨鐘に水足博泉の銘あり。曰く

方域維桑　郡縣維菊　金帝爰祀　靈鐘爰卜　有中含無　爲天地谷　暗中證明　祈蒼生福　月落霜下　萬籟嚴肅　鯨吼雷怒　百鬼率伏

五　檀林寺

隈府立町にあり。元正觀寺村内なり、熊本延壽寺の末寺にして元和元年、月感之を創立せり。眞宗東派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。

六　正等山妙蓮寺

隈府立町にあり。元と下町にありしが火災に罹りて現所に移れり。寛永八年（或は十八年）元立院日圓の開基にして熊本本妙寺の末寺なり。日蓮宗にして釋迦牟尼佛を本尊とす。

七　西照寺

隈府井手端にあり。慶長十一年八月敎善の開基にして（或は十七年道琢とも云ふ）敎善後には峯庵道環と改む。西覺寺三世常念の次男なり。本寺は眞宗興正派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。飽田郡佛嚴寺末なり。

八　西覺寺

隈府町立石にあり。明應五年賢超了善の開基なり。了善俗姓は高千穗因幡守惟世豐後國大塚村を領し、本願寺蓮如法主に歸依し、出家して法名を了善と改め當寺を建立す。佛嚴寺末に屬す本尊は阿彌陀佛にして眞宗本願寺派なり。

九　安樂庵

隈府町字居屋敷にあり。元祿十六年六月西覺寺の徒弟素玄なるもの同寺境内に一宇を建設し安樂庵と號す。以後子孫繼承す。眞宗本願寺派に屬す。

一〇　藏六庵

隈府町屋敷にあり。曹洞宗に屬し十一面觀世音菩薩を本尊とす。明和元申年玉祥寺住太淸の創立にして玉祥寺末なり。

一一　知足寺

隈府町字立町にあり。淨土宗に屬し阿彌陀佛を本尊とす。寛永年中創建初祖泰岩俗姓は相州三浦氏の嫡流にして其性勇氣拔群舊藩細川家祖宗其先豐前小倉在城の時軍門内密の事件を托せられ、每事功あるに依り細川家封を當國に遷さるゝ際泰岩を召連れ小倉知足寺を熊本に移せしが、明治十年兵燹に罹り堂宇燒失す。同二十五年熊本市知足寺町より當地淨土宗極樂寺跡へ移轉し堂宇を建設したるものなり。

一二　蟲氣觀音

菊池神社正面の坂路曲折せる中腹に逆修堂あり。細川重賢「武士のすみかは荒れて樹むし」と記されたるはこれなり。俗に蟲氣の觀音と唱へ小兒の癇癖を祈るに靈驗ありとて遠近來り賽するもの多し。祠畔老楠日を遮りて境幽又遊客の筇を停むるに足る。

一三　光滿寺

隈府町大字亘にあり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。古東福寺坊中大德院といふ坊頭の寺なりしと云ふ、菊池家斷絶の後立山德太夫なる者天文の頃京都本願寺に登り剃髮して玄誓と改め本尊一體を頂戴し來り。元祿四年二月五世圓玄代に至り本願寺より光滿寺の寺號を許れたりと。（七年四三の開基なりと）（改ば寛文）

一四　光善庵

隈府町大字片角あり。曹洞宗に屬し十一面觀世音菩薩を本尊とす。竹庵を開祖とするも創立の年月詳ならず。寺内に菊池第十九代持朝の墳墓あり。

一五　養林山峯泉寺

河原村大字木庭字中尾にあり。元禪宗にして城越前守の建立なりと云ふ、寺内に城越前守の墓あ

り。養林院峯泉居士と銘せり。本尊は觀世音なり。今は廢寺となりて庵といふ。又鎭守樣と唱へて幼兒の參拜するもの多し。

一六　大寶山圓通寺　今は圓通庵と公稱す

圓通寺は旭野村大字辨利字岩本にあり。延久年中菊池則隆の創搨にして大寶山と號す。臨濟宗に屬し本尊聖觀世音菩薩は行基の作なりと云ふ。元寇の際外夷攘斥の祈禱を命ぜられ賞功に預り寄附の寺領も拾五町に及び四百餘年の間繁榮せる禪刹なりしが、其後兵亂打續き堂宇頽廢し、今は僅に觀音堂一宇を殘せるのみなれども圓通と題せる圓形の石門と斷崖の梵字(大悲)とは昔の偉を追想するに足る。境内所々に安置せる羅漢の石像は彫刻の妙技に驚かざるものなし。

此地合志川を帶び鞍嶽に對し實に鎖夏の一閑境なり、境内には明治二十年頃迄は小學校の設けありしが今は村役場を置けり、

當寺に大友宗鱗の寄進狀ありしが明治維新の際紛失せりといふ。其文言左の如し。

一寺領十五町宛行倶宿願成就目出度造營祭禱之儀湯淺播摩守え申付候猶期來迎候恐々謹言

天正二年九月三日　義鎭

圓通寺へ

一七　水淨山興福寺

迫間村字平野にあり。寛文八年妙蓮寺開山元立院日圓の建立にして熊本本妙寺末なり。昔金峯村にありし興福寺を本として取立てしと云ひ傳ふ。日蓮宗にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寺内に鬼子母神を祭る。皮膚病(特にざくろ)(柘榴)の祈願に靈驗著しとて近來り賽するもの多し。

一八　壽寶寺

迫間村字東迫間にあり。眞宗本願寺派に屬し、本尊は阿彌陀佛なり。初は妙光寺と云ふ。寛文五年惠安の開基なり。

一九　桑林山光九寺跡

迫間村大字西迫間に在り。本尊は馬頭觀世音なり。現今は光九庵と號し僅に一草堂を存す。當寺昔は現位置より前方田の中にあり。開山は練室金大和尙にして隈部上總介忠直の菩提寺なり。忠直は應永三十三丙午年五月午の日午の刻に誕生せり。故に馬頭觀世音を安置す。午の刻は晝の九つなり。因て光九寺と名附くと云ふ。忠直は菊池持朝爲邦重朝の三代に仕へて文學の譽ありし人なり。境内に忠直の父紀伊守源朝豐及母義雲慈孝禪尼の墓並に忠直の母追福の經塔あり。

現今同庵の寶物として保存せる蟬の音釜といへる古器あり。隈部氏の使用せるものなりと云ふ。

この釜地金は鐵の樣に見ゆれども間々銅色の如き光澤の現はれ居るを見る、その何物たるかを辨別しがたし。俗に金の釜なりと云ふ、形狀色澤頗る古雅にして實に稀有の珍寶なり。

二〇　寺尾山大圓寺跡

大圓寺の跡は龍門村大字龍門字寺小野にあり。今は僅に一堂を存するのみなるも往昔は寺小野部落一圓にありしものゝ如し、當寺の本尊は大日如來にして開基の年月未だ詳かならず。境内に墨染櫻の歌を刻せる石碑あり圍らすに玉垣を以てす。是れ卽ち菊池武士の吟詠なり。武士は武重の弟にして其後を繼ぎけれども身體虛弱干戈旁午の間其劇勞に當るに堪へず、或は爲に官軍の振はざらんことを恐れ、後を武光に讓り髮を削りて寂照入道と號し世を捨て飄然として去る。世以て其志の美其行の高きを稱す。嘗て當寺を過ぎるに時恰も櫻花の今を盛りと咲き出でたるを見て詠じて曰く、

袖ふれし花もむかしをわすれずば
わが墨染をあはれとは見よ

一唱眞に英雄無限の感慨を識るに足るものあり。今存せる石碑は後人の此歌を刻せるものなり。所謂墨染の櫻なるものは今は枯朽して存せず實に一大恨事なり。又堂前の田畦に十尺有餘の石塔一基風雨に晒され往時を偲ぶの種となれり。天授二二年卯月日蓮忍と彫刻せり(二二年は四年なり)

墨染櫻　武藤一忠

英雄出處誰能識、獨脫戰袍晩節崇、悵惆金湯成碧野、一株花蕚恨春風

二一　鳳儀山聖護寺廢跡

聖護寺の跡は龍門村大字斑蛇口字鳳來の山腹にあり。大智和尙の建立なり。大智は宇土郡の產にして幼名を萬仲と云ふ。七歲にして寒巖和尙に從ひ二十四歲にて渡元し三十四歲にて歸朝す。菊池武時の歸依僧なり。寺床當時大なる古木鬱々たる靈地なりしも今は大木は斧を加へられ、大部分は水田になりて農民の蹂躪に委し、殘部には斷碑處々に壘々として當年の盛況を尋ぬるに由なく、唯寺床の西南小高き所に一塔あるのみ。銘して明應六年正月二十一日當寺九世令峻と云ふ。

大智和尙住山の時に山居の詩八首あり。左に記す。

其一
一抹輕烟遠近山　展成淡墨畫圖看　目前分外淸幽意　不是道人俱話難

其二
截斷人間是與非　白雲深處掩柴扉　當軒裁竹別無意　祇待鳳凰來宿時

其三
名韁利鎖留不住　晦跡煙霞水石中　折脚鐺兒煎野菜　住山自效古人風

其四
草屋單丁二十年　未持一鉢望人烟　千林果熟携籃拾　食罷溪邊枕石眠

其五

萬象之中獨露身　更於何處著根塵　回首獨倚枯藤立　人見山分山見人

其六

焚香獨坐長松下　風吹寒露濕禪衣　有時定起下雙澗　瓶汲五更殘月歸

其七

空林卓錫卜幽栖　冷淡寒風實可悲　荷葉滿地無錦補　白雲爲我座禪衣

其八

終日搬柴運水中　分明顯露主人公　三千日月觀成敗　坐斷須彌第一峰

元德二年菊池武時玉名郡石貫村紫陽山廣福寺を建立し大智に附與せられたり。今同寺に存する菊池武重の當聖護寺への寄進狀に依り當時の盛大を想像すべし。

ほうき山のさかひの事

ひんがし、ひやうどうみちより、みなみまめうのゝざいけのまへの大だう、それよりよこまくらのみなみのおさき、おなじくまつがねのをだちより、なべ山のおだちくだり、にしはつゝみのどうのしものはやせの北の山、十丁ばかり入て、それより穴川の在家の西のおゝ川のほりのみなをよりかぜむれたけのぜんぢやうつへさかひ、おなじくひんがしへもつへざかひ、ことゝくくさしん申候ところなり、よつて四しさかひのしやう、くだんのごとし、

えんげん三ねん三月二十七日　ふぢはらの武重

鳳儀山古墟　武藤一忠

巳自幡蛇口衷過　高低茅屋兩三家　殘垣只見前朝寺　日暮寒禽叫碧羅

二二　善龍寺

龍門村大字雪野にあり。寛永元年圓明の開基なり。山鹿湯町光專寺下なり。眞宗本願寺派にして本尊は阿彌陀佛なり。

二三　明嚴寺

城北村字松尾にあり。天正元年淨念の(一に正通)開基にして熊本西光寺下なり。阿彌陀佛を本尊とし眞宗本願寺派に屬す。

二四　西方寺

城北村大字木野にあり。天文五年西法の開基にして京都端坊末寺なり。阿彌陀佛を本尊とし、眞宗本願寺派に屬す。

二五　正敎寺

砦村大字邊田にあり。文祿二年明誓の開基なり。京都興正寺下なり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。

二六　勝明寺

加茂川大字菰入にあり。永正二年空心の開基なり。空心は俗姓本山氏より出て延壽寺に僧たり。後歸村して本寺を創立すと。本尊は阿彌陀佛にして眞宗本願寺派に屬す。京都興正寺下なり。

二七　照嚴寺

菊池村大字西寺にあり。寛永二年宗善の開基なり。始め木山村にあり眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。

二八　觀音庵

菊池村大字村田字都甲にあり。淨土宗に屬し觀世音菩薩を本尊とす。創立年月及開山詳ならず。

二九　駄護地藏（地藏庵）

菊池村大字深川にあり。淨土宗に屬し本尊は地藏菩薩なり。牛馬の守護佛として畜産家の信仰厚く遠近來り賽するもの多し。殊に一月四日には牛馬を牽きて參詣するもの夥し、里俗の說には菊池氏の時馬屋別當某の墓所にて其上に堂を建て地藏に祝ひたりと堂前の石體は以前の馬船と云ひ傳ふ。

三〇　正林寺

戸崎村大字赤星にあり。慶長十八年空順の開基にして（三百四年）京都興正寺末なり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。

三一　土釋迦

戸崎村大字今にあり。首及兩手は木にて作り腹はエッツをかき土にて塗立てたる座像の大佛なり。俗に土阿彌陀と云ふ。佛體損したる時は僧を請て誦經し其譯を告て塗直すとなり。

三二　鞍嶽山善光寺跡（藥師堂）

善光寺の古跡は北合志村大字麓字湯野山に在り。今は藥師堂となりて存す。

三三　無動寺彌護山蓮華院廢蹟

無動寺の古跡は護川村大字矢護川字中窪田にあり。開基年代宗旨等分明ならず。或は桓武帝御宇禎快上人の草創と。本尊は不動明王にて當山に八峰八谷あり。往昔は谷毎に僧坊十六坊ありしと云ふ。

三四　圓滿寺

護川村字矢護川字御願所にあり。天臺宗に屬し本尊は不動明王なり。この不動尊は元と矢護山に在りて無動寺彌護山蓮華院の本寺なりしを、天正の頃薩兵の掠奪に際し隱匿して遷佛せしものと云ふ。舊藩主の命に依り慶安四年八月當地に再興し、竣功の後大津鄕の祈願所とす。現今の堂宇は假本堂なり。

鞍嶽祭禮の日は遠近の參詣人牛馬の息災を祈るため當寺に參拜するもの多く頗る雜沓を極む。

三五　西光庵

護川村大字杉水字下鶴にあり。淨土宗に屬し阿彌陀佛を本尊とす。熊本往生院末なり。創立年月詳ならず。

三六　光尊寺

大津町大字大津字松古閑にあり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。熊本西光寺末なり。開基祐圓は當郡古城の城主齋藤山城守三代の孫齋藤上總之助の二男齋藤重次郎剃髮し祐圓と號し、承應二年一寺を建設して光尊寺と稱せり。

三七　大願寺

大津町大字室字東道免にあり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。開基淨誓は山鹿郡長坂の城主星子美濃守の末葉星字義武剃髮して淨誓と號し、慶長十七年一寺を創立し大願寺と稱す。熊本成滿寺末なり。

三八　廣濟寺

大津町大字津字町屋敷にあり。日蓮宗に屬し釋迦牟尼佛を本尊とす。當地方日蓮宗信徒の情願に依り明治十三年八月許可を得て一寺を創立し、大津山廣濟寺と號す。本妙寺末なり。

三九　圓通庵

大津町大字室字東道免にあり。曹洞宗に屬し本尊は觀音佛にして藥師佛を合併す。舊他田郡横手村吉祥寺五世節堂和尚の法弟淨智の開場に係はる。創立年月詳ならず、享保七年七月再興すと云ふ。土地小高く大津の町家を眼下にし、遠く阿蘇の憤煙を望み一眸開豁特に觀月に名を得たり。

四〇　光德寺跡

光德寺の廢跡は陳内村大字陳内に在り禪の古迹なり。河尻大慈禪寺三世鐵山禪師遷化の地なりと云ふ。

天正年中薩兵來り財產を侵奪せし時當寺の什寶鐘皷をも土中に埋藏せし程なり。今は田地となりて唯その名稱を遺すのみ。

當寺は白川の上りにあり。曾て鐵山在住の時に此淵の河伯夜々來て參禪す。又客殿の襖障子に高僧の繪あり。河伯毎に請へとも許さず。和尚遷化の日此の障子七枚自然に飛び出て川に入る。是より七障子淵と稱すと云ふ。今日中島に通ずる樽橋を架して七障子橋と呼ぶ。

四一　光行寺

陳内村大字陳内字津留にあり。本寺は阿彌阿佛にして眞宗東派に屬す。當寺は元と天台宗の寺院にして當村上園に在りしが天正十四年堂宇兵燹に罹り纔に一小室を餘す。寛永年間加藤氏の臣保々清太夫の子清伍なる者剃髮して祐安と號し、寺跡に再興して之に住す。承應三年改めて眞宗東派に屬し熊本延壽寺末となる。

四二　淨念寺

原水村字堀川にあり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。傳へ云ふ春日の作に係はる木佛なりと。本尊は元と舊合志郡(現今は飽託郡)弓削尻村にありしが寛永十二年鐵砲小路の置かるゝに際し村中の招きにより現地に移れり。開基慶誓は山尻より掛持としたりしが二代慶貞より全く此所に移れり。

四三　聞光寺

原水村字新町にあり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。本寺の由緒を按ずるに熊本見西寺の衆徒康雲なるもの僧業一代居住の許可を得て現地に住し其後願繼ぎて世襲し明治十年永代庵室の許可を得、得光庵と唱へ見西寺末に屬す。同十二年七月寺號公稱の許可を經て現稱聞光寺と改む。

四四　竹迫五山の跡

竹迫城繁榮の比當所に五山あり。長福寺●國泰寺●金龍寺●清壽院●金福寺なり。皆廢跡となれり。僅に小堂の存するは清壽院のみなり。

四五　嚴照寺

合志村大字竹迫字屋敷にあり。眞宗本願寺に屬し阿彌陀佛を本尊とす。按ずるに當寺の宇治惟人の苗裔小國櫻尾の城主にして竹熊櫻山二十五町を領せし山隈惟春八世孫山隈孫兵衛惟成天正年間の兵亂にして所領を放たれ、臣僚數人と共に當地の天台宗福壽院に來り、剃髮染衣釋門に入り了祐と改め後眞宗に歸し慶長十六年一字を設立し、同年五月十九日本願寺唯如上人より嚴照寺の寺號を賜はる。熊本佛嚴寺の末に屬せり。

四六　佛教寺

合志村大字幾久富字村廻に在り。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。舊記に徵するに大友の末流高知穗因幡守惟世入道して了善と改め弘治年中當國に來り其子高知穗采女守惟次亦入道して了順と號し、元龜三年四月草庵を結び住す。寛永三丙寅年五月寺宇を創立して佛教寺と公稱す。熊本佛嚴寺末に屬す。

四七　眞教寺

合志村大字幾久富字小園にあり。眞宗本願寺派にして本尊は阿彌陀佛なり。元和年間了忍の開基にして熊本明專寺末たり。(一に元祿六年了閑の開基なりと)

四八　等覺寺

泗水村大字住吉字北小路にあり。眞宗本願寺派に屬し本尊は阿彌陀佛なり。寛永年中の創立にして熊本佛嚴寺の末寺たり。僧壽淸を以て開基とす。明治十一年一月永村より七體の佛像を遷せり。

四九　眞月寺

泗水村大字福本字東請にあり。阿彌陀を本尊とし眞宗本願寺派に屬す。當寺は舊合志郡幾久富村佛教寺の支配たり。然るに土地遠隔佛事不便なるを以て、法弟知見なるもの天明年間一代居住の許可を經て佛事を辨理せしが、其後四代世襲し自然に菴室の體を具ふるに至り、明治十一年菴室の許可を乞ふて眞月菴と稱す。同十二年七月寺號を許され眞月寺と改む。

五〇　安國寺

安國寺は泗水村大字豐水字久米に在り。文德天皇仁壽二年（紀元一千五百十二年）圓觀僧都の開基なり。始め青原山壽勝寺と稱す。曆應二年（吉野朝延元四年）足利尊氏奏聞して國毎に安國寺を建立するや此寺を革めて官寺となし安國寺と號す。永正六年閏八月肥後守護菊池政隆阿蘇惟長（武經）と爭ひ戰敗れて此寺に入り自刃す。墓は堂の後方にあり。再興第一祖東明慧日和尙が法嗣圓郢和尙に與へたる書に曰く、

示壽勝郢長老

有揮斤之手。無受鄧之姿。則不然。有受鄧之姿。無揮斤之手。亦不然。古所謂弟子求師之難。師求弟子亦難、從上先覺。授受之際。炳如日星。照映今古。宗風之盛。本之隆也。豈似今時遞相沿襲師資之義渾然。要知先覺之明驗宗風之盛大。不亦難乎。郢首座相從有年。巨福自侍香、而至分座。潛符密證。唯吾所知。適時緣會合肥州壽勝古刹。始預諸山之列。帥府辟命。因從成成行。徇能以佛祖授受爲心。正好向荒村小院中。接一人半人。以起吾宗之墜緒。不辜平昔之志願。亦不負老僧所知之意。行矣毋忽。

大正四年村民は寺迹の保存を圖り堅牢なる石垣を環らせり。其記念牌に曰く、

一路秋風。夕陽滿原。遙見公孫樹巍巍衝天。曰。久米里是也。里屬于菊池郡泗水邑。有名刹。稱安國寺。仁壽壬申。天台僧圓觀始開墓於此。稱曰壽勝寺。曆應己卯。足利尊氏奏。每國建寺。以號安國。制曰可。於是移伽籃於此。名護法青原山壽勝安國禪寺。里人呼舊址曰堂床。猶言寺址也。永正己巳。菊池政隆與阿蘇惟長戰。不克。入寺自刃。故葬於此。堂宇屢災屢築　及明治維新。又爲廢寺。星移物換、今也小宇纔存。巨樹徒語往年。世知其來歷者殆罕。名刹之蹟。漸將歸於湮滅。豈非可惜乎哉。於是平邑人相謀。環以石垣堅牢無比。乃建豐牌。敘來歷。以垂芳躅於百世。亦是邑人之志也矣。

大正乙卯十月下浣　　植田均謹撰

今の本尊釋迦牟尼佛は永正の兵燹後新調せるものなり。大正七年二月修理の際本尊左の腕付內部に『廼永正十二年乙亥閏二月十七日書之大願主當寺官南汀正鵬（花押）佛師元竺法眼（花押）の墨書銘現はれたり。

五一　敎法寺

西合志村大字野々島字花園にあり。眞宗本願寺派に屬し本尊は阿彌陀佛なり。寛永十三年正月創立京都興正寺末なり。僧立正を以て開祖とす。

五二　淨蓮寺

西合志村大字野々島字八通丸にあり。阿彌陀佛を本尊とす。眞宗本願寺派に屬す。慶長年間僧明玄の創立にして京都興正寺の末とす。

五三　法性寺

西合志村大字上生字城敷にあり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。正保四年僧宗雪の開基なり。明治十年四月兵燹に罹り堂宇悉く燒失せり。

五四　天德寺の跡

天德寺の廢跡は田島村大字田島にあり。文永十一年蒙古襲來の時鎌倉より此條遠江守隨時同修理亮宗定當國に下向し所願に依て此所の長大森某と相謀て再興すと云ふ。今存せる石牌あり。銘に大屋宗歡山主禪師文祿三年十一月十一日とあり。本尊は地藏なり。里俗地藏堂と云ふ。今は小宇のみ存せり。

五五　光德寺

田島村大字南田島字前田屋敷にあり。眞宗本願寺派に屬し本尊は阿彌陀佛なり。明治維新後五體の佛像を合併せり熊本西光寺末にして慶長年間了玄の開基なり。

五六　遠慶寺

清泉村大字龜尾字平屋敷にあり。眞宗本願寺派に屬し阿彌陀佛を本尊とす。當寺の由緒を按ずるに太永二年二月藤原宗次なるもの剃髮染衣眞宗に歸し空珍と號し一宇を創立し延壽寺と稱す。四代圓海慶長六年寺宇も熊本に移す。其寺跡に元祿二年八月八代郡今泉村寶讃寺前住職素玄來り住し堂宇を再興し、天明八年四月寺號を遠慶寺と改め天保十六年本堂を再建す。

五七　神龍山碧巖寺

碧巖寺は清泉村大字龜尾字城平にあり、臨濟宗東福寺派に屬し地藏佛を本尊とし維新後合併の佛像四體あり、當時の由緒を按ずるに後土御門帝文正元年菊池第二十代肥後守爲邦三十七歲にて所領を嫡子重朝に讓り、其身は剃髮染衣と成りて尖活仍勢居士と號し私弟を本とし自ら袈裟を掛け碧巖集を講ず。碧巖寺と稱するはこの故なり。開山は曹洞派如拙伯巧和尙なり。長亨二年十月二十三日爲邦五十九歲にして卒す。其後國郡擾亂の時寺院荒廢して民舍に異ならず、他宗の僧等交々住持す。慶長年中加藤淸正の入國に及び當時の衰敗を歎き、禪宗に復して寺領を寄附し京都東福寺の前住職淸韓長老を請じて住せしむその當時の寺領高五石寺地二反三畝藪四反と云へり。其後淸韓辭して歸洛す。細川氏に至り尙ほ先規に從ひ修覆を加へし事あり。現時の堂坊は藩主の命によりて改築せしものな

りと云ふ。當山には名什佳寶夥多なりしも、僧侶の交迭頻繁なりしと星霜を終る久しきとにより多くは散失して存せず。今は僅に爲邦乘用の鞍骨、鏡、提唱せし碧巖集等の數寶殘れるに過きず。寺内綠陰の下清水潺々々として俗塵を洗ひ、千尋の松風颯々として煩想を拂ふ、眞に一閑境なり。瑩内に爲邦の墓碑あり。爲邦僧形の畫像に清韓の賛あり。曰く、

藤原朝臣爲邦公者奕葉肥之後州之使君而菊池氏二十代之英主富有一國德甲九州知名勇功誰敢角雄末年傾心於佛乘染指於禪法染衣祝髮號尖活仍勢大居士以菟裘之地爲禪刹山曰神龍寺曰碧巖今僂指百有餘年于玆也當住月谷座元命工繪肖像請、拙偈一首題其上

衣冠巍々舊朝天　着被袈裟後入禪　德色道香今尙在　紫藤花開碧巖前

慶長壬子歳舍六月　日　　前住東福後住南禪清韓書

又當寺及熊野宮の額は清韓長老の筆痕なりといふ。

元祿七年惟心と云ふ者洪鐘を鑄て懸け府の妙解寺向陽密巖銘を作る。其銘に曰く、

肥州之域　合志之封　碧巖名寺　山號神龍　菊池廿主　嘗歸心宗　拾茅成利　玆遺厥蹤
巧公緊祖　誰敢當鋒　夫人而傑　地也靈鐘　移庭奇石　排簷古松　後林蓊欝　前川沇溶
懸水遶砌　洗滌塵客　猿抱子嶂　鳥啣花峯　現住耆衲　模範孔顒　衆力所戮　金銅融鎔
臺簾高架　新掛華鐘　載考載擊　干横千縱　一觸耳朶　資福避凶　和曉霜下　送夕陽春
唯願伏此　釋梵影從　門風鐘護　國家時雍

五八　合志三十三所觀音堂

一　鞍嶽山觀音寺　二　高柳上野佛供石　三　平村　四　小原村
五　高永村妙巢庵　六　住吉村天應寺　七　永村　八　永村出分善福寺
九　河邊村楊柳山觀音寺一〇　尾足村　一一　片俣村　一二平川村代繼山西福寺
一三　大津後迫水月庵　一四瀨田村柳池山安養寺一五上陣内村玉岡寺一六　塔迫村圓通庵
一七　古閑原村宮内　一八　新町宮内　一九　鐵砲小路宮内二〇上古閑村添木（素益）
二一　竹迫町醫音寺　二二　竹迫油古閑　二三　二子村　二四　二子村乙九
二五　上莊村城山長福寺　二六上莊清壽院内國泰寺二七　中林村　二八　後川邊村
二九　江良村德運寺　三〇　久米村　三一　南田島妙蓮寺三二　板井村梶迫
三三　橋田村日羅山橋田寺

五九　菊池三十三所觀音堂（札所）

第一番　隈府町輪足山東福寺
第二番　迫間村大柿千手觀音堂
第三番　同村平野興福寺

第四番　同村茂藤里觀音堂
第五番　龍門村雪野同上
第六番　迫間村道園觀音堂
第七番　同村伊倉東岳山萬永禪寺
第八番　水源村四丁分(柴原)觀音堂
第九番　旭野村岩本圓通寺
第十番　同村伊萩觀音堂
第十一番　戸崎村妙見同上
第十二番　同村赤星千頭觀音堂
第十三番　花房村出田觀音堂
第十四番　菊池村村田靈鷲山觀音寺
第十五番　同村深川觀音堂
第十六番　同村西寺觀音堂
第十七番　砦村山崎同上
第十八番　隈府町袈裟尾北福寺

第十九番　同町玉祥寺玉祥寺
第二十番　迫間村西迫間光九寺
第二十一番　隈府町正觀寺觀音堂
第二十二番　河原村木庭(下)同上
第二十三番　龍門村寺尾野大圓寺
第二十四番　河原村木庭(中尾)養林山峯泉寺
第二十五番　同村下河原(日向)觀音堂
第二十六番　戸崎村今村觀音堂
第二十七番　菊池村北宮同上
第二十八番　隈府町片角光善寺
第二十九番　同町大琳寺九儀山大琳寺
第三十番　同町北原觀音堂
第三十一番　同町汐塚同上
第三十二番　同町下横道同上
第三十三番　同町横道藏六庵